

（「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に  
関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に關す  
る二千十二年のケープタウン協定」により修正され、及び実施さ  
れる「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条  
約に關する千九百九十三年のトレモリノス議定書」の規定）

（参考）



（「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する二千十二年のケープタウン協定」により修正され、及び実施される「千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書」の規定（第一条(1)(b)、第二条から第八条まで及び第十一条から第十四条まで並びに附属書））

（訳文）

千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する千九百九十三年のトレモリノス議定書

#### 第一条 一般的義務

- (1) この議定書の締約国は、次の規定を実施する。
- (b) 千九百七十七年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約（以下「条約」という。）附属書の各規

則の規定。ただし、この議定書の附属書に定める修正に従うことを条件とする。

## 第二条 定義

この議定書の適用上、別段の明示の定めがない限り、

- (a) 「締約国」とは、自国についてこの議定書の効力が生じている国をいう。
- (b) 「漁船」とは、魚類、鯨類、あざらし、せいうちその他の海洋生物資源を商業的に採捕するために使用する船舶をいう。

(c) 「機関」とは、国際海事機関をいう。

(d) 「事務局長」とは、機関の事務局長をいう。

(e) 「主管庁」とは、漁船の旗国である国の政府をいう。

(f) 「規則」とは、この議定書によって修正された条約附属書の規則をいう。

## 第三条 適用

- (1) この議定書は、締約国を旗国とする海上航行の漁船（採捕物の加工も行う漁船を含む。）について適用する。

(2) 附属書の規定は、専ら次の用途に使用される漁船については適用しない。

(a) スポーツ又はレクリエーション

(b) 魚類その他の海洋生物資源の加工

(c) 研究及び訓練

(d) 魚類の運搬

(3) 附属書の規定は、別段の明示の定めがない限り、長さ二十四メートル以上の漁船について適用する。

(4) ある章の規定の適用に関し、当該章において漁船の長さの限度について二十四メートルを超える長さの限度が定められている場合には、主管庁は、長さ二十四メートル以上当該長さの限度未満の漁船であつて自国を旗国とするものについて、当該漁船の種類、大きさ及び運航形態を考慮して、当該章のいずれの規定の全部又は一部を適用すべきかを決定する。

(5) 締約国は、優先度が高い事項として、(4)に規定する漁船であつて同一の地域で運航するものについて、当該地域における運航形態、保護された性質及び気候条件を考慮して、主管庁がこれらの漁船について適用する一律の基準を定めるよう努める。そのような一律の地域的な基準は、他の締約国が了知するよう回

章に付するため、機関に通報する。

#### 第四条 証明及び寄港国による監督

(1) 規則の規定に従って証書を備えることが要求される漁船は、関連する規則の規定に基づいて発給された証書が有効であることを確認するためのものである限り、他の締約国の港において、当該他の締約国の政府から正当に権限を与えられた職員の行う監督に服する。

(2) 証書は、有効なものである限り、認容される。ただし、漁船又はその設備の状態が実質的に証書の記載事項と一致しないと認める明確な根拠がある場合及び漁船又はその設備が関連する規則の規定に適合しないと認める明確な根拠がある場合は、この限りでない。

(3) (2)に規定する場合、証書の有効期間が満了した場合及び証書が効力を失った場合には、監督を行う職員は、漁船が、当該漁船若しくは乗船者に危険を及ぼすことなく航行し、又は修繕のため適当な場所へ向かう目的で出港することができるようになるまで、当該漁船が航行しないことを確保するための措置をとる。

(4) 監督が何らかの干渉を伴うこととなる場合には、当該監督を行う職員は、漁船の旗国の領事又は領事が

駐在していないときは最寄りのその旗国の外交代表に対し、干渉を必要と認める事情を直ちに書面で通報する。さらに、証書の発給について責任を有する指名された検査員又は認定された団体に対しても、同様に通報する。干渉に係る事実は、機関に報告する。

(5) (3)に規定する漁船の寄港国の当局は、(3)に規定する措置をとることができない場合又は当該漁船が次の寄港地へ航行することを認める場合には、(4)に規定する旗国の関係者及び次の寄港地の当局に対し、当該漁船についての関連情報を通報する。

(6) この条の規定により監督を行う場合には、漁船を不当に抑留し、又はその出航を不当に遅らすことのないように、可能なあらゆる努力を払う。漁船は、不当に抑留され、又はその出航を不当に遅らされた場合には、被った損失及び損害の賠償を受ける権利を有する。

(7) 締約国は、この議定書の締約国でない国の漁船に関し、この議定書に定める要件であって、当該漁船がより有利な待遇を与えられることがないことを確保するために必要なものを当該漁船について適用する。

#### 第五条 不可抗力

(1) 出航の時にこの議定書の適用を受けず、又はこの議定書の規定に従って証書を備えることを要求されな

い漁船は、荒天その他の不可抗力により予定された航海を変更したためにこれらの規定の適用を受けることはない。

- (2) 不可抗力により漁船に乗船している者及び難船者その他の者を運送する義務の履行により漁船に乗船している者については、この議定書の規定の漁船についての適用に当たり考慮に入れない。

#### 第六条 情報の伝達

- (1) 締約国は、機関に対して次のものを通報する。
  - (a) この議定書の範囲内の事項について定めた法令
  - (b) 漁船の設計、構造及び設備に関する事項について自国の政府のために行動する権限をこの議定書の規定に従って与えられた非政府機関の名簿
  - (c) この議定書の規定に基づいて発給される証書の十分な数の見本
- (2) 機関は、全ての締約国に対し、(1)(a)の規定により通報を受けた情報の受領を通報するものとし、(1)(b)及び(c)の規定により通報を受けた情報を回章に付する。

#### 第七条 漁船の海難

(1) 各締約国は、いかなる変更がこの議定書に加えられることが望ましいかを決定するに当たって役立つと判断する場合には、この議定書の規定の適用を受ける自国の漁船の受けた海難についての調査のための措置をとる。

(2) 各締約国は、(1)に規定する調査の結果に関する適切な情報を、全ての締約国に対し回章に付するため、機関に提供する。この情報に基づく機関の報告及び勧告は、海難を受けた漁船及びその国籍を明らかにするものであつてはならず、また、いかなる方法によつてもいずれかの漁船又は者に責任を負わせ、又はその責任を暗示するものであつてはならない。

#### 第八条 他の条約及び解釈

この議定書のいかなる規定も、海洋法に関する並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範囲に関する現在又は将来におけるいずれの国の主張及び法の見解も害するものではない。

#### 第十一条 改正

(1) この議定書は、この条に定めるいずれかの手続に従つて改正することができる。

(2) 機関における審議の後の改正

- (a) 締約国が提案する改正案は、事務局長に提出するものとし、事務局長は、審議の少なくとも六箇月前に、当該改正案を機関の全ての加盟国及び全ての締約国に対し回章に付する。
- (b) (a)の規定によって提案され、かつ、回章に付された改正案は、審議のため機関の海上安全委員会に付託する。
- (c) 締約国は、自国が機関の加盟国であるか否かを問わず、改正案の審議及び採択のため海上安全委員会の審議に参加する権利を有する。
- (d) 改正案は、(c)の規定によって拡大された海上安全委員会（以下「拡大海上安全委員会」という。）に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択する。ただし、投票の際に締約国の少なくとも三分の一が出席していることを条件とする。
- (e) (d)の規定に従って採択された改正は、事務局長が全ての締約国に送付する。
- (f) (i) いずれかの条の改正は、締約国の三分の二が受諾した日に受諾されたものとみなす。
  - (ii) 附属書の改正は、次のいずれかの日に受諾されたものとみなす。
    - (aa) 改正が採択された日から二年を経過する日

(bb) 採択の際に拡大海上安全委員会に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で決定された場合には、(aa)に定める期間と異なるその決定された期間（一年以上とする。）を経過する日

ただし、三分の一を超える締約国又はその漁船（長さ二十四メートル以上のもの）の総数が全ての締約国の漁船（長さ二十四メートル以上のもの）の六十五パーセント以上となる締約国が定められた期間内に事務局長に対し改正に反対する旨を通告した場合には、当該改正は、受諾されなかったものとみなす。

(g)(i) いずれかの条の改正は、これを受諾した締約国については当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずるものとし、また、当該日の後に受諾する締約国についてはその受諾の日の後六箇月で効力を生ずる。

(ii) 附属書の改正は、(f)(ii)の規定により当該改正に反対し、かつ、その反対を撤回しなかった締約国を除く全ての締約国について、当該改正が受諾されたものとみなされる日の後六箇月で効力を生ずる。もつとも、当該改正が効力を生ずべき日前に、いずれの締約国も、その効力発生の日から一年以内の

期間又は当該改正の採択の際に拡大海上安全委員会に出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数により決定する一層長い期間、当該改正の実施を延期する旨を事務局長に通告することができ  
る。

(3) 会議による改正

(a) 機関は、いずれかの締約国が締約国の三分の一以上の同意を得て要請する場合には、この議定書の改正案を審議するため、締約国会議を招集する。

(b) 事務局長は、締約国会議において出席し、かつ、投票する締約国の三分の二以上の多数による議決で採択された改正を、受諾のため、全ての締約国に送付する。

(c) 改正は、締約国会議において別段の決定が行われない限り、(2)(f)及び(g)に定める手続に従い、受諾されたものとみなされ、かつ、効力を生ずる。この場合において、(2)(f)及び(g)中「拡大海上安全委員会」とあるのは、「締約国会議」と読み替えるものとする。

(4)(a) 附属書の改正であつて効力を生じたものを受諾している締約国は、(2)(f)(ii)の規定により当該改正に反対し、かつ、その反対を撤回しなかつた政府の国を旗国とする漁船に対して発給される証書について

は、当該改正に係る事項に関する限り、この議定書による利益を与える義務を負わない。

(b) 附属書の改正であつて効力を生じたものを受諾している締約国は、(2)(g)(ii)の規定に基づき当該改正の実施の延期を機関の事務局長に通告した政府の国を旗国とする漁船に対して発給される証書について、この議定書による利益を与える。

(5) この議定書の改正であつて漁船の船体に関するものは、別段の明示の定めがない限り、次の漁船についてのみ適用する。

(a) 当該改正の効力発生の日以後にキールが据え付けられる漁船

(b) 当該改正の効力発生の日以後に特定の漁船に係るものと特定することのできる建造が開始される漁船

(c) 当該改正の効力発生の日以後に少なくとも全ての構造材の見積質量の一パーセント（五十トンを超え  
る場合には五十トン）によつて組立てが開始される漁船

(6) 改正の受諾若しくは反対の宣言又は(2)(g)(ii)の規定に基づく通告は、事務局長に対してその旨を文書により提出するものとし、事務局長は、その文書の提出があつたこと及びこれを受領した日を全ての締約国に通報する。

(7) 事務局長は、この条の規定に基づいて効力を生ずる改正及びその効力発生の日を全ての締約国に通報する。

## 第十二条 廃棄

(1) 締約国は、この議定書が自国について効力を生ずる日から五年を経過した後は、いつでもこれを廃棄することができる。

(2) 廃棄は、事務局長に対してその旨を文書により通告することによって行う。

(3) 廃棄は、事務局長が廃棄を受領した後十二箇月で、又はその通告に明記されたこれよりも長い期間の後に、効力を生ずる。

## 第十三条 寄託者

(1) この議定書は、機関の事務局長（以下「寄託者」という。）に寄託する。

(2) 寄託者は、次のことを行う。

(a) この議定書に署名し、又は加入している全ての国の政府に対し、次の事項を通報すること。

(i) 新たに行われた署名又は批准書、受諾書、承認書若しくは加入書の寄託及びその署名又は寄託の日

(ii) この議定書の効力発生の日

(iii) この議定書の廃棄書の寄託及びその受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日

(b) この議定書に署名し、又は加入している全ての国の政府に対してこの議定書の認証謄本を送付すること。

(3) この議定書が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第二百二条の規定により、その認証謄本を登録及び公表のため、速やかに国際連合事務局長に送付する。

#### 第十四条 用語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により原本一通を作成する。

附属書 漁船の構造及び設備に関する規則

第一章 一般規定

第一規則 適用

- (1) この附属書の規定は、別段の明示の定めがない限り、新船について適用する。
- (2) この議定書の適用上、主管庁は、全ての章について、測定的基础として、長さ（L）に代えて次の総トン数を使用することを決定することができる。
  - (a) 長さ（L）二十四メートルに相当するものとみなされる総トン数三百トン
  - (b) 長さ（L）四十五メートルに相当するものとみなされる総トン数九百五十トン
  - (c) 長さ（L）六十メートルに相当するものとみなされる総トン数二千トン
  - (d) 長さ（L）七十五メートルに相当するものとみなされる総トン数三千トン
- (3) (2)の規定を用いる締約国は、その決定の理由を機関に通報する。
- (4) 締約国が現存船について第七章から第十章までに規定する措置の全てを直ちに実施することができない

と判断する場合には、当該締約国は、計画に従って、第九章の規定については十年以内の期間で、並びに第七章、第八章及び第十章の規定については五年以内の期間で、漸進的に実施することができる。

(5) (4)の規定を用いる締約国は、機関への最初の通報において、次のことを行う。

(a) 漸進的に実施する第七章から第十章までの規定を明示すること。

(b) (4)の規定に基づいて行う決定の理由を説明すること。

(c) 漸進的な実施のための計画を記載すること。当該計画は、場合に応じ、五年又は十年を超えるものであつてはならない。

(d) この議定書の適用に関するその後の通報において、この議定書の実施するためにとつた措置及び設定した期間に基づく進捗状況を記載すること。

(6) 主管庁は、漁船の運航海域及び漁船の種類に鑑みその適用が不合理かつ実行不可能であると認める場合には、当該漁船について、第七規則(1)(d)及び第九規則(1)(d)に定める年次検査を免除することができる。

#### 第二規則 定義

(1) 「新船」とは、次の漁船をいう。

- (a) この議定書の効力発生の日以後に建造又は主要な改造の契約が結ばれる漁船
- (b) この議定書の効力発生の日前に建造又は主要な改造の契約が結ばれた漁船であつて当該日から三年以上を経過した後に引き渡されるもの
- (c) 建造の契約がない漁船である場合には、
  - (i) この議定書の効力発生の日以後にキールが据え付けられる漁船
  - (ii) この議定書の効力発生の日以後に特定の漁船に係るものと特定することのできる建造が開始される漁船
  - (iii) この議定書の効力発生の日以後に少なくとも全ての構造材の見積質量の一パーセント（五十トンを超える場合には五十トン）によって組立てが開始される漁船
- (2) 「現存船」とは、新船でない漁船をいう。
- (3) 「承認された」とは、主管庁によって承認されたことをいう。
- (4) 「乗組員」とは、船長及び資格のいかんを問わず乗船して漁船の業務に雇用され、又は従事する全ての者をいう。

- (5) 「長さ(L)」とは、キール線から測った最小の型深さの八十五パーセントの位置における喫水線における全長の九十六パーセント又は当該喫水線における船首材の前面からラダー・ストックの中心線までの長さのうちいずれか大きいものをいう。傾斜したキールを有するように設計された漁船については、この長さを測るための喫水線は、計画喫水線と平行なものとする。
- (6) 「船首垂線及び船尾垂線」とは、長さ(L)の前端及び後端における垂線をいう。船首垂線は、長さを測るための喫水線における船首材の前面と一致するものとする。
- (7) 「幅(B)」とは、金属製外板を有する漁船についてはフレームのモールデッド・ラインまで、その他の材料の外板を有する漁船については船体の外面までを、船舶の中央において測った最大の幅をいう。
- (8) (a) 「型深さ」とは、キール線から作業甲板ビームの船側における上面までを測った垂直の距離をいう。
- (b) 丸型ガンを有する漁船については、型深さは、ガンが角型であるとした場合における甲板及び船側外板のモールデッド・ラインをそれぞれ延長して得られる交点まで測るものとする。
- (c) 作業甲板に階段部がある場合において、上段の甲板が型深さを決める点を超えて延長されているときは、型深さは、下段の甲板から上段の甲板と平行に引いた延長線までを測るものとする。

- (9) 「深さ(D)」とは、船舶の中央における型深さをいう。
- (10) 「最高運航喫水線」とは、最大許容運航喫水に関する喫水線をいう。
- (11) 「船舶の中央」とは、Lの中央をいう。
- (12) 「中央横断面」とは、喫水線及び中心面に対し直角に交わる垂直面であって船舶の中央を通るものと船体の型表面との交点によって決まる船体の断面をいう。
- (13) 「キール線」とは、キールの傾斜に平行な線であって、船舶の中央及び次の部分を通るものをいう。
- (a) 金属製外板を有する漁船について、キールの上面又はキールと外板内面との交線（方形キールがその交線の上方に達する場合に限る。）
- (b) 木製外板を有する漁船又は交造船について、キールのラベットの低い方の線
- (c) 木及び金属以外の材料の外板を有する漁船について、漁船の中心線と船底外板の曲面の外面の平坦な延長線との交点
- (14) 「作業甲板」とは、一般に、漁労作業を行う全通甲板であって、最高運航喫水線より上方で最も低いものをいう。二層以上の全通甲板を有する漁船については、主管庁は、低い方の甲板を作業甲板として認め

ることができる。ただし、当該甲板が最高運航喫水線より上方にあることを条件とする。

- (15) 「船楼」とは、作業甲板上にある甲板を有する構造物で、船側から船側に達し、又はその側板が船側外板から内側に向かって○・○四Bを超えない位置にあるものをいう。

- (16) 「閉囲船楼」とは、次のものを有する船楼をいう。

(a) 効果的な構造の閉囲する隔壁

(b) 出入口があるときは、隔壁に恒久的に取り付けられる開口のない構造と同等の強度の風雨密戸であつて両側から操作することができるもの

(c) 効果的な風雨密の閉鎖装置を取り付ける船楼の側部又は端部にある他の開口

船橋楼又は船尾楼は、隔壁の開口が閉じられたときに乗組員がこれらの船楼内にある機関区域その他の作業区域に行くためにいつでも使用することができる別の通路装置が備えられていない限り、閉囲されているものとはみなされない。

- (17) 「船楼甲板」とは、作業甲板の上部からの高さが一・八メートル以上の位置にある船楼、甲板室その他の構造物の上面を構成する全通甲板又は部分的な甲板をいう。この高さが一・八メートル未満の場合に

は、甲板室その他の構造物の上面は、作業甲板として取り扱う。

(18) 「船楼その他の構造物の高さ」とは、船側において船楼その他の構造物の甲板ビームの上面から作業甲板ビームの上面までを測った最小の垂直の距離をいう。

(19) 「風雨密」とは、いかなる海面状態においても漁船内に浸水しないことをいう。

(20) 「水密」とは、周辺の構造の設計上の水高の下で、いかなる方向においても水が構造を通過することを防止することができることをいう。

(21) 「衝突隔壁」とは、漁船の前部における作業甲板まで達する水密隔壁であつて次の条件を満たすものをいう。

(a) 隔壁は、船首垂線から次の距離に設ける。

(i) 長さ四十五メートル以上の漁船については、 $0.5L$ 以上 $0.8L$ 以下の距離

(ii) 主管庁が認める場合を除き、長さ四十五メートル未満の漁船については、 $0.5L$ 以上 $0.5L + 1.35$ メートル以下の距離

(iii) いかなる場合においても、二メートル以上の距離

(b) 船体のいずれかの水中部分が船首垂線を超える場合（例えば、球状船首の場合）には、(a)に定める距離は、その船首垂線を超える部分の中央にある点又は船首垂線から前方に測って○・○一五Lにある点のうちいずれか小さい方から測るものとする。

(c) 隔壁は、(a)に定める制限の範囲内であることを条件として、階段部又は屈曲部を有することができる。

(22) 「総トン数」とは、千九百六十九年の船舶のトン数の測度に関する国際条約附属書I又は同条約を改正し、若しくはこれに代わる文書に定めるトン数の測度に関する規則に従って計算される総トン数をいう。

(23) 「検査基準日」とは、関係する証書の有効期間の満了の日に対応する各年の日をいう。

### 第三規則 免除

(1) 主管庁は、新たな特性を有する漁船について、次章から第七章までに定める要件であって、その適用が当該新たな特性の開発のための研究及びその漁船への応用を著しく阻害するおそれのあるものの適用を免除することができる。ただし、当該新たな特性を有する漁船は、その予定された用途に適しており、かつ、全般的な安全性を確保するものであると当該主管庁が認める安全要件を満たすものとする。

- (2) 第九章に定める要件の免除については同章第三規則において、及び第十章に定める要件の免除については同章第二規則において、規定する。
- (3) 主管庁は、自国を旗国とする漁船について、漁船の種類、天候状態及び一般的な航行上の危険がないことに鑑みその適用が不合理かつ実行不可能であると認める場合には、次のことを条件として、この附属書に定める要件を免除することができる。
- (a) 当該漁船が、その予定された用途に適しており、かつ、当該漁船及び乗船者の全般的な安全性を確保するものであると主管庁が認める安全要件を満たすこと。
- (b) 当該漁船が次のいずれかの条件を満たすこと。
- (i) 近隣国間で当該近隣国の管轄の下にある隣接海域において当該近隣国を旗国とする漁船に関して設定された共同漁獲水域においてのみ、当該近隣国が国際法に従って決定する限度内及び条件の下において、運航すること。
- (ii) 当該漁船の旗国の排他的経済水域又は当該国が排他的経済水域を設定していない場合には、当該国の領海に接続する水域であつて、当該国が国際法に従って決定し、かつ、当該国の領海の幅を測定す

るための基線から二百海里を超えないものにおいてのみ、運航すること。

(iii) 他国の管轄の下にある排他的経済水域若しくは海域又は国際法に従った関係国間の合意に基づく共同漁獲水域においてのみ、当該他国又は当該関係国が決定する限度内及び条件の下において、運航すること。

(c) 主管庁が、この(3)の規定に基づく免除が与えられる条件を事務局長に通報すること。

(4) (1)又は(2)の規定に基づいて免除を認める主管庁は、安全性の水準が十分に維持されることを確認するために必要な範囲内で細目を機関に通報するものとし、機関は、締約国が了知するよう、締約国に対し当該細目を回章に付する。

#### 第四規則 同等物

(1) 漁船に特定の若しくは特定の型の取付物、材料、器具若しくは装置を取り付け、若しくは積載すること又は特定の措置をとることをこの附属書の規則が要求している場合において、他の若しくは他の型の取付物、材料、器具若しくは装置又は他の措置がこの附属書の規則の要求するものと少なくとも同等の実効性を有すると試験その他の方法により認められるときは、主管庁は、漁船に当該他の若しくは当該他の型の

取付物、材料、器具若しくは装置を取り付け、若しくは積載すること又は当該他の措置をとることを認めることができる。

- (2) (1)に規定する他の若しくは他の型の取付物、材料、器具若しくは装置又は他の措置を認める主管庁は、これらについての細目をその試験報告とともに機関に通報するものとし、機関は、他の締約国の職員が了知するよう、他の締約国に対し当該細目を回章に付する。

#### 第五規則 修繕、変更及び改造

- (1) 修繕、変更及び改造並びにこれらに関連する艤装せいさうを行う漁船は、少なくとも当該漁船に従来適用されていた要件に引き続き適合するものとする。
- (2) 主要な修繕、変更及び改造並びにこれらに関連する艤装せいさうは、これらの修繕、変更及び改造の範囲内でのみ、並びに主管庁が合理的かつ実行可能であると認める限りにおいて、新船に対する要件を満たすものとする。

#### 第六規則 検査

- (1) 漁船の検査は、この附属書の規則の実施及びその適用の免除に関する限りにおいて、主管庁の職員が行

う。もつとも、主管庁は、検査のために指名する検査員又は自己の認定する団体に当該検査を委託することができる。

(2) (1)の規定により検査を実施する検査員を指名し、又は団体を認定する主管庁は、指名された検査員又は認定された団体に対し、少なくとも次のことを行う権限を与える。

(a) 漁船の修繕を要求すること。

(b) 寄港国の適当な当局からの要請に応じて検査を行うこと。

主管庁は、指名された検査員又は認定された団体に与える権限の責任の範囲及び条件について機関に通報する。

(3) 指名された検査員又は認定された団体は、漁船若しくはその設備の状態が実質的に証書の記載事項と一致しないと認める場合又は漁船若しくはその設備の状態が当該漁船若しくは乗船者に危険を及ぼすことなく航行することに適していないと認める場合には、是正措置がとられることを直ちに確保するものとし、正式に主管庁に通報する。是正措置がとられない場合には、当該証書を回収すべきであり、また、速やかに主管庁に通報する。当該漁船が他の締約国の港にある場合には、寄港国の適当な当局にも速やかに通報

する。主管庁の職員、指名された検査員又は認定された団体が寄港国の適当な当局に通報した場合には、当該寄港国の政府は、これらの職員、検査員又は団体に対し、この規則の規定に基づく義務の履行に必要な援助を与える。当該寄港国の政府は、当該漁船が当該漁船若しくは乗船者に危険を及ぼすことなく航行し、又は修繕のため適当な場所へ向かう目的で出港することができるようになるまで、当該漁船が航行しないことを確保する。

(4) 主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証するものとし、この義務の履行のため必要な措置をとる。

#### 第七規則 救命設備その他の設備の検査

(1) (2)(a)に定める救命設備その他の設備は、次の検査を受ける。

(a) 漁船の就航前の最初の検査

(b) 第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査

(c) 国際漁船安全証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準日の前後三箇月以内

に行う定期的検査。当該定期的検査については、(d)に定める年次検査の一に代えて行う。これに代えて、主管庁は、当該証書の二回目の検査基準日前三箇月から三回目の検査基準日後三箇月までに定期的検査を行うことを決定することができる。

(d) 国際漁船安全証書の各回の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査

(e) 第十規則に規定する調査の結果に基づく修繕が行われた後及び重大な修繕又は取替えが行われたときは、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。当該追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確保するものとともに、当該修繕又は取替えの材料及び工作が全ての点において満足なものであること並びに漁船が全ての点においてこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものとする。

(2) (1)の検査は、次のとおり行う。

(a) 最初の検査については、次章から第八章まで及び第十章の規定が適用される消防設備、救命設備（無線設備を除く。）、船舶搭載航行設備、水先人輸送設備その他の設備がこの附属書の規則に定める要件

に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していることを確保するため、これらの設備についての完全な検査を行う。火災制御図、航海用刊行物、灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置もまた、この附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則（適用がある場合）に定める要件に適合することを確保するため、当該検査を受ける。

(b) 更新検査及び定期的検査については、(a)の設備がこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に定める関係要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していることを確保するため、これらの設備についての検査を行う。

(c) 年次検査については、(a)の設備が第十規則(1)の規定に従って維持され、及び漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するため、これらの設備についての一般的な検査を行う。

(3) (1)(c)及び(d)に定める定期的検査及び年次検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。

#### 第八規則 無線設備の検査

(1) 第七章及び第九章の規定が適用される漁船の無線設備（救命設備において使用するものを含む。）は、次の検査を受ける。

- (a) 漁船の就航前の最初の検査
- (b) 第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査
- (c) 国際漁船安全証書の各回の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査又は当該証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内若しくは三回目の検査基準日の前後三箇月以内に行う定期的検査。これに代えて、主管庁は、当該証書の二回目の検査基準日前三箇月から三回目の検査基準日後三箇月までに定期的検査を行うことを決定することができる。
- (d) 第十規則に規定する調査の結果に基づく修繕が行われた後及び重大な修繕又は取替えが行われたときは、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。当該追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確保するものとともに、当該修繕又は取替えの材料及び工作が全ての点において満足なものであること並びに漁船が全ての点においてこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するものとする。

- (2) (1)の検査は、次のとおり行う。
  - (a) 最初の検査については、無線設備（救命設備において使用するものを含む。）がこの附属書の規則に定める要件に適合することを確保するため、これらの設備についての完全な検査を行う。
  - (b) 更新検査及び定期的検査については、無線設備（救命設備において使用するものを含む。）がこの附属書の規則に定める要件に適合することを確保するため、これらの設備についての検査を行う。
  - (3) (1)(c)に定める定期的検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。
    - 第九規則 船体、機関及び設備の検査
- (1) (2)(a)に定める船体、機関及び設備（第七規則及び第八規則に関する事項を除く。）は、次の検査を受ける。
  - (a) 漁船の就航前の最初の検査（船底の外部の検査を含む。）
  - (b) 第十三規則(2)、(5)及び(6)の規定が適用される場合を除くほか、主管庁の定める五年を超えない間隔で行う更新検査
  - (c) 国際漁船安全証書の二回目の検査基準日の前後三箇月以内又は三回目の検査基準日の前後三箇月以内

に行う中間検査。当該中間検査については、(d)に定める年次検査の一に代えて行う。これに代えて、主管庁は、当該証書の二回目の検査基準日前三箇月から三回目の検査基準日後三箇月までに中間検査を行うことを決定することができる。

(d) 国際漁船安全証書の各回の検査基準日の前後三箇月以内に行う年次検査

(e) 第十三規則(5)の規定が適用される場合を除くほか、いかなる五年の期間においても少なくとも二回の船底の外部の検査。同規則(5)の規定が適用される場合には、証書の延長された有効期間に一致するよう、この五年の期間を延長することができる。いかなる場合にも、この船底の外部の検査の間隔は、三十六箇月を超えてはならない。

(f) 第十規則に規定する調査の結果に基づく修繕が行われた後及び重大な修繕又は取替えが行われたときは、状況に応じ、全般的又は部分的な追加検査を行う。当該追加検査は、必要な修繕又は取替えが実効的に行われたことを確保するものとともに、当該修繕又は取替えの材料及び工作が全ての点において満足なものであること並びに漁船が全ての点においてこの附属書の規則及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則並びにこれらに基づいて主管庁が制定する法令に適合することを確保するも

のとする。

(2) (1)の検査は、次のとおり行う。

(a) 最初の検査については、船体、機関及び設備についての完全な検査を行う。当該検査は、船体、ボイラーその他の圧力容器及びその附属品、主機関及び補助機関（操舵装置及びその制御装置を含む。）、電気設備並びに他の設備の配置、材料、寸法及び工作がこの附属書の規則に定める要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していること並びに要求された復原性資料が備えられていることを確保するものとする。

(b) 更新検査については、(a)の船体、機関及び設備がこの附属書の規則に定める要件に適合し、満足な状態にあり、及び漁船の予定された用途に適していることを確保するため、これらについての検査を行う。

(c) 中間検査については、船体、ボイラーその他の圧力容器、機関及び設備、操舵装置及びその制御装置並びに電気設備が漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するため、これらについての検査を行う。

- (d) 年次検査については、(a)の船体、機関及び設備が第十規則(1)の規定に従って維持され、及び漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するため、これらについての一般的な検査を行う。
- (e) 船底の外部の検査及びこれと同時にを行う関係事項の検査は、これらが漁船の予定された用途に引き続き適していることを確保するものとする。
- (3) (1)(c)から(e)までに定める中間検査、年次検査及び船底の外部の検査を行ったことについては、国際漁船安全証書に裏書する。

#### 第十規則 検査後における状態の維持

- (1) 漁船及びその設備の状態は、漁船が全ての点において当該漁船又は乗船者に危険を及ぼすことなく航行することに引き続き適していることを確保するため、この附属書の規則に適合するように維持する。
- (2) 第七規則から第九規則までの規定に基づく漁船の検査の完了後は、主管庁の許可を受けない限り、検査の対象となる構造配置、機関、設備及びその他の事項の変更を行ってはならない。
- (3) 漁船に事故が生じた場合又は欠陥が発見された場合において、当該事故又は欠陥が漁船の安全性又は救命設備その他の設備の実効性若しくは完全性に影響するときは、当該漁船の船長又は所有者は、できる限

り速やかに関係する証書の発給について責任を有する主管庁、指名された検査員又は認定された団体に報告するものとし、報告を受けた者は、第七規則から第九規則までの規定により要求される検査が必要であるかどうかを決定するための調査を開始する。当該漁船が他の締約国の港にある場合には、当該漁船の船長又は所有者は、寄港国の適当な当局にも直ちに報告するものとし、指名された検査員又は認定された団体は、その報告が行われたことを確認する。

#### 第十一規則 証書の発給又は裏書

- (1) 第三規則(3)の規定に基づいて免除される漁船を除くほか、次章から第十章までに定める関係要件その他この附属書の規則に定める関係要件に適合する漁船に対し、最初の検査又は更新検査の後に国際漁船安全証書と称する証書を発給する。
- (2) (1)に規定する国際漁船安全証書は、設備の記録によって補足される。
- (3) 第三規則(3)の規定に基づいて免除される漁船を除くほか、この附属書の規則に基づいて漁船に免除を認める場合には、この規則に規定する証書のほかに、国際漁船免除証書と称する証書を発給する。
- (4) この規則に定める証書は、主管庁又は主管庁により権限を与えられた者若しくは団体が発給し、又は裏

書する。いずれの場合においても、当該証書については、当該主管庁が全責任を負う。

#### 第十二規則 他の締約国による証書の発給又は裏書

締約国は、主管庁の要請に基づき、漁船に検査を受けさせることができるものとし、この附属書の規則に定める要件に適合していると認める場合には、この附属書の規則に基づき、当該漁船に対して証書を発給し、若しくはその発給を許可し、又は当該漁船についての証書に裏書し、若しくはその裏書を許可する。このようにして発給される証書には、当該証書は漁船が旗国とする国の政府の要請に基づいて発給される旨を記載する。当該証書は、第十一規則の規定に基づいて発給される証書と同一の効力を有し、及び同一のものとみなされる。

#### 第十三規則 証書の有効期間及び効力

(1) 国際漁船安全証書は、主管庁の定める五年を超えない期間について発給する。国際漁船免除証書は、関連する証書の有効期間を超えて効力を有してはならない。

(2) (a) 更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日前三箇月以内に完了する場合には、(1)に定める要件にかかわらず、新たな証書は、当該検査の完了の日から、既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超え

ない日までの期間効力を有する。

(b) 更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日の後に完了する場合には、新たな証書は、当該検査の完了の日から、既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(c) 更新検査が既存の証書の有効期間の満了の日前三箇月より前に完了する場合には、新たな証書は、当該検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。

(3) 証書が五年未満の期間について発給される場合には、主管庁は、当該証書の有効期間を当初の有効期間の満了の日を超えて(1)に定める最長の期間まで延長することができる。ただし、第七規則から第九規則までに規定する検査であつて証書が五年の期間について発給される場合に適用されるものが行われることを条件とする。

(4) 更新検査が完了した場合において、既存の証書の有効期間の満了の日前に新たな証書を発給し、又は漁船の船上に備えることができないときは、主管庁により権限を与えられた者又は団体は、既存の証書に裏書することができるとし、当該証書は、当該満了の日から五箇月を超えない更なる期間効力を有する。

- (5) 証書の有効期間の満了の時に漁船が自己の検査が行われる予定の港にない場合には、主管庁は、当該証書の有効期間を延長することができる。ただし、その延長は、漁船が自己の検査が行われる予定の港への航海を完了することができるようにするためにのみ、及び当該延長が適当かつ合理的であると認められる場合に限り、許与される。いかなる証書の有効期間も、三箇月を超えて延長することはできない。有効期間の延長を許与された証書を備える漁船は、自己の検査が行われる予定の港に到着した後、新たな証書の発給を受けない限り、当該延長を理由として、出港することができない。更新検査が完了した場合には、新たな証書は、延長を許与される前の既存の証書の有効期間の満了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。
- (6) 主管庁が定める特別な状況においては、新たな証書の有効期間は、(2)(b)又は(5)の規定に従って既存の証書の有効期間の満了の日から起算することを要しない。この特別な状況において、新たな証書は、更新検査の完了の日から五年を超えない日までの期間効力を有する。
- (7) 年次検査、中間検査又は定期的検査が関係する規則に定める期間前に完了する場合には、次の規定を適用する。

- (a) 関係する証書に示された検査基準日については、裏書することにより、検査の完了の日の後三箇月を超えない日に改める。
  - (b) 関係する規則に規定するその後の年次検査、中間検査又は定期的検査については、新たな検査基準日を用いることによつて当該規則に規定する間隔で完了するものとする。
  - (c) 証書の有効期間の満了の日については、適当な場合には、一以上の年次検査、中間検査又は定期的検査が関係する規則に規定するこれらの検査の最大の間隔を超えないように行われることを条件として、変更しないでおくことができる。
- (8) 第十一規則又は第十二規則の規定に基づいて発給された証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。
- (a) 第七規則(1)、第八規則(1)及び第九規則(1)に定める期間内に関係する検査が完了しない場合
  - (b) 証書がこの附属書の規則に従つて裏書されない場合
  - (c) 漁船がその移転により他の国を旗国とすることとなる場合。新たな証書は、これを発給する政府が当該漁船が第十規則(1)及び(2)に定める要件を満たしていると十分に認める場合にのみ、発給する。締約国

間において漁船が移転される場合において、移転後三箇月以内に要請を受けたときは、当該漁船の移転前の旗国の政府は、できる限り速やかに、移転前に当該漁船が有していた証書の写し及び入手可能なときは、関係する検査報告書の写しを主管庁に送付する。

#### 第十四規則 証書及び設備の記録の様式

証書及び設備の記録は、この議定書の附属書の付録に定めるひな形に対応する様式で作成する。これらの文書には、使用される言語が英語及びフランス語のいずれでもない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を含める。

#### 第十五規則 証書の提示

第十一規則及び第十二規則の規定に基づいて発給される証書は、検査のため船上においていつでも容易に提示することができるようにしておく。

#### 第十六規則 証書の認容

締約国の権限に基づいて発給される証書は、この議定書に定める全ての目的のため、他の締約国によって認容される。これらの証書は、他の締約国により、当該他の締約国が発給する証書と同一の効力を有するも

のとされる。

## 第十七規則 特権

この議定書に基づく特権は、漁船が適正かつ有効な証書を備えていない限り、主張することができない。

## 第二章 構造、水密の完全性及び設備

### 第一規則 構造

- (1) 船体、船楼、甲板室、機関区域ケーシング、昇降口室その他の構造物及び漁船の設備の強度及び構造は、予定された用途の予見可能な全ての状況に耐えるために十分なものとし、かつ、主管庁の認めるものとする。
- (2) 氷のある海域において運航するための漁船の船体は、予想される航行条件及び運航海域に応じて強化する。
- (3) 隔壁、閉鎖装置及び隔壁にある開口の閉鎖並びにこれらを試験する方法は、主管庁の定める要件に従うものとする。木以外の材料で建造された漁船には、衝突隔壁及び少なくとも主機関室を仕切る水密隔壁を取り付ける。これらの隔壁は、作業甲板まで達するものとする。木材で建造された漁船についても、これ

らの隔壁を取り付けるものとし、これらの隔壁は、実行可能な限り水密なものとする。

- (4) 衝突隔壁を貫通する管には、作業甲板の上方から操作し得る適当な弁を取り付けるものとし、弁室は、衝突隔壁の船首倉側に取り付ける。戸、マンホール、通風用のダクトその他の開口は、作業甲板の下方の衝突隔壁に取り付けてはならない。

- (5) 長い前部船楼が取り付けられる場合には、衝突隔壁は、作業甲板の直上の甲板まで延長した風雨密のものとする。その延長部分は、前章第二規則(21)に規定する制限の範囲内に設けられ、かつ、階段部を形成する甲板の部分が有効に風雨密である場合には、下方の衝突隔壁の直上にする必要がない。

- (6) 作業甲板の上方の衝突隔壁の開口の数は、漁船の設計及び通常の運航に適合する範囲においてできる限り少なくする。当該開口は、風雨密に閉鎖することができるものとする。

- (7) 長さ七十五メートル以上の漁船については、実行可能な限り衝突隔壁から船尾隔壁まで水密の二重底を取り付ける。

## 第二規則 水密戸

- (1) 水密隔壁の開口の数は、第一規則(3)の規定に従い、漁船の一般的な配置及び運航上の必要性に適合する

範囲においてできる限り少なくする。開口には、主管庁の認める水密閉鎖装置を取り付ける。水密戸は、隣接する開口のない構造と同等の強度を有するものとする。

(2) 長さ四十五メートル未満の漁船については、(1)に規定する水密戸は、ヒンジ戸型とすることができるが、水密戸の両側から局部操作できるものとし、海上において通常閉鎖しておく。当該水密戸の両側には、水密戸を海上において閉鎖しておくことを明記する表示を取り付ける。

(3) 長さ四十五メートル以上の漁船については、次の場所における水密戸は、滑り戸型のものとする。

(a) 漁船の種類及び運航を考慮して、主管庁が実行不可能であり、又は必要としないと認める場合を除くほか、海上において水密戸を開放することが予定される場所（敷居の高さが最高運航喫水線より下方にある場合に限る。）

(b) 軸路へ通ずる機関区域の下部

その他の場所における水密戸は、ヒンジ戸型とすることができる。

(4) 水密滑り戸は、漁船がいずれの側に十五度まで横傾斜している場合にも操作することができるものとする。

- (5) 水密滑り戸は、手動で操作されるかどうかを問わず、戸の両側から局部操作することができるものとする。長さ四十五メートル以上の漁船については、これらの戸が乗組員の居住区域に取り付けられている場合を除くほか、作業甲板の上方の近づき得る位置からの遠隔制御によって操作することもできるものとする。

- (6) 遠隔操作位置に滑り戸の開閉を示す装置を取り付ける。

### 第三規則 船体の完全性

- (1) 外部開口は、水が漁船内に浸入することを防ぐために閉鎖することができるものとする。漁獲操業中に開放することがある甲板開口は、通常、漁船の中心線の近くに配置する。ただし、主管庁は、漁船の安全が損なわれるおそれがないと認める場合には、異なる配置を承認することができる。
- (2) 船尾トロール漁船の漁獲フラップハッチは、動力操作のものとし、かつ、フラップの作動を見渡すことができるあらゆる位置から操作することができるものとする。

### 第四規則 風雨密戸

- (1) 閉囲船楼その他の外部構造における隔壁の全ての出入口であって、これを通じて水が浸入し、漁船に危

隙をもたらし得るものは、隔壁に恒久的に取り付けられた戸を備えるものとし、かつ、閉鎖したときに風雨密となるものとする。これらの戸は、全体の構造が開口のない構造と同等の強度を有するように、枠を付け、かつ、防撓<sup>とつ</sup>する。これらの戸を風雨密に定着する装置は、ガasketと併用する締付け装置又はこれと同等の装置であるものとし、隔壁又は戸自体に恒久的に取り付ける。また、これらの戸は、隔壁の両側から操作することができるとする。主管庁は、乗組員の安全に影響を及ぼすことなく、冷凍室については片側からのみ戸を開くことを認めることができる。ただし、当該冷凍室に人が閉じ込められることを防ぐために適当な警報装置を取り付けることを条件とする。

- (2) 外気及び海水にさらされる甲板部分に直接通ずる昇降口室、構造物及び機関区域ケーシングの戸口の敷居の高さは、作業甲板上においては六百ミリメートル以上及び船楼甲板上においては三百ミリメートル以上とする。運航経験により正当性が示されており、かつ、主管庁が承認する場合には、これらの高さは、機関区域に直接通ずる戸口を除き、それぞれ三百八十ミリメートル以上及び百五十ミリメートル以上の高さまで減ずることができる。

第五規則 木製ハッチ・カバーによって閉鎖されるハッチ

(1) ハッチ・コーミングの甲板上の高さは、作業甲板の暴露部上においては六百ミリメートル以上及び船楼甲板においては三百ミリメートル以上とする。

(2) 木製ハッチ・カバーの仕上りの厚さには、手荒な取扱いによる摩耗についての斟酌しんを含める。いかなる場合にも、当該ハッチ・カバーの仕上りの厚さは、無支持間隔百ミリメートルにつき四ミリメートル以上（最小四十ミリメートルとする。）とし、及び支面の幅は、六十五ミリメートル以上とする。

(3) 主管庁の認めるところにより、木製ハッチ・カバーの風雨密を確保するための措置をとる。

#### 第六規則 木製以外のハッチ・カバーによって閉鎖されるハッチ

(1) ハッチ・コーミングの甲板上の高さは、第五規則(1)に定めるところによる。運航経験により正当性が示されており、かつ、主管庁が承認する場合には、漁船の安全が損なわれないことを条件として、ハッチ・コーミングの高さを減じ、又はハッチ・コーミングを全く省略することができる。この場合には、ハッチ開口は、実行可能な限り小さいものとし、ハッチ・カバーは、ヒンジ若しくは同等の装置によって恒久的に取り付け、及び迅速に閉鎖し、かつ、締め付けることができるものであるか、又は主管庁が認める同等に効果的な装置によるものとする。

(2) 強度の計算上、ハッチ・カバーは、その上に積載しようとする貨物の重量又は次の静的荷重のうちいずれか大きい方の荷重を受けると仮定する。

(a) 長さ二十四メートルの漁船については、十キロニュートン毎平方メートル

(b) 長さ百メートル以上の漁船については、十七キロニュートン毎平方メートル

中間の長さの漁船については、一次補間法によって荷重値を決定する。主管庁は、船首垂線から〇・二五の位置よりも後方にある船楼甲板上のハッチ・カバーについて、これらの値の七十五パーセント以上の値に荷重を減ずることができる。

(3) ハッチ・カバーが軟鋼製である場合には、(2)の規定に従って計算された値に四・二五を乗じて得られる最大応力は、材料の最小の極限強度を超えてはならない。想定荷重の下で、たわみは、支点間隔の〇・〇〇二八倍以下とする。

(4) 軟鋼製以外のハッチ・カバーは、少なくとも軟鋼製のものと同等の強度を有するものとし、それらの構造は、(2)に定める荷重の下で風雨密を確保するために十分な剛性があるものとする。

(5) ハッチ・カバーには、風雨密を確保するために十分な締付け装置及びガスケットその他主管庁が十分と

認める同等の装置を取り付ける。

#### 第七規則 機関区域の開口

- (1) 機関区域の開口については、枠を付け、かつ、隣接する船楼と同等の強度のケーシングによって閉囲する。ケーシングから外部への出入口には、第四規則に定める要件に適合する戸を取り付ける。
- (2) 出入口以外の開口には、開口のない構造と同等の強度のハッチ・カバーであつて、当該開口に恒久的に取り付けられ、かつ、風雨密に閉鎖することができるものを取り付ける。

#### 第八規則 その他の甲板開口

- (1) 漁獲操業に不可欠である場合には、ねじ込み式、バヨネット式又は同等の型の平甲板口及びマンホールを取り付けることができる。ただし、これらが水密に閉鎖できる場合に限る。これらの装置は、隣接する構造に恒久的に取り付ける。開口の大きさ及び配置並びに閉鎖装置の設計を考慮して、主管庁がそれらが効果的に水密であると認める場合には、メタル・タッチの閉鎖装置を取り付けることができる。
- (2) 作業甲板又は船楼甲板にあるハッチ、機関区域の開口、マンホール及び平甲板口以外の開口は、風雨密戸又は同等のものを取り付けた閉囲された構造によって保護する。昇降口室は、実行可能な限り漁船の中

心線の近くに設ける。

#### 第九規則 通風筒

- (1) 長さ四十五メートル以上の漁船については、機関区域の通風筒のコーミング以外の通風筒のコーミングの甲板上の高さは、作業甲板上においては九百ミリメートル以上及び船楼甲板上においては七百六十ミリメートル以上とする。長さ四十五メートル未満の漁船については、これらのコーミングの高さは、それぞれ七百六十ミリメートル及び四百五十ミリメートルとする。機関区域の通風筒の開口コーミングの甲板上の高さは、主管庁の認めるものとする。

- (2) 通風筒のコーミングは、隣接する構造と同等の強度を有するものとし、かつ、通風筒又は隣接する構造に恒久的に取り付けられる閉鎖装置によって風雨密に閉鎖することができるとする。通風筒のコーミングの高さが九百ミリメートルを超える場合には、コーミングを特別に補強する。

- (3) 長さ四十五メートル以上の漁船については、通風筒のコーミングが作業甲板の上方四・五メートル以上又は船楼甲板の上方二・三メートル以上に達する場合には、主管庁が特に要求しない限り、当該通風筒に閉鎖装置を取り付けることを要しない。長さ四十五メートル未満の漁船については、通風筒のコーミング

が作業甲板の上方三・四メートル以上又は船楼甲板の上方一・七メートル以上に達する場合には、当該通風筒に閉鎖装置を取り付けることを要しない。主管庁が機関区域の通風筒を通じて水が漁船に浸入するおそれがないと認める場合には、これらの通風筒に閉鎖装置を取り付けることを省略することができる。

#### 第十規則 空気管

(1) タンク及び甲板下の空所に通ずる空気管が作業甲板又は船楼甲板より上に達する場合には、管の暴露部は、隣接する構造と同等の強度を有するものとし、かつ、適当な保護を備える。空気管の開口には、管又は隣接する構造に常設閉鎖装置を備える。

(2) 水が下方に浸入することができる点までの甲板上の空気管の高さは、作業甲板上においては七百六十ミリメートル以上及び船楼甲板上においては四百五十ミリメートル以上とする。主管庁は、漁獲操業を妨げないよう空気管の高さを減ずることを認めることができる。

#### 第十一規則 測深装置

- (1) 測深装置は、主管庁の認めるところにより、次の箇所に取り付ける。
- (a) 航海中のいかなる時にも容易に近づくことができない区画のビルジ

(b) 全てのタンク及びコファダム

(2) 測深管を取り付ける場合には、その上端は、迅速に近づき得る位置まで達するものとし、実行可能な場合には、作業甲板の上方まで達するものとする。これらの開口には、常設閉鎖装置を備える。作業甲板の上方まで達していない測深管には、自動自己閉鎖型の装置を取り付ける。

#### 第十二規則 舷窓及び窓

(1) 作業甲板の下方にある場所及び作業甲板上にある閉囲された構造内の場所にある舷窓には、水密に閉鎖することができるヒンジ付きの内蓋を取り付ける。

(2) いかなる舷窓も、その下縁が最高運航喫水線から上方に向かって五百ミリメートルより下方に位置するように取り付けてはならない。

(3) 最高運航喫水線から上方に向かって千ミリメートルより下方に取り付ける舷窓は、固定型のものである。

(4) 舷窓（ガラス及び内蓋を含む。）は、承認された構造のものとする。漁具によって損傷しやすい舷窓は、適切に保護する。

- (5) 操舵室の窓には、強化安全ガラス又はそれと同等のものを使用する。
- (6) 主管弁は、漁船の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合には、作業甲板上又は作業甲板の上方に位置する甲板室の側隔壁及び後端隔壁について、内蓋のない舷窓及び窓を認めることができる。

### 第十三規則 吸入管及び排出管

- (1) 作業甲板の下方の場所から又は第四規則に定める要件に適合する戸を取り付けた閉囲船楼若しくは作業甲板上の甲板室の内部から外板の外に通ずる排出管には、漁船内に水が通過することを防ぐための近づき得る装置を取り付ける。通常、各排出管は、近づき得る位置から閉鎖するための積極装置を備えた一個の自動逆止弁を有するものとする。開口からの漁船への水の浸入が危険な浸水をもたらすおそれがなく、及び管の厚さが十分であると主管弁が認める場合には、そのような弁は要求されない。積極操作の弁を操作するための装置には、弁の開閉を示す表示器を備える。

- (2) 乗組員を配置した機関区域においては、機関の作動に不可欠な主及び補助の海水吸入管及び排出管は、そこで制御することができる。この制御装置は、近づくことができるものとし、かつ、弁の開閉を示す表示器を備える。

- (3) この規則の規定によつて要求される外板取付物及び弁は、鋼、青銅その他承認された延性材料のものとする。外板間の全ての管及び弁は、鋼のものとする。ただし、主管庁は、鋼以外の材料で建造された漁船の機関区域以外の場所においては、他の材料の使用を承認することができる。

#### 第十四規則 放水口

- (1) 作業甲板の暴露部のブルワークがウェルを形成する場合には、作業甲板上の各ウェルについての各舷の最小放水口面積（ $A$ ）（平方メートルで表した数）は、次のとおり、ウェル部分のブルワークの長さ（ $L$ ）及び高さとの関係において決定する。

(a)  $A = 0.071$ （ $L$ は、 $0.7L$ より大きくとる必要はない。）

(b) (i) ブルワークの平均の高さが千二百ミリメートルを超える場合には、所要面積は、高さの差百ミリメートルに対してウェルの長さ一メートルにつき $0.0004$ 平方メートルの割合で増すものとする。

(ii) ブルワークの平均の高さが九百ミリメートル未満の場合には、所要面積は、高さの差百ミリメートルに対してウェルの長さ一メートルにつき $0.0004$ 平方メートルの割合で減ずることができる。

- (2) 漁船の舷弧高が甲板からの迅速かつ効果的な放水を確保するために十分でないと主管庁が認める場合に

は、(1)の規定に従って計算された放水口面積を増やす。

(3) 主管庁の承認を条件として、船楼甲板上の各ウェルについての最小放水口面積は、(1)に規定する面積(A)の二分の一以上とする。

(4) 放水口は、甲板からの最も迅速かつ効果的な放水を確保するようにブルワークの長さに沿って配置する。放水口の下縁は、実行可能な限り甲板に近いものとする。

(5) 魚だまり用仕切り板及び漁具の保管用装置は、放水口の有効性が損なわれないように配置する。魚だまり用仕切り板は、使用中は所定の位置に固定することができる構造のものとし、かつ、積載した水の排出を妨げないものとする。

(6) 深さが三百ミリメートルを超える放水口には、百五十ミリメートル以上二百三十三ミリメートル以下の間隔に配置された棒又は他の適当な保護装置を取り付ける。放水口カバーを取り付ける場合には、承認された構造のものとする。漁獲操作中に放水口カバーを固定するための装置が必要であると認められる場合には、その装置は、主管庁が認めるものであり、かつ、迅速に近づき得る位置から容易に操作することができるものとする。

(7) 着氷海域において運航するための漁船においては、放水口用のカバー及び保護装置は、着氷を防ぐため、容易に取り外すことができるものとする。開口の大きさ及びこれらの保護装置を取り外すための装置は、主管庁の認めるものとする。

### 第十五規則 揚錨設備及び係留設備

迅速かつ安全な操作のために設計され、及び錨泊用の機器、錨鎖又はワイヤ・ロープ、ストッパー、揚錨機その他の装置で構成される揚錨設備であつて、予想される全ての就航状態において投錨及び揚錨並びに漁船の錨泊をさせるためのものを備える。漁船には、全ての運航状態において安全に係留するための適当な係留設備も備える。揚錨設備及び係留設備は、主管庁の認めるものとする。

## 第三章 復原性及び関連する堪航性

### 第一規則 総則

漁船は、第七規則に規定する運航状態において、この章に定める要件を満たすように設計し、及び建造する。復原てこ曲線の計算は、主管庁の認めるものとする。

### 第二規則 復原性の基準

(1) 次の復原性の最低基準が満たされるものとする。ただし、主管庁が運航経験により当該最低基準からの逸脱が正当であると認める場合は、この限りでない。

(a) 復原てこ曲線（GZ曲線）の下方の面積が、横傾斜角三十度までは $0.055$ メートル・ラジアン以上及び横傾斜角四十度まで又は浸水角 $\theta_f$ （四十度未満の場合）までは $0.09$ メートル・ラジアン以上であること。さらに、横傾斜角三十度と四十度との間又は横傾斜角三十度と浸水角 $\theta_f$ との間（浸水角 $\theta_f$ が四十度未満の場合）の復原てこ曲線（GZ曲線）の下方の面積は、 $0.03$ メートル・ラジアン以上とする。浸水角 $\theta_f$ とは、船体、船楼又は甲板室の開口であって迅速に風雨密に閉鎖することのできないものが水に没し始める漁船の横傾斜角をいう。この基準の適用上、小さい開口であってその開口から浸水が広がることのないものは、開口として扱うことを要しない。

(b) 復原てこGZが、横傾斜角三十度以上で二百ミリメートル以上であること。

(c) 最大復原てこ $GZ_{max}$ が、なるべく横傾斜角三十度を超えて（二十五度以上とする。）生ずること。

(d) 初期メタセンタ高さGMが、一層甲板船については三百五十ミリメートル以上であること。全通船楼船又は長さ七十メートル以上の漁船については、主管庁の認めるメタセンタ高さまで減ずることができ

るが、いかなる場合にも百五十ミリメートル未満であつてはならない。

(2) 横揺れ角を制限するためにビルジ・キール以外の設備を備える場合には、主管庁は、全ての運航状態において(1)に規定する復原性の基準が維持されていることを確かめる。

(3) (1)の規定の遵守を確保するためにバラストを備える場合には、その性質及び配置は、主管庁の認めるものとする。

### 第三規則 魚倉の浸水

漁獲操業中に開放され、かつ、迅速に閉じることができないハッチを通じて魚倉の浸水の進行が生じ得る横傾斜角は、二十度以上とする。ただし、部分的又は完全に浸水した各魚倉が第二規則(1)に規定する復原性の基準を満たす場合は、この限りでない。

### 第四規則 特定の漁法

漁獲操業中に漁船に追加の外力がかかる特定の漁法に従事する漁船は、第二規則(1)に規定する復原性の基準であつて、必要に応じて主管庁の認める基準まで強化されたものを満たすものとする。

### 第五規則 激しい風及び横揺れ

漁船は、主管庁の認めるところにより、季節的な天候状態、漁船が運航する海域の海象並びに漁船の種類及びその運航形態を考慮して、関連する海面状態における激しい風及び横揺れの影響に耐え得るものとする。

#### 第六規則 甲板打込み水

漁船は、主管庁の認めるところにより、季節的な天候状態、漁船が運航する海域の海象並びに漁船の種類及びその運航形態を考慮して、甲板打込み水の影響に耐え得るものとする。

#### 第七規則 運航状態

- (1) 考慮すべき運航状態の数及び形態は、主管庁の認めるものとし、適当なときは、次の場合を含む。
  - (a) 燃料、船用品、氷、漁具等を満載して漁場へ出発する場合
  - (b) 採捕物を満載して漁場から出発する場合
  - (c) 採捕物を満載し、及び十パーセントの船用品、燃料等を積載して母港へ到着する場合
  - (d) 十パーセントの船用品、燃料等及び最小採捕量を積載して母港へ到着する場合。最小採捕量は、通常、満載時の採捕量の二十パーセントとするが、主管庁が運航の態様により正当であると認める場合に

は、四十パーセントまでとすることができる。

- (2) 主管庁は、(1)に規定する特定の運航状態に加え、その他の全ての実際の運航状態（第二規則に定める復原性の最低基準に含まれる復原性のパラメーターの最低値が生ずる運航状態を含む。）においても、第二規則に規定する復原性の最低基準を満たすことを確かめる。主管庁は、また、漁船の形態又は運航海域の変更に伴う特殊な状態であつて、この章の規定による復原性の検討に影響を及ぼすものが考慮されることを確かめる。

- (3) (1)に規定する運航状態について、復原性の計算に当たっては、次の事項を含める。

- (a) 甲板上のぬれた漁網、釣道具等の重量の許容量
- (b) 第八規則に規定する着氷（予想される場合）の許容量
- (c) 採捕物の均一な積付け（実行に適合しない場合を除く。）
- (d) (1)(b)及び(c)並びに(2)に規定する運航状態における甲板上の採捕物（予想される場合）
- (e) バラスト水（この目的のために特別に備えたタンク又はバラスト水の運搬をも目的として備えられたタンクで運搬される場合）

(f) 液体及び運搬する採捕物（該当する場合）の自由表面への影響の許容値

第八規則 着氷

(1) 着氷が発生するおそれのある海域において運航する漁船については、復原性の計算に当たっては、次の事項を考慮する。

(a) 暴露甲板上及び舷門上においては、一平方メートル当たり三十キログラムの着氷を許容すること。

(b) 漁船の水線上の各側面の投影側面積に対して一平方メートル当たり七・五キログラムの着氷を許容すること。

(c) 帆を有しない漁船の手すり、スパ（マストを除く。）及び索具の不連続の表面の投影側面積並びに他の小さい物体の投影側面積については、連続する表面の投影側面積の合計を五パーセント増加させ、かつ、当該投影側面積の静的モーメントを十パーセント増加させて計算すること。

(2) 着氷が発生することが知られている海域において運航するための漁船は、次の要件を満たすものとする。

(a) 着氷が最小となるように設計すること。

(b) 主管庁が要求することのある氷を除去するための装置を備えること。

#### 第九規則 傾斜試験

(1) 全ての漁船は、完成後に傾斜試験を受けるものとし、実際の排水量及び重心の位置は、漁船の軽荷状態において決定する。

(2) 軽荷状態及び重心の位置に影響を及ぼす変更が漁船に加えられた場合において、主管庁が必要と認めるときは、当該漁船は、再び傾斜試験を受けるものとし、また、復原性資料を修正する。

(3) 主管庁は、個々の漁船について、復原性の基本的情報が姉妹船の傾斜試験から得られ、その基本的情報から当該漁船の信頼し得る復原性資料が得られることが明らかであると認める場合には、傾斜試験を省略することを認めることができる。

#### 第十規則 復原性資料

(1) 適当な復原性資料は、船長が種々の運航状態における漁船の復原性を容易かつ確実に評価することができるように提供する。当該復原性資料には、船長に対する具体的な指示であつて、漁船の復原性又は縦傾斜に悪影響を及ぼすおそれのある運航状態を船長に警告するものを含める。当該復原性資料の写しは、承

認のため主管庁に提出する。

(2) 承認された復原性資料は、船上に備え、常に容易に利用することができるようにし、及び実際の運航状態に沿うものであると承認されていることを確保するために漁船の定期的検査の際に点検を受ける。

(3) 復原性に影響を及ぼす変更が漁船に加えられた場合には、復原性の計算の修正を行い、これを承認のため主管庁に提出する。復原性資料を修正しなければならないと主管庁が決定する場合には、新たな資料を船長に提出し、及び代替された資料を除去する。

#### 第十一規則 取り外し可能な魚倉の仕切り

採捕物は、漁船に危険な縦傾斜又は横傾斜を引き起こすおそれのある動きに備えて適切に固定する。取り外し可能な魚倉の仕切りの寸法は、これらの仕切りを取り付ける場合には、主管庁の認めるものとする。

#### 第十二規則 船首高さ

船首高さは、主管庁の認めるところにより、海水の過剰な打込みを防ぐために十分な高さとし、季節的な天候状態、漁船が運航する海域の海象並びに漁船の種類及びその運航形態を考慮して決定する。

#### 第十三規則 最大許容運航喫水

最大許容運航喫水は、主管庁の承認するものとし、関連する運航状態において、この章に規定する復原性の基準並びに前章及び第六章に規定する要件であつて適当なものを満たすものとする。

#### 第十四規則 区画及び損傷時復原性

長さ百メートル以上の漁船は、総乗船者数が百人以上である場合には、漁船の種類、予定された用途及び運航海域を考慮して、損傷すると仮定されたいずれの一の区画室が浸水した後にも、主管庁の認めるところにより、正の復原性を有して浮かんでいることができるものとする。

#### 第四章 機関設備、電気設備及び定期的に無人の状態に置かれる機関区域

##### A部 総則

##### 第一規則 適用

この章の規定は、長さ四十五メートル以上の漁船について適用する。

##### 第二規則 定義

(1) 「主操舵装置<sup>だ</sup>」とは、操舵機械<sup>だ</sup>、操舵装置の動力装置、補助設備及び通常の就航状態において操船の目的でかじを動かすために必要なトルクをラダー・ストックに与える装置（例えば、チラー、コードラン

ト)をいう。

(2) 「かじを作動させる補助装置」とは、主操舵装置の故障の際に操船の目的でかじを動かすために備える装置をいう。

(3) 「操舵装置の動力装置」とは、次のものをいう。

(a) 電動操舵装置については、電動機及び関連電気設備

(b) 電動油圧操舵装置については、電動機並びに関連電気設備及び電動機に連結されたポンプ

(c) その他の油圧操舵装置については、駆動機関及びこれに連結されたポンプ

(4) 「最大前進航海速度」とは、漁船が最大許容運航喫水における航行中に維持するように設計された最大速度をいう。

(5) 「最大後進速度」とは、漁船が最大許容運航喫水において設計最大後進出力で到達することができる予想される速度をいう。

(6) 「燃料油装置」とは、油だきボイラーに送る燃料油の処理に用いる装置又は内燃機関に送る油の処理に用いる装置をいい、〇・一八ニュートン毎平方ミリメートルを超える圧力で油を処理する油圧ポンプ、こ

し器及び加熱器を含む。

- (7) 「正常な稼働状態及び居住状態」とは、漁船全体、漁船の機関機能、主推進装置及び補助推進装置、操舵装置及び関連装置、安全な航行のための援助装置並びに火災及び浸水の危険を限定するための援助装置、船内及び船外の通信装置及び信号装置、脱出設備並びに救助艇用ウィンチが適切な作動状態にあり、かつ、最低限度の快適な居住状態が満足なものであることをいう。

- (8) 「デッド・シップ状態」とは、主推進装置、ボイラー及び補機が動力を欠くことにより作動していない状態をいう。

- (9) 「主配電盤」とは、主電源により直接給電される配電盤であって、電力を分配するためのものをいう。

- (10) 「定期的に無人の状態に置かれる機関区域」とは、主推進機関及び関連機関並びに主給電の全ての電源がある場所であって、全ての運航状態（操縦を含む。）において常に人員を配置しているものではないものをいう。

### 第三規則 総則

#### 機関設備

- (1) 主推進装置、制御装置、蒸気管装置、燃料油装置、圧縮空気系統、電気系統及び冷凍装置、補助機関、ボイラーその他の圧力容器、管系及びポンプ装置、操舵装置並びに動力伝達のための軸及び継手は、主管庁の認めるところにより設計し、造り、試験し、設置し、及び作動させる。これらの機関及び装置並びにつり上げ装置、ウィンチ、魚類取扱装置及び魚類加工装置は、乗船者に及ぼす危険を最小限に減少させるよう保護される。作動部分、高温面その他の危険な部分には、特別の考慮を払う。
- (2) 機関区域は、全ての機関、それらの制御装置その他整備が必要となる部分に安全かつ自由に出入りすることができるよう設計する。当該機関区域は、適切に通風する。
- (3) 不可欠な補機の一が作動不能となった場合においても、推進機関の稼働性能を保持し、又は回復することのできる手段を備える。次のものが機能することに特別の考慮を払う。もつとも、主管庁は、一般的な安全性を考慮して、正常な稼働に代えて性能が一部低下することを認めることができる。
  - (i) 主推進機関用の燃料油圧力を供給する装置
  - (ii) 通常の潤滑油圧力源
  - (iii) 可変ピッチ・プロペラを含む主推進機関用の油圧式、圧縮空気式及び電気式制御装置

- (iv) 主推進機関の冷却装置用の水圧源
  - (v) 始動又は制御用の空気圧縮機及び空気タンク
- (b) 船外からの援助を受けることなくデッド・シップ状態から機関を作動することのできる手段を備える。
- (4) 主推進機関並びに漁船の推進及び安全のために不可欠な全ての補助機関は、漁船に設置された状態で、漁船が静的な条件の下で直立し、又はいずれかの側に十五度まで横傾斜している状態において及び漁船が動的な条件、すなわち、いずれかの側に横揺れし、かつ、船首方向又は船尾方向に七・五度まで同時に縦揺れする（動的に傾斜する）状況の下でいずれかの側に二十一・五度まで横傾斜している状態においても、作動することができるものとする。主管庁は、漁船の種類、大きさ及び就航状態を考慮して、これらの角度の変更を認めることができる。
- (5) 通常の稼働状態においてその振動により過度の応力が推進機関装置に発生しないように、当該装置の設計、製造及び設置に特別の考慮を払う。

電気設備

- (6) 電気設備の設計及び製造は、次の機能を有するものとする。
  - (a) 非常電源を利用することなく漁船の正常な稼働状態及び居住状態を維持するために不可欠な機能
  - (b) 主電源の故障が生じたときに安全のために不可欠な機能
  - (c) 電氣的危険からの乗組員及び漁船の保護
- (7) 主管庁は、第十六規則から第十八規則までの規定が一律に実施され、及び適用されることを確かめる。定期的に無人の状態に置かれる機関区域
- (8) 第十九規則から第二十四規則までの規定は、この規則から第十八規則までの規定及び次章第一規則から第四十四規則までの規定に加え、定期的に無人の状態に置かれる機関区域を有する漁船について適用する。
- (9) 主管庁の認めるところにより、全ての装置が全ての運航状態（操縦を含む。）において確実に機能することを確保し、並びに連続する確実な運転を確保するための定期的な点検及び日常の試験のための主管庁の認める措置がとられることを確保するための措置をとる。
- (10) 漁船には、定期的に無人の状態に置かれる機関区域を有して運航することに適している旨の主管庁の認

める文書による証明を備える。

B部 機関設備（第三規則も参照すること。）

#### 第四規則 機関

- (1) 漁船の推進及び安全のために不可欠な主機関及び補助機関には、有効な制御装置を備える。
- (2) シリンダーの内径が二百ミリメートルを超え、又はクランク室の容積が〇・六立方メートルを超える内燃機関には、十分な逃気面積を有する承認された型のクランク室爆発逃がし弁を備える。
- (3) 主機関若しくは補助機関（圧力容器を含む。）又はこれらの機関のいずれかの部品が内部圧力の影響を受け、かつ、危険な過圧の影響を受けることがある場合において可能なときは、このような過圧から保護する手段を講ずる。
- (4) 漁船の推進及び安全又は乗船者の安全のために不可欠な機関に動力を伝達するために使用する全ての歯車、軸及び軸継手は、あらゆる使用状態において予想される最大作動応力に耐えるように設計し、及び造る。これらを駆動する原動機又はこれらが一部を成す原動機の型には、妥当な考慮を払う。
- (5) 主推進機関及び可能なときは補助機関には、損傷、完全な故障又は爆発を急速にもたらすおそれのある

潤滑油の供給の停止等の故障が生じた場合に自動停止する装置を備える。さらに、自動停止の前に警告がなされるよう事前警報装置を備える。ただし、主管庁は、自動停止装置に優先する措置を認めることができる。主管庁は、また、漁船の種類又はその特定の用途を考慮して、漁船について、この(5)の規定の適用を免除することができる。

#### 第五規則 後進の手段

(1) 漁船は、通常のあらゆる状況において漁船の適正な操縦を確保するために十分な後進力を有するものとする。

(2) 速やかにプロペラの推進方向を逆にして、最大前進航海速度にある漁船を合理的な距離内で停止させる機関の能力を海上において試験する。

#### 第六規則 蒸気ボイラー、給水系統及び蒸気管装置

(1) 全ての蒸気ボイラー及び火炎に触れない蒸気発生器には、十分な放出能力を有する二以上の安全弁を備える。ただし、主管庁は、蒸気ボイラー又は火炎に触れない蒸気発生器の蒸気量その他の特性を考慮して、過圧に対する十分な保護を備えていると認める場合には、一の安全弁のみを取り付けることを認める

ことができる。

(2) 直接に監視することなく運転する全ての油だき蒸気ボイラーには、低水位、空気の供給停止又は火炎喪失の際に燃料の供給を遮断し、及び警報を発する安全装置を設ける。

(3) 主管庁は、ボイラー、蒸気圧力容器及び蒸気管装置の安全を確保するために給水系統、監視装置及び安全措置があらゆる点で十分であることを確保するため、蒸気ボイラー設備に特別の考慮を払う。

#### 第七規則 操舵室と機関区域との間の通信

操舵室と機関区域の制御場所との間の通信のための二の独立した通信装置を備えるものとし、当該通信装置の一は、エンジン・テレグラフとする。

#### 第八規則 推進機関の操舵室制御

(1) 推進機関の遠隔制御を操舵室から行う場合には、次の規定を適用する。

(a) 全ての運航状態（操縦を含む。）において、速力、推進方向及び可能なときはプロペラのピッチ角が操舵室から完全に制御することができるものとする。

(b) (a)に規定する遠隔制御は、主管庁の認める制御装置により行うものとし、必要な場合には、推進機関

の過負荷を防ぐ装置を備える。

(c) 主推進機関には、緊急停止装置を備えるものとし、当該装置は、操舵室<sup>だ</sup>に備え、かつ、(a)に規定する操舵室制御系統から独立したものとする。

(d) 推進機関の遠隔制御は、一回につき一の制御場所からのみ行うことができるものとする。いかなる制御場所においても、連動する制御装置を認めることができる。各制御場所には、いずれの制御場所が推進機関を制御しているかを示す表示器を備える。操舵室<sup>だ</sup>と機関区域との間の制御の切換えは、機関区域又は制御室においてのみ行うことができるものとする。

(e) 操舵室<sup>だ</sup>には、次の事項に関する表示器を取り付ける。

(i) 固定式プロペラの場合には、プロペラの回転数及び回転方向

(ii) 可変ピッチ・プロペラの場合には、プロペラの回転数及びピッチ角位置

(iii) 第四規則(5)の規定によって要求される事前警報

(f) 遠隔制御装置のいずれの部分の故障の場合においても、推進機関をその設置場所において制御することができるとする。

- (g) 遠隔制御装置の設計は、主管庁が実行不可能と認める場合を除くほか、当該遠隔制御装置の故障の場合に警報を発し、並びに推進機関の設置場所における制御が作動するまで事前に設定した速力及び推進方向を維持するものとする。
- (h) 自動的な始動により始動の可能性が尽きることがないことを確保するための特別の措置をとる。始動空気圧力が低いことを表示する警報装置を備えるものとし、当該警報装置は、主駆動機関の始動の操作を引き続き可能とする水準に設定する。
- (2) 主推進機関及び関連機関（主給電の電源を含む。）が様々な段階の自動制御又は遠隔制御を備え、かつ、これらの機関が制御室からの連続した有人監督の下にある場合には、当該制御室は、機関の運転が直接の監督の下にある場合と同様に安全かつ効果的となるように設計し、装備し、及び設置する。
- (3) 自動的な始動、運転及び制御の系統には、一般に、自動制御装置及び遠隔制御装置のいずれの部分の故障の場合においても、自動装置に優先する手動装置を含める。

#### 第九規則 圧縮空気系統

- (1) 圧縮空気系統のあらゆる部分並びに空気圧縮機及び冷却器の水ジャケット又はケーシングが空気圧縮部

分からの漏れにより危険な過圧を受けるおそれのあるあらゆる場所には、過圧を防止するための装置を備える。適当な圧力逃がし装置を備える。

- (2) 主推進内燃機関の主始動空気装置は、始動空気管内における逆火及び内部爆発の影響に対して十分に保護する。

- (3) 始動空気圧縮機からの全ての吐出管は、始動用空気タンクに直接通ずるものとし、空気タンクから主駆動機関又は補助機関までの全ての始動空気管は、空気圧縮機の吐出管系統から完全に分離する。

- (4) 圧縮空気系統への油の混入を最小限に減少させ、かつ、当該系統からドレンを抜くための措置をとる。

#### 第十規則 燃料油、潤滑油その他の可燃性油に関する措置

- (1) 承認された引火点測定器によって引火点が摂氏六十度より低い（密閉容器試験による。）と決定された燃料油は、非常用発電機に使用する場合を除くほか、燃料として使用してはならず、非常用発電機に使用する場合にも、引火点が摂氏四十三度より低いものであってはならない。もつとも、主管庁は、引火点が摂氏四十三度以上である燃料油について、主管庁が必要と認める追加の予防措置に従うことを条件として、及びその燃料油が保管され、又は使用される場所の温度がその燃料油の引火点より摂氏十度低い温度

以上にならないことを条件として、一般に使用することを認めることができる。

- (2) 燃料油タンク内の油の量を確認する安全かつ効果的な装置を備える。測深管を設置する場合には、その上端については、安全な位置までとし、及び適当な閉鎖装置を取り付ける。十分な厚さのガラスで製造され、かつ、金属ケースで保護された水面計は、自動的に閉じる弁が取り付けられていることを条件として、使用することができる。燃料油タンク内の油の量を確認する他の装置は、当該装置の故障又は燃料油タンクへの油の過注入によって油が流出することがないことを条件として、認めることができる。

- (3) いずれの燃料油タンクにも、また、燃料油装置のいずれの部分（注入管を含む。）にも、過圧を防ぐ装置を取り付ける。逃がし弁及び空気管又はあふれ管は、安全な位置に安全な方法で排出する。

- (4) 主管庁が認めることを条件として、損傷した場合に二重底の上方に設けられている貯蔵タンク、澄ましタンク又は小出しサービス・タンクから油が漏出するおそれのある燃料油管については、これらのタンクが設けられている場所における火災の発生の際に当該場所の外部の安全な位置から閉じることができるコック又は弁をこれらのタンクに取り付ける。デンプ・タンクが軸路、管を通すトンネル又はこれらに類する場所の内部に設けられている特別の場合には、弁をタンクに取り付けるほか、火災の際における制

御は、トンネル又はこれに類する場所の外部において追加の弁を管に取り付けることによることができる。当該追加の弁を機関区域において取り付ける場合には、当該追加の弁は、当該機関区域の外部から操作することができるものとする。

(5) 燃料油装置の一部を成すポンプは、他の装置から分離するものとし、当該ポンプの接合部には、閉鎖回路の効果的な逃がし弁を備える。燃料油タンクを液体バラスト・タンクとして代替的に使用する場合に、燃料油装置とバラスト装置とを隔離する適切な措置をとる。

(6) いかなる油タンクも、油タンクから流出し、又は漏出した油が熱せられた物の表面と接触することによって危険を生ずるおそれのある位置に設けてはならない。圧力によってポンプ、こし器又は加熱器から漏出することのある油が熱せられた物の表面と接触することを防ぐための予防措置をとる。

(7)(a) 燃料油管並びにその弁及び取付物は、鋼その他これと同等の材料のものとする。ただし、主管庁が必要と認める位置においては、たわみ管を限定的に使用することができる。当該たわみ管及び燃料油管の末端の附属品は、十分な強度を有するものとし、主管庁の認めるところにより、承認された耐火性の材料により造り、又は耐火性の被覆を有する。

- (b) 必要な場合には、燃料油及び潤滑油の管は、熱せられた物の表面又は機関の吸気口への油噴霧又は油漏出を実行可能な限り避けるため、仕切られたものとし、又は適切に保護する。管装置の接合部の数は、最少のものにする。
- (8) 燃料油タンクは、実行可能な限り、船体の一部を成すものとし、A類機関区域の外部に設ける。二重底タンク以外の燃料油タンクをA類機関区域に隣接して又はA類機関区域内に設ける必要がある場合には、当該タンクの垂直側面の少なくとも一は、当該A類機関区域の境界に接続するものとし、二重底タンクが取り付けられているときは、当該二重底タンクと共通の境界を有することが望ましい。A類機関区域と共通のタンク境界の面積は、最小にとどめる。燃料油タンクがA類機関区域の境界内に配置されている場合には、当該タンクには、引火点が摂氏六十度より低い（密閉容器試験による。）燃料油を貯蔵してはならない。一般に、自立型の燃料油タンクの使用は、火災の危険のある区域、特にA類機関区域においては避ける。自立型の燃料油タンクの設置が認められる場合には、当該タンクは、適当な大きさの流出油タンクに通ずる適当なドレン管を有する十分な大きさの油密の流出油受け皿の上に設ける。
- (9) 機関区域の通風は、通常の状態において、油性蒸気がたまることを防ぐために十分なものとする。

(10) 圧力潤滑油装置に使用する油の貯蔵、供給及び使用のためにとられる措置は、主管庁の認めるものとする。A類機関区域及び実行可能なときは他の機関区域におけるこれらの措置は、少なくとも(1)、(3)、(6)及び(7)の規定に適合するものとし、主管庁が必要と認める場合には、(2)及び(4)の規定に適合するものとする。適当な程度の耐火性を有すると試験が示す場合には、潤滑油装置にサイトフロークラスを使用することを妨げるものではない。

(11) 動力伝達装置において圧力をかけて使用する可燃性油(10)に規定する油であつて、制御装置、作動装置及び加熱装置に使用するものを除く。)の保管、供給及び使用のためにとられる措置は、主管庁の認めるものとする。発火要因が存在する場所におけるこれらの措置は、少なくとも(2)及び(6)の規定に適合するものとし、強度及び構造に関しては、(3)及び(7)の規定に適合するものとする。

(12) 燃料油、潤滑油その他の可燃性油は、船首タンクに積載してはならない。

#### 第十一規則 ビルジ排水設備

(1) 漁船が直立しているか横傾斜しているかを問わず、起こることのあるあらゆる状態において、常設の油タンク又は水タンクを除くいずれの水密の区画室からも吸水し、及び排水することができる効果的なビル

ジ排水設備を備える。この目的のために必要な場合には、側部吸引管を備える。吸引管への水の流入を容易にするための措置をとる。ただし、漁船の安全が損なわれないと主管庁が認める場合には、特定の区画室においてビルジ排水設備を省略することができる。

- (2) (a) 少なくとも二の独立駆動の動力ビルジ・ポンプを備える。そのうちのーは、主駆動機関によって駆動することができる。十分な容量を有するバラスト・ポンプその他雑用ポンプは、動力駆動のビルジ・ポンプとして使用することができる。

- (b) 動力ビルジ・ポンプは、少なくとも次の数値の内径を有するビルジ主管を通る流速を毎秒二メートル以上とすることができるものとする。

$$d = 25 + 1.68 \sqrt{L(B+D)}$$

この場合において、 $d$ は、ミリメートルで表した内径とし、また、 $L$ 、 $B$ 及び $D$ は、メートルで表す。

もつとも、ビルジ主管の実際の内径は、主管庁の認める直近の標準寸法とすることができる。

- (c) この規則に従って備える各ビルジ・ポンプは、直接吸引管を備えるものとし、その吸引管のーは機関

区域の左舷から、他の一は右舷から引く。ただし、長さ七十五メートル未満の漁船の場合には、一のビルジ・ポンプにのみ直接吸引管を備える必要があるものとする。

(d) いかなるビルジ吸引管の内径も、五十ミリメートル未満としてはならない。ビルジ装置の配置及び大きさは、前記のポンプの最大容量を衝突隔壁と船尾隔壁との間に配置されているいずれの水密の区画室についても適用することができるものとする。

(3) 独立駆動の高圧海水ポンプと組み合わせたビルジ・エジェクターは、(2)(a)の規定により要求される独立駆動のビルジ・ポンプの一に代えて設置することができる。ただし、この措置は、主管庁の認めるものとする。

(4) 魚類の取扱い又は加工によって閉囲された場所に多量の水がたまるおそれのある漁船においては、適当な排水装置を備える。

(5) ビルジ管は、厚肉鋼管製でない限り、燃料油タンク、バラスト・タンク又は二重底タンクを貫通してはならない。

(6) ビルジ及びバラストの吸排水系統については、水が海若しくは水バラスト区域から船倉若しくは機関区

域に又は一の水密の区画室から他の水密の区画室に流入することを防止するように措置をとる。海又は水バラスト区域から給水するポンプへのビルジ管連結部には、ビルジ及び海又はビルジ及び水バラスト区域のいずれかに同時に開くことのない逆止弁又はコックのいずれかを取り付ける。ビルジ供給箱の弁は、逆止弁とする。

- (7) 衝突隔壁を貫通するビルジ管には、弁の位置を示す表示器を有する作業甲板からの遠隔制御装置を備えた閉鎖するための積極装置を当該衝突隔壁において取り付ける。ただし、当該弁が隔壁の後面に取り付けられ、かつ、いかなる就航状態においても迅速に近づき得る場合には、当該遠隔制御装置は、省略することができるとができる。

#### 第十二規則 騒音からの保護

機関区域における人への騒音の影響を主管庁の認める水準まで減少させるための措置をとる。

#### 第十三規則 操舵装置

- (1) 漁船には、主管庁の認める主操舵装置及びかじを作動させる補助装置を備える。主操舵装置及びかじを作動させる補助装置は、合理的かつ実行可能である限り、これらの装置のうち一における単一の故障に

よつて他の装置が作動不能とならないように措置をとる。

(2) 主操舵装置が同等の能力を有する二以上の動力装置を含むものである場合において、いずれか一の動力装置が作動していないときに当該主操舵装置が(10)の規定によつて要求されるかじの操作を行うことができるときは、補助操舵装置を備えることを要しない。各動力装置は、別個の回路によつて作動する。

(3) かじが動力によつて操作される場合には、操舵室においてその位置を表示する。動力操舵装置のための舵角指示器は、操舵制御装置から独立したものとす。

(4) いずれの操舵装置の故障の場合にも、操舵室には、警報を発する。

(5) 電動操舵装置及び電動油圧操舵装置の電動機の運転表示器は、操舵室に設置する。短絡の保護、過負荷警報及び無電圧警報は、これらの回路及び電動機に備える。過電流に対する保護は、備える場合には、保護される電動機又は回路の全負荷電流の二倍以上とし、及び十分な始動電流が流れることができるように措置をとる。

(6) 主操舵装置は、十分な強度を有し、かつ、最大航海速度で漁船を操舵するために十分なものとす。主操舵装置及びラダー・ストックは、最大後進速度で又は漁獲操業中の操縦によつて損傷を受けることがな

いように設計する。

(7) 主操舵装置<sup>だ</sup>は、漁船が最大許容運航喫水の状態<sup>で</sup>、漁船が最大航海速力で前進中にかじを片舷三十五度から反対舷三十五度まで操作することができるものとする。同様の条件の下で、かじは、いずれの舷からも片舷三十五度から反対舷三十度まで二十八秒以内に操作することができるものとする。主操舵装置<sup>だ</sup>は、これらの要件を満たすために必要な場合には、動力によって作動する。

(8) 主操舵装置<sup>だ</sup>の動力装置には、動力の供給が停止した後<sup>に</sup>復帰した場合に、操舵室<sup>だ</sup>において手動で始動し、又は自動的に始動するように措置をとる。

(9) かじを作動させる補助装置は、十分な強度を有し、かつ、航行し得る速力で漁船を操舵<sup>だ</sup>するために十分なものとし、非常事態の際に迅速に作動させることができるものとする。

(10) かじを作動させる補助装置は、漁船が最大前進航海速力の二分の一に相当する速力又は七ノットのいずれか速い方の速力で前進中にかじを片舷十五度から反対舷十五度まで六十秒以内に操作することができるものとする。かじを作動させる補助装置は、これらの要件を満たすため、必要な場合には、動力によって作動する。

- (11) 長さ七十五メートル以上の漁船の電動操舵装置又は電動油圧操舵装置は、主配電盤から少なくとも二の回路によつて給電するものとし、当該回路は、相互にできる限り離して設ける。

#### 第十四規則 機関士呼出装置

長さ七十五メートル以上の漁船については、機関制御室から又は適当な場合には機関操縦場所で操作することが出来る機関士呼出装置を備えるものとし、当該装置は、機関士の居住区域において明確に聴取することが出来るものとする。

#### 第十五規則 漁獲物の保存のための冷凍装置

- (1) 冷凍装置は、当該装置の安全性及び人の健康又は環境に危険な量又は濃度によるクロロフルオロカーボン (CFCs) その他のオゾン破壊物質の冷媒からの放出を考慮するように、設計し、造り、試験し、及び設置するものとし、主管庁の認めるものとする。

- (2) 冷凍装置に使用する冷媒は、主管庁の認めるものとする。ただし、メチルクロライド又はオゾン破壊係数がトリクロロフルオロメタン (CFC-11) の五パーセントより大きいCFCsは、冷媒として使用してはならない。

- (3)(a) 冷凍設備は、振動、衝撃、膨張、収縮等に対して十分に保護し、かつ、温度及び圧力の危険な上昇を防ぐための自動安全制御装置を備える。
  - (b) 有毒な又は可燃性の冷媒を使用する冷凍装置は、冷媒が漁船又は乗船者に危険を及ぼさない場所に通ずる排出装置を備える。
- (4)(a) 有毒な冷媒を使用する冷凍機械（凝縮器及びガスタンクを含む。）を収容する区域は、ガス密の隔壁によって隣接する場所から隔離する。当該区域には、当該区域の外部に入口に隣接して表示器を有する漏出探知装置を取り付け、かつ、独立の通風装置及び水噴霧装置を備える。
  - (b) 漁船の大きさによって(a)に規定する封じ込めが実行不可能な場合には、冷凍装置は、機関区域に設置することができる。ただし、使用する冷媒の量がそのガスが全て漏れた場合にも機関区域における人に危険を及ぼすものでなく、かつ、区画室でガスの漏出が発生した場合に危険なガスの濃度に関する警告を発する警報装置が取り付けられている場合に限る。
- (5) 冷凍機械区域及び冷凍室においては、人が閉じ込められることを防ぐため、操舵室<sup>だ</sup>、制御場所又は脱出口に警報装置を接続する。これらの場所の出口の少なくとも一は、内部から開くことができるものとする。

る。実行可能な場合には、有毒な又は引火性のガスを用いる冷凍機械を収容する区域の出口は、居住区域に直接通じてはならない。

- (6) 冷凍装置において人に有害な冷媒を使用する場合には、少なくとも二組の呼吸具を備えるものとし、そのうちの二組は、冷媒の漏出の際に近づくことのできない場所となるおそれのない位置に備える。漁船の消防器具の一部として備える呼吸具は、当該呼吸具を備える場所が双方の目的を満たすことを条件として、この規定の全部又は一部を満たすものとみなすことができる。自蔵式呼吸具が使用される場合には、予備のシリンダーを備える。

- (7) 冷凍装置の安全操作及び非常措置に関する適切な手引は、漁船の船上に掲示する適当な通知によって備える。

C部 電気設備（第三規則も参照すること。）

第十六規則 主電源

- (1) (a) 電力が漁船の推進及び安全のために不可欠な補助機能を維持する唯一の手段である場合には、少なくとも二組の発電装置を含む主電源を備えるものとし、当該装置のうち二組は、主駆動機関によって駆動

させることができる。主管庁は、同等の電気容量を有する他の装置を認めることができる。

(b) (a)に規定する発電装置の電力は、当該装置のいずれの一組が停止した場合にも、漁獲活動、魚類加工及び漁獲物の保存に必要な電力を除き、第三規則(6)(a)に規定する機能の作動を確保するものとする。

(c) 漁船の主電源の配置は、主推進機関又は軸の回転数及び回転方向にかかわらず、第三規則(6)(a)に規定する機能を維持することができるものとする。

(d) 変圧器がこの(1)の規定によって要求される給電装置の不可欠な部分を構成する場合には、当該装置には、給電を連続して行うことを確保するように措置をとる。

(2)(a) 主照明装置の配置は、主電源（変圧器を含む。）を収容する場所における火災その他の災害によって非常照明装置が作動不能とならないものとする。

(b) 非常照明装置の配置は、非常電源（変圧器を含む。）を収容する場所における火災その他の災害によって主照明装置が作動不能とならないものとする。

#### 第十七規則 非常電源

(1) 主管庁の認めるところにより、機関区域の外部に設けた自己起電式の非常電源を備えるものとし、当該

非常電源には、火災その他主電源の故障の原因が発生した場合にも作動を確保するように措置をとる。

(2) 非常電源は、始動電流及び特定の負荷の過渡的特性を考慮して、少なくとも三時間、次のものに同時に給電することができるものとする。

- (a) 第九章第六規則(1)(a)及び(b)の規定によって要求されるVHF無線設備及び可能なときは、
  - (i) 同章第八規則(1)(a)及び(b)並びに同章第九規則(1)(b)及び(c)の規定によって要求されるMF無線設備
  - (ii) 同章第九規則(1)(a)の規定によって要求される船舶地球局
  - (iii) 同章第九規則(2)(a)及び(b)並びに同章第十規則(1)の規定によって要求されるMF/HF無線設備
- (b) 非常事態の際に要求されることのある内部通信設備、火災探知装置及び信号
- (c) 電気式のみ航行用の灯火及び次の場所の非常照明
  - (i) 進水場所及び漁船の舷外
  - (ii) 全ての通路、階段及び出口
  - (iii) 機関又は非常電源を収容する場所
  - (iv) 制御場所

- (v) 魚類取扱区域及び魚類加工区域
- (d) 非常用消火ポンプの作動
- (3) 非常電源は、発電機又は蓄電池のいずれかとすることができる。
- (4) (a) 非常電源が発電機の場合には、主管庁の認めるところにより、独立の給油装置及び効果的な起動装置の双方を備える。非常用発電機を始動する第二の独立の手段を備えていない限り、単一の貯蔵エネルギーは、自動始動装置によつて完全に消耗されることがないように保護する。
- (b) 非常電源が蓄電池の場合には、当該蓄電池は、放電期間を通じ蓄電池の電圧を公称電圧の正負十二パーセント以内の範囲に維持しながら、再充電することなく非常負荷に耐えることができるものとする。当該蓄電池は、主電源の故障の場合に、自動的に非常配電盤に接続し、かつ、少なくとも(2)(b)及び(c)に規定する機能に直ちに給電する。非常配電盤には、自動接続装置の故障の場合に手動で蓄電池に接続することができる補助スイッチを備える。
- (5) 非常配電盤は、できる限り非常電源の近くに設置し、かつ、(1)の規定に従つて設ける。非常電源が発電機の場合には、非常配電盤は、その操作が損なわれない限り、発電機と同じ場所に設ける。

(6) この規則に従って取り付けられる蓄電池は、非常配電盤を収容する場所以外の通風の良い場所に設置する。主配電盤の適当な場所又は機関制御室には、非常電源である蓄電池が放電していることを示す表示器を取り付ける。非常配電盤は、正常な稼働において、主配電盤で過負荷及び短絡から保護されている中間接続フィーダーによって主配電盤から給電する。非常配電盤の設備は、主電源の故障の場合に、非常給電の自動接続を備えるものとする。システムが逆給電操作を行うよう措置がとられている場合には、中間接続フィーダーは、非常配電盤において少なくとも短絡から保護する。

(7) 非常用発電機及びその原動機並びに蓄電池は、漁船が直立状態のとき及びいずれかの側に二十二・五度まで横揺れし、かつ、同時に船首方向若しくは船尾方向に十度縦揺れしたとき又はこれらの傾斜角内の角度を組み合わせた状態のときは、最大定格出力で作動することを確保するように措置をとる。

(8) 非常電源及び自動始動装置は、漁船が運航状態にある間、乗組員による適当な試験ができるように造り、及び措置をとる。

#### 第十八規則 電撃、火災その他の電氣的危険の予防手段

(1)(a) 帯電しないようになっているが故障状態では帯電しやすくなる恒久的に固定された電気設備の露出金

属部分は、次のいずれかの場合を除くほか、接地させる。

(i) 導体間で直流五十五ボルト又は交流実効値五十五ボルトを超えない電圧で給電される場合。これらの交流電圧を達成するために、単巻変圧器を用いてはならない。

(ii) 一の負荷装置にのみ給電する安全絶縁変圧器により二百五十ボルトを超えない電圧で給電される場合

(iii) 二重絶縁の原則に従って造られている場合

(b) 持運び式電気設備は、安全な電圧で作動するものとし、電圧がかからないようになっていたが故障状態において電圧がかかり得る露出金属部分は、接地させる。主管庁は、導電性による特別の危険が存在し得る限定された場所又は非常に湿った場所で使用する持運び式電灯、電気工具又は類似の器具に対して追加の予防措置を要求することができる。

(c) 電気設備は、通常の方法で取り扱い、又は触れる場合に負傷を引き起こさないように造り、及び設置する。

(2) 主配電盤及び非常配電盤については、取扱者が危険を伴うことなく器具及び設備に容易に近づき得るよ

うに措置をとる。配電盤の側面及び後面並びに必要な場合には前面は、適切に保護する。対地電圧が主管  
庁の定める電圧を超える露出帯電部は、配電盤の前面に設置してはならない。配電盤の前後には、必要な  
場合には、非電導体のマット又はグレーディングを備える。

(3) (a) 船体帰路の配電方式は、長さ七十五メートル以上の漁船については電力、電熱又は照明のために使用  
してはならない。

(b) (a)に定める要件は、主管庁が承認する条件の下で、次の装置を使用することを妨げるものではない。

(i) 外部電源式陰極防食装置

(ii) 限定的かつ局部的に接地する装置

(iii) 接地電流が最悪の条件の下で三十ミリアンペアを超えない絶縁監視装置

(c) 船体帰路方式を使用する場合には、全ての最終枝回路（最後の保護装置の後方に取り付ける全ての回  
路）を二線配線とし、及び主管庁の認める特別の予防措置をとる。

(4) (a) 電力、電熱又は照明のための一次又は二次の配電系統を接地することなく使用する場合には、対地絶  
縁を監視することができる装置を備える。

- (b) 配電系統が(a)の規定に従っており、かつ、導体間で直流五十五ボルト又は交流実効値五十五ボルトを超える電圧を使用する場合には、対地絶縁を継続的に監視し、異常に低い絶縁値を可視又は可聴で表示することができる装置を備える。
- (c) 導体間で直流二百五十ボルト又は交流実効値二百五十ボルトを超えない電圧で給電され、かつ、範囲が限定されている配電系統は、主管庁が認めることを条件として、(a)の規定に適合することができる。
- (5) (a) 例外的な状況において主管庁が認める場合を除くほか、ケーブルの金属シース及び鎧装<sup>がい</sup>は、電氣的に連続させ、かつ、接地させる。
- (b) 全ての電気ケーブルは、少なくとも難燃性のものとし、その本来の難燃性を損なわないように設置する。特別な用途に必要な場合には、主管庁は、無線周波数ケーブル等この要件に適合しない特別な種類のケーブルの使用を認めることができる。
- (c) 不可欠な又は非常用の動力、照明、船内通信又は信号用のケーブル及び配線は、調理室、A類機関区域その他の火災の危険性が高い場所並びに洗濯室、魚類取扱区域及び魚類加工区域その他の高湿度の場所からできる限り離して配線する。消火ポンプを非常配電盤に接続するケーブルは、火災の危険性が高

い場所を通過する場合には、耐火性の種類のものとする。当該ケーブルは、実行可能な場合には、隣接する場所の火災によって生ずることのある隔壁の熱によって使用不可能となることを防ぐように配線する。

(d) 電氣的な故障の際に火災又は爆発の危険のある場所に設置されるケーブルである場合には、主管庁の認めるところにより、当該危険に対する特別の予防措置をとる。

(e) 配線は、擦り傷その他の損傷を避けるように支持する。

(f) 全ての導線の端末及び接続は、ケーブル本来の電氣的な、機械的な、難燃性の及び必要な場合には耐火性の性質を維持するように措置をとる。

(g) 冷凍区画室に設置するケーブルは、低温及び高湿度に適したものとする。

(6)(a) 回路は、短絡に対して保護するものとし、第十三規則の規定が適用される場合又は主管庁が例外的に認める場合を除くほか、過負荷に対しても保護する。

(b) 各回路の過負荷防止装置の定格又は適当な調整値は、保護装置の位置に恒久的に表示する。

(7) 灯具類には、配線に損傷を与えるおそれのある温度の上昇を防止し、及び周囲の材料が過度な高温にな

ることを防止するための措置をとる。

- (8) 火災又は爆発の危険のある場所に終端のある照明回路又は動力回路には、その場所の外部に遮断用スイッチを備える。

- (9) (a) 蓄電池の格納場所は、主管庁の認めるところにより造り、及び通風する。

- (b) 引火性蒸気の発火源となるおそれのある電気設備その他の設備は、(10)の規定によって認められる場合を除くほか、(a)に規定する区画室では認められない。

- (c) 蓄電池は、気密に密閉された容器に設置する場合を除くほか、居住区域に設けてはならない。

- (10) 引火性のガスがたまりやすい場所及び主として蓄電池の格納に充てる区画室には、主管庁が次の要件に適合すると認める場合を除くほか、電気設備を設置してはならない。

- (a) 運航上不可欠なものであること。

- (b) 引火性のガスを発火させない型のものであること。

- (c) 当該場所に適切なものであること。

- (d) 生ずる可能性がある粉じん、蒸気又はガスの中で、安全に使用することができるものとして適切に証

明されたものであること。

- (11) 全ての木製マスト及び木製トップマストには、避雷針を取り付ける。非伝導性材料で建造された漁船には、喫水線を十分に下回る場所で船体に固定された銅板に避雷針を適当な導線で接続する。

D部 定期的に無人の状態に置かれる機関区域（第三規則も参照すること。）

#### 第十九規則 火災の安全

#### 防火

- (1) 高压燃料油管には、特別の考慮を払う。実行可能な場合には、このような管装置からの漏出は、高液面警報装置を備えた適当なドレン・タンクに集める。

- (2) 小出し燃料油サービス・タンクが自動的に又は遠隔制御によって注入される場合には、過注入により油があふれて流出することを防ぐ手段を講ずる。可燃性液体を自動的に取り扱う他の設備（例えば、実行可能な限り、油清浄機及びこれに附属する加熱器のために指定された特別な場所に備える油清浄機）にも、同様の考慮を払う。

- (3) 小出し燃料油サービス・タンク又は澄ましタンクに加熱装置が取り付けられている場合において、燃料

油の引火点を超え得るときは、高温である旨を示す警報を発する装置を備える。

#### 火災探知

(4) 機関区域には、自己監視原則に基づく、かつ、定期的な試験を行う設備を含む承認された火災探知装置を設置する。

(5) 火災探知装置は、操舵室<sup>だ</sup>において、及び漁船が港にあるときに、乗船者が聴取し、及び確認するために十分かつ適当な場所において、可視可聴警報を発する。

(6) 火災探知装置は、主電源が故障した場合には、非常電源から自動的に給電されるものとする。

(7) 二千五百ワット以上の内燃機関には、クランク室のオイル・ミスト検出装置、主軸受温度検出装置その他これと同等の装置を備える。

#### 消火

(8) 次章第二十二規則及び第四十規則に規定する要件に適合する固定式消火装置を主管庁の認めるところにより備える。

(9) 長さ七十五メートル以上の漁船については、消火主管装置から直ちに配水するために、次のいずれかの

措置をとる。

- (a) 操舵室及び火災制御場所において、主消火ポンプの一を遠隔始動するための措置
  - (b) 凍結の可能性について妥当な考慮を払った上で、消火主管装置への恒久的な加圧
- (10) 主管庁は、機関区域の保全防熱性の維持、消火装置の制御装置の位置及び集中化並びに第二十四規則に規定する停止装置（例えば、通風装置、燃料油ポンプ）について確かめるものとし、次章の関連する要件に加えて消火設備その他の消防設備及び呼吸具を要求することができる。

#### 第二十規則 浸水に対する保護

- (1) 機関区域におけるビルジには、漁船の通常の縦傾斜及び横傾斜角度で液体の貯留量を検知することができるような方法で高液面警報装置を備える。その検知装置は、継続的な監視が行われている場所において可視可聴警報を発するものとする。

- (2) 海水吸入口、喫水線下の排出口又はビルジ吸引装置に使用される全ての弁の制御装置は、当該弁のある場所に海水が流入した場合においても当該弁の操作を行うために十分な時間が得られるような位置に設ける。

## 第二十一規則 通信

長さ七十五メートル以上の漁船については、第七規則に規定する二の独立した通信装置のうち一は、信頼できる音声通信とする。操舵室<sup>だ</sup>と機関士の居住区域との間には、信頼できる音声通信装置を追加的に備える。

## 第二十二規則 警報装置

- (1) 注意を必要とする全ての故障を表示する警報装置を備える。
- (2) (a) 警報装置は、機関区域において可聴警報を発することができるものとし、適当な位置において各警報の作動を表示する。
  - (b) 警報装置は、機関士のキャビンの一に接続させるために選択スイッチを介して機関士のキャビンに接続し、かつ、機関士の公共室に接続する。主管庁は、これと同等の安全性を提供する代替装置を認めることができる。
  - (c) 警報の作動が主管庁の定める制限期間内に注意を払われない場合には、機関士の警報及び当直者に向けた操舵室<sup>だ</sup>への警報を作動させるものとする。

- (d) 責任を有する当直者による行動を必要とし、又は責任を有する当直者の注意を喚起すべき状況においては、操舵室<sup>だ</sup>において可視可聴警報が作動するものとする。
  - (e) 警報装置は、実行可能な限り、フェイル・セーフの原則に基づき設計する。
- (3) 警報装置については、次のとおりとする。
- (a) 通常の電力供給が停止した場合に予備電源への自動切換えにより継続的に給電する。
  - (b) 通常の電力供給の故障によって起動する。
- (4) (a) 警報装置は、二以上の故障を同時に表示することができないものとし、いかなる警報の受信の確認も他の警報を妨げてはならない。
- (b) (2)(a)に規定する位置におけるいかなる警報の受信の確認も、その警報が示された位置において表示されるものとする。警報は、受信が確認されるまで維持されるものとし、可視警報は、故障が修理されるまで継続する。全ての警報は、故障が是正された時に、自動的に復帰する。
- 第二十三規則 機関、ボイラー及び電気設備に関する特別の要件
- (1) 長さ七十五メートル以上の漁船については、主電源は、次の要件に従って給電される。

- (a) 通常一の発電機によって給電される場合には、推進及び操舵<sup>だ</sup>のために必要な機能への給電を連続的に行うことを確保するために、適当な負荷優先遮断装置を備える。運転中の発電機が停止した場合について対応するため、推進及び操舵<sup>だ</sup>を行うことができる十分な容量を有し、かつ、不可欠な補機を自動的に再始動（必要に応じて逐次操作を含む。）する予備発電機を自動的に始動し、及び主配電盤に自動的に接続するための適当な措置をとる。主管庁の認めるところにより、遠隔（手動）始動及び予備発電機の主配電盤への接続のための措置並びに不可欠な補機を繰り返し遠隔始動するための措置をとることができ<sup>きる</sup>。
- (b) 通常二組以上の発電装置によって同時に給電される場合には、当該装置のうち一組が停止した際に推進及び操舵<sup>だ</sup>を行うことができるよう残りの一組の発電装置が過負荷になることなく運転を継続するため措置（例えば負荷優先遮断）をとる。
- (2) 二重にすることを要求されている場合には、推進に不可欠な他の補助機関には、予備機に切り換えることができる自動切換装置を取り付ける。自動切換えの際には、警報を発する。
- (3) 自動制御装置及び警報装置は、次の要件に従って備える。

- (a) 制御装置が、必要な自動装置を用いて主推進機関及びその補機の運転に必要な機能を確保するものであること。
- (b) 主推進のために内燃機関を使用する場合には、要求される水準の始動空気圧力を保持する措置をとること。
- (c) 第二十二規則の規定に適合する警報装置を、全ての重要な圧力、温度、液位等に対して備えること。
- (d) 適当な場合には、警報が発せられた故障を表示する必要な警報盤及び計器を備えた適当な中央制御の位置を設けること。

#### 第二十四規則 安全装置

急迫した危険を及ぼす機関又はボイラーの運転における重大な故障により故障部分が自動的に停止し、かつ、警報が発せられるよう、安全装置を備える。重大な損傷、完全な故障又は爆発につながるおそれがある場合を除くほか、推進装置の停止は、自動的に作動してはならない。主推進機関の停止装置に優先する装置が取り付けられる場合には、当該装置は、不注意な操作により作動しないものとする。当該装置が作動中であるか否かを示す可視装置を設ける。

第五章 防火、火災探知、消火及び消防（前章第十九規則も参照すること。）

A部 一般

第一規則 一般

- (1) この章の規定は、別段の明示の定めがない限り、長さ四十五メートル以上の新船について適用する。
- (2) 居住区域及び業務区域については、次のいずれかの保護方式を採用する。
  - (a) I F方式  
全ての内部仕切り隔壁を不燃性の「B」級仕切り又は「C」級仕切りのものとした構造によるもの。  
一般に居住区域及び業務区域に火災探知装置又はスプリンクラー装置を備えない。
  - (b) II F方式  
火災の発生するおそれのある全ての場所に火災の探知及び消火のための自動スプリンクラー装置（火災警報装置を内蔵するもの）を備えるもの。内部仕切り隔壁の型には、一般に制限を設けない。
  - (c) III F方式  
火災の発生するおそれのある全ての場所に自動火災警報探知装置を備えるもの。内部仕切り隔壁の型

には、一般に制限を設けない。ただし、いかなる場合においても、「A」級仕切り又は「B」級仕切りで仕切られる居住区域の面積は、五十平方メートルを超えてはならない。もつとも、主管庁は、公共室についてこの面積を増大することができる。

- (3) 機関区域、制御場所等の境界隔壁の構造及び防熱における不燃性材料の使用の要件並びに階段囲壁及び通路の保護の要件は、(2)に規定する三の方式の全てに共通とする。

#### 第二規則 定義

- (1) 「不燃性材料」とは、摂氏七百五十度程度に熱せられたときに、燃えず、かつ、自己発火に十分な量の引火性蒸気を発生しない材料をいうものとし、所定の試験方法によって主管庁が決定する。その他の材料は、可燃性材料とする。

- (2) 「標準火災試験」とは、該当する隔壁又は甲板の標本を試験炉において、ほぼ標準時間―温度曲線に対応する温度にさらす試験をいう。当該標本は、面積四・六五平方メートル以上及び高さ（又は甲板の長さ）二・四四メートルの露出面を有し、かつ、当該隔壁又は甲板の構造にできる限り類似するものとし、

また、必要に応じて少なくとも一の継手を有するものとする。標準時間―温度曲線とは、最初の炉の温度

から計測した次の温度の点を通って引かれる滑らかな曲線をいう。

最初の五分後 摂氏五百五十六度

最初の十分後 摂氏六百五十九度

最初の十五分後 摂氏七百十八度

最初の三十分後 摂氏八百二十一度

最初の六十分後 摂氏九百二十五度

(3) 「「A」級仕切り」とは、隔壁又は甲板で形成する仕切りであつて、次の要件を満たすものをいう。

(a) 鋼その他これと同等の材料で造られていること。

(b) 適当に補強されていること。

(c) 一時間の標準火災試験が終わるまで煙及び炎の通過を阻止し得るように造られていること。

(d) 次の各級に対応して掲げる時間内において、熱にさらされない側の平均温度が最初の温度より摂氏百

三十九度を超えて上昇せず、かつ、継手を含めいかなる点における温度も最初の温度より摂氏百八十度を超えて上昇しないように、承認された不燃性材料で防熱を施されていること。

「A―六十」級 六十分

「A―三十」級 三十分

「A―十五」級 十五分

「A―〇」級 〇分

主管庁は、保全性及び温度上昇についての(a)から(d)までに定める要件を満たすことを確保するため、隔壁又は甲板の原型について試験を要求することができる。

(4) 「「B」級仕切り」とは、隔壁、甲板、天井張り又は内張りで形成する仕切りであつて、次の要件を満たすものをいう。

(a) 最初の三十分の標準火災試験が終わるまで炎の通過を阻止し得るように造られていること。

(b) 次の各級に対応して掲げる時間内において、熱にさらされない側の平均温度が最初の温度より摂氏百三十九度を超えて上昇せず、かつ、継手を含めいかなる点における温度も最初の温度より摂氏百五度を超えて上昇しないような防熱値を有すること。

「B―十五」級 十五分

## 「B—〇」級 〇分

(c) 承認された不燃性材料で造られており、かつ、「B」級仕切りを造り、及び組み立てる際に使用される全ての材料が不燃性のものであること。ただし、可燃性の化粧張りについては、この章に定める関連する要件を満たすことを条件として認めることができる。

主管庁は、保全性及び温度上昇についての(a)から(c)までに定める要件を満たすことを確保するため、仕切りの原型について試験を要求することができる。

(5) 「「C」級仕切り」とは、承認された不燃性材料で造られた仕切りをいう。当該仕切りは、煙及び炎の通過並びに温度上昇制限についての要件に適合することを要しない。可燃性の化粧張りについては、この章に定める他の要件を満たすことを条件として認める。

(6) 「「F」級仕切り」とは、隔壁、甲板、天井張り又は内張りで形成する仕切りであつて、次の要件を満たすものをいう。

(a) 最初の三十分の標準火災試験が終わるまで炎の通過を阻止し得るように造られていること。  
(b) 最初の三十分の標準火災試験が終わるまで、熱にさらされない側の平均温度が最初の温度より摂氏百

三十九度を超過して上昇せず、かつ、継手を含めいかなる点における温度も最初の温度より摂氏二百二十五度を超過して上昇しないような防熱値を有すること。

主管庁は、保全性及び温度上昇についての(a)及び(b)に定める要件を満たすことを確保するため、仕切りの原型について試験を要求することができる。

(7) 「連続「B」級天井張り又は内張り」とは、「B」級の天井張り又は内張りであつて、「A」級仕切り又は「B」級仕切りまで連続するものをいう。

(8) 「鋼その他これと同等の材料」とは、鋼又はそれ自体で若しくは防熱を施すことにより、該当する時間の標準火災試験が終わる時に鋼と同等の構造及び保全性についての特性を有する材料（例えば、適当な防熱を施したアルミニウム合金）をいう。

(9) 「炎の広がりが遅い」とは、このように記述されている表面が炎の広がりを十分に制限することをいうものとし、所定の試験方法によつて主管庁が決定する。

(10) 「居住区域」とは、公共室、通路、洗面所、キャビン、事務室、病室、映写室、遊戯及び趣味娯楽室、調理器具のない配膳室その他これらに類する場所として使用する場所をいう。

- (11) 「公共室」とは、居住区域の部分であつて、ホール、食堂、ラウンジその他これらに類する恒久的に閉  
囲された場所として使用するものをいう。
- (12) 「業務区域」とは、調理室、調理器具のある配膳室、ロッカー及び貯蔵品室、作業室（機関区域の一部  
を成すものを除く。）その他これらに類する場所として使用する場所並びにこれらの場所に至るトランク  
をいう。
- (13) 「制御場所」とは、漁船の無線設備、主要な航行設備又は非常動力源が置かれる場所及び火災表示装置  
又は火災制御装置が集中配置される場所をいう。
- (14) 「A類機関区域」とは、次のいずれかの用途に使用する内燃機関を収容し、又は油だきボイラー若しく  
は燃料油装置を収容する場所をいう。
- (a) 主推進
- (b) 内燃機関の合計出力が七百五十キロワット以上となるその他の用途
- (15) 「機関区域」とは、A類機関区域並びに推進機関、ボイラー、燃料油装置、蒸気機関、内燃機関、発電  
機、操舵装置<sup>だ</sup>、主要電気設備、給油場所、冷凍機械、減揺装置、通風機械及び空気調和機械を収容する場

所その他これらに類する場所並びにこれらの場所に至るトランクをいう。

B部 長さ六十メートル以上の漁船における火災安全措施

### 第三規則 構造

(1) 船体、船楼、構造隔壁、甲板及び甲板室は、(4)に別段の定めがある場合を除くほか、鋼その他これと同等の材料で造る。

(2) 主管庁が無負荷と認める構造のものを除くほか、「A」級仕切り又は「B」級仕切りのアルミニウム合金部分の防熱は、該当する時間の標準火災試験中のいかなる時点においても構造心材の温度がその周囲の温度より摂氏二百度を超えて上昇しないものとする。

(3) 救命用の端艇及びいかだの積付場所、進水場所及び乗艇場所並びに「A」級仕切り及び「B」級仕切りを支えるための支柱その他の構造部材のアルミニウム合金部分の防熱には、次のことを確保するために特別の考慮を払う。

(a) 救命用の端艇及びいかだの積付場所、進水場所及び乗艇場所並びに「A」級仕切りを支えるための部材については、(2)に定める温度上昇制限は、一時間を経過した時点において適用する。

(b) 「B」級仕切りを支えるための部材については、(2)に定める温度上昇制限は、三十分を経過した時点において適用する。

(4) A類機関区域の頂部及びケーシングは、十分な防熱を施した鋼構造のものとし、これらの頂部及びケーシングの開口については、火災の拡大を阻止するように適当に配置し、かつ、保護する。

#### 第四規則 居住区域内及び業務区域内の隔壁

(1) 居住区域内及び業務区域内において、「B」級仕切りとすることを要する全ての隔壁は、甲板から甲板まで及び外板その他の周壁から他の外板その他の周壁まで達するものとする。もつとも、連続「B」級天井張り若しくは内張り又はその双方を隔壁の両側に施す場合には、当該隔壁は、連続天井張り又は内張りまでとすることができる。

(2) I F方式

この規則又はこの部の他の規則の規定によって「A」級仕切り又は「B」級仕切りとすることを要求されない全ての隔壁は、少なくとも「C」級仕切りとする。

(3) II F方式

この規則又はこの部の他の規則の規定によつて「A」級仕切り又は「B」級仕切りとすることを要求されない隔壁の構造には、第七規則第一表に従つて「C」級の隔壁とすることを要する個別の事例を除くほか、いかなる制限も設けられることはない。

(4) III F方式

この規則又はこの部の他の規則の規定によつて「A」級仕切り又は「B」級仕切りとすることを要求されない隔壁の構造には、いかなる制限も設けられることはない。連続する「A」級仕切り又は「B」級仕切りで仕切られる居住区域の面積は、第七規則第一表に従つて「C」級の隔壁とすることを要する個別の事例を除くほか、いかなる場合においても、五十平方メートルを超えてはならない。もつとも、主管庁は、公共室についてこの面積を増大することができる。

第五規則 居住区域、業務区域及び制御場所における階段及び昇降機トランクの保護

- (1) 一の甲板にのみ連絡する階段は、少なくともいずれか一の甲板において、少なくとも「B—O」級仕切り及び自己閉鎖型の戸によつて保護する。一の甲板にのみ連絡する昇降機は、両甲板において、鋼製戸を取り付けた「A—O」級仕切りで閉囲する。二以上の甲板に連絡する階段及び昇降機トランクは、少なく

とも「A—O」級仕切りで閉囲するものとし、各甲板において自己閉鎖型の戸によって保護する。

- (2) 全ての階段は、主管庁が他の同等の材料の使用を認める場合を除くほか、鋼製骨組構造のものとする。

#### 第六規則 耐火性を有する仕切りにおける戸

- (1) 戸は、実行可能な限り、当該戸を取り付ける仕切りと同等の耐火性を保持するものとする。「A」級仕切りに取り付ける戸及び戸枠は、鋼で造る。「B」級仕切りに取り付ける戸は、不燃性のものとする。A類機関区域の境界隔壁に取り付ける戸は、自動閉鎖型のものとし、及び適度にガス密なものとする。個別内部衛生設備（シャワー等）からキャビンを隔離する戸については、IF方式に従って造る場合には、主管庁は、可燃性材料の使用を認めることができる。

- (2) 自己閉鎖型のものとするを要する戸には、開け放し用フックを用いてはならない。もつとも、フェイル・セーフの遠隔閉鎖装置を取り付けた開け放し装置は、用いることができる。

- (3) 通風口は、通路隔壁の戸及び当該戸の下方に設けることができる。ただし、通風口は、階段囲壁の戸及び当該戸の下方に設けてはならない。通風口は、戸の下半分にのみ設ける。通風口を戸又は戸の下方に設ける場合には、通風口の合計面積は、 $0.5$ 平方メートルを超えてはならない。通風口を戸に設ける場

合には、不燃性材料で造られた格子をこれに取り付ける。

(4) 水密戸は、防熱を施すことを要しない。

#### 第七規則 隔壁及び甲板の保全防熱性

(1) 隔壁及び甲板の最低限度の保全防熱性は、この部において要求される隔壁及び甲板の保全防熱性に関する特定の規定のほか、この規則の第一表及び第二表に定めるところによる。

(2) 表の適用は、次の要件に従う。

(a) 第一表及び第二表は、隣接する場所を隔離する隔壁及び甲板についてそれぞれ適用する。

(b) 隣接する場所の間の仕切りに適用される適切な保全防熱性基準を決定するため、これらの場所は、その火災の危険性により、次のとおり分類する。各分類の標題は、限定的なものではなく、典型的なものを示すものである。各分類の標題に続く括弧内の数字は、表中の該当する行又は列を示す。

(i) 制御場所(1)

非常用の動力源及び照明源を収容する場所

操舵室及び海図室

漁船の無線設備を収容する場所

消火装置室、火災制御室及び火災表示の場所

機関区域の外部に配置される推進機関の制御室

火災警報装置を集中配置した場所

(ii) 通路(2)

通路及びロビー

(iii) 居住区域(3)

第二規則(10)及び(11)に定義する場所（通路を除く。）

(iv) 階段(4)

漁船の内部の階段、昇降機及びエスカレーター（機関区域内に完全に含まれるものを除く。）並びにこれらの場所の囲壁。一の甲板間においてのみ閉囲した階段は、防火戸によって隔離されていない場所の一部とみなす。

(v) 火災の危険性の小さい業務区域(5)

面積が二平方メートル未満のロッカー及び貯藏品室並びに乾燥室及び洗濯室

(vi) A類機関区域(6)

第二規則(14)に定義する場所

(vii) その他の機関区域(7)

第二規則(15)に定義する場所（魚粉加工場所を含み、A類機関区域を除く。）

(viii) 貨物区域(8)

貨物のために充てられる全ての場所（貨物油タンクを含む。）並びにこれらの場所に至るトランク

路及びハッチ

(ix) 火災の危険性の大きい業務区域(9)

調理室、調理器具のある配膳室、塗料庫、灯具庫、面積が二平方メートル以上のロッカー及び貯藏品室並びに作業室（機関区域の一部を成すものを除く。）

(x) 開放された甲板(10)

開放された甲板上の場所及び閉囲された遊歩場所、生の状態において魚類を加工する場所、魚類を

洗う場所その他これらに類する場所であつて火災の危険のないもの

エアール・スペース（船楼及び甲板室の外部）

第 1 表一隣接する場所を隔離する隔壁の保全防熱性

場 所	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
制御場所	A-0°	A-0	A-60	A-0	A-15	A-60	A-15	A-60	A-60	*
通路		C	B-0	B-0 A-0°	B-0	A-60	A-0	A-0	A-0	*
居住区域			C <sup>a, b</sup>	B-0 A-0°	B-0	A-60	A-0	A-0	A-0	*
階段				B-0 A-0°	B-0 A-0°	A-60	A-0	A-0	A-0	*
火災の危険性の小さい業務区域					C	A-60	A-0	A-0	A-0	*
A類機関区域						*	A-0	A-0	A-60	*
その他の機関区域							A-0 <sup>d</sup>	A-0	A-0	*
貨物区域								*	A-0	*
火災の危険性の大きい業務区域									A-0 <sup>d</sup>	*
開放された甲板	(10)									-

第2表一隣接する場所を隔離する甲板の保全防熱性

甲板上部の場所 ↓ 甲板下部の場所 →	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)
制御場所	A-0	A-0	A-0	A-0	A-0	A-60	A-0	A-0	A-0	*
通路	A-0	*	*	A-0	*	A-60	A-0	A-0	A-0	*
居住区域	A-60	A-0	*	A-0	*	A-60	A-0	A-0	A-0	*
階段	A-0	A-0	A-0	*	A-0	A-60	A-0	A-0	A-0	*
火災の危険性の小さい業務区域	A-15	A-0	A-0	A-0	*	A-60	A-0	A-0	A-0	*
A類機関区域	A-60	A-60	A-60	A-60	A-60	*	A-60	A-30	A-60	*
その他の機関区域	A-15	A-0	A-0	A-0	A-0	A-0	*	A-0	A-0	*
貨物区域	A-60	A-0	A-0	A-0	A-0	A-0	A-0	*	A-0	*
火災の危険性の大きい業務区域	A-60	A-0	A-0 <sup>d</sup>	*						
開放された甲板	(10)	*	*	*	*	*	*	*	*	-

注：適当な場合には、第1表及び第2表のいずれについても適用する。

- a IIF方式及びIIIF方式の防火方式における隔壁については、特別の要件を課さない。
  - b IIIF方式における「B-0」の「B」級の隔壁の場合には、面積が50平方メートル以上の場所又は場所群の間に等級を示す。
  - c いずれが適用されるかを明らかにするため、第4規則及び第5規則を参照すること。
  - d 場所が同一の番号の分類に属しており、かつ、dの肩文字が付されている場合には、表中に示される等級の隔壁又は甲板は、隣接する場所が異なる目的（例えば分類(9)）のものであるときにのみ必要とする。調理室に隣接する調理室は、隔壁を必要とするが、塗料庫に隣接する調理室は、「A-0」隔壁を必要とする。
  - e 操舵室、海図室及び無線室を相互に隔離する隔壁は、「B-0」級とすることができる。
  - f 分類(7)の機関区域について火災の危険がほとんどない又は全くないと主管庁が認める場合には、防熱を施すことを要しない。
- \* 表中に星印が付されている場合には、仕切りは、鋼その他これと同等の材料のものであることを要するが、「A」級基準のものであることを要しない。

- (3) 連続「B」級天井張り又は内張りは、関連する甲板又は隔壁と一体を成して、仕切りに要する防熱及び保全性を全体的又は部分的に確保するものであると認めることができる。
- (4) 機関区域の窓及び天窓は、次のとおりとする。
- (a) 開閉式の天窓の場合には、外側から閉鎖することができるものとする。ガラス板のある天窓には、鋼その他これと同等の材料の外蓋を恒久的に取り付ける。
- (b) 機関区域の境界には、ガラスその他これと類似の材料を取り付けてはならない。この規定は、天窓への網入りガラスの使用及び機関区域内の制御室におけるガラスの使用を妨げるものではない。
- (c) (a)に規定する天窓には、網入りガラスを使用する。
- (5) 第三規則(1)の規定によって鋼その他これと同等の材料のものであることを要求される外部周壁には、窓及び舷窓を取り付けるために穴を開けることができる。ただし、この部の他の規定によって、当該外部周壁が「A」級の保全性を有することを要求されないことを条件とする。同様に、「A」級の保全性を有することを要求されない外部周壁の戸は、主管庁の認める材料のものとすることができる。

#### 第八規則 構造の詳細

(1) I F方式

居住区域、業務区域及び制御場所における全ての内張り、通風止め、天井張り及びこれらに接続する根太は、不燃性材料のものとする。

(2) II F方式及びIII F方式

居住区域、業務区域及び制御場所に通ずる通路及び階段囲壁における天井張り、内張り、通風止め及びこれらに接続する根太は、不燃性材料のものとする。

(3) I F方式、II F方式及びIII F方式

(a) 防熱材は、貨物区域及び業務区域の冷凍区画室におけるものを除くほか、不燃性のものとする。冷却装置の防熱材とともに使用する防湿用表面材及び接着剤並びに冷却装置の管装置の防熱材は、不燃性材料であることを要しないが、実行可能な限り最少量にとどめるものとし、これらの材料の露出面は、主管序の認める炎の広がりを妨げる性質のものとする。油製品が浸入するおそれのある場所においては、防熱材の表面は、油及び油蒸気を通さないものとする。

(b) 不燃性の隔壁、内張り及び天井張りには、居住区域及び業務区域に取り付ける場合には、可燃性の化

粧張りを施すことができる。ただし、当該化粧張りの厚さは、通路内、階段囲壁内及び制御場所内においては一・五ミリメートルを超えてはならず、その他の場所内においては二ミリメートルを超えてはならない。

(c) 天井張り、パネル張り又は内張りの裏の空間は、間隔が十四メートルを超えない密着した通風止めによつて仕切る。垂直方向については、当該空間（階段、トランク等の内張りの裏の空間を含む。）は、甲板ごとに仕切る。

#### 第九規則 通風装置

- (1) (a) 通風用のダクトは、不燃性材料のものとする。ただし、おおむね長さ二メートル以下及び断面積〇・〇二平方メートル以下の短いダクトは、次の条件に従い、不燃性のものであることを要しない。
- (i) 当該ダクトが、火災の危険性が小さいと主管庁の認める材料のものとする。
  - (ii) 当該ダクトが、通風装置の端部にのみ使用することができる。
  - (iii) 当該ダクトが、「A」級仕切り又は「B」級仕切り（連続「B」級天井張りを含む。）の開口からダクトに沿つて測り六百ミリメートル未満の位置にあつてはならない。

(b) 実断面積が〇・〇二平方メートルを超える通風用のダクトが「A」級の隔壁又は甲板を貫通する場合には、その開口は、鋼板製のスリーブで覆う。ただし、当該隔壁又は甲板を貫通する通風用のダクトが甲板又は隔壁を貫通する付近において鋼のものであり、及びその部分が次の規定に適合する場合は、この限りでない。

(i) 実断面積が〇・〇二平方メートルを超える通風用のダクトについては、スリーブは、厚さ三ミリメートル以上及び長さ九百ミリメートル以上とする。当該長さは、当該ダクトが隔壁を貫通する場合には、当該隔壁の両側に均等に分かれていることが望ましい。実断面積が〇・〇二平方メートルを超える通風用のダクトには、防熱を施す。防熱は、当該ダクトが貫通する隔壁又は甲板と少なくとも同等の保全防熱性を有するものとする。貫通部に対する同等の保護は、主管庁が十分と認めるように施すことができる。

(ii) 実断面積が〇・〇七五平方メートルを超える通風用のダクトには、(i)に定める要件に加え、防火ダンパーを取り付ける。防火ダンパーは、自動的に作動するものとし、隔壁又は甲板の両側から手動で閉鎖することもできるものとする。防火ダンパーには、当該防火ダンパーの開閉を示す表示器を取り

付ける。ただし、当該ダクトが「A」級仕切りで囲まれた場所を通過することなく通る場合には、当該ダクトが貫通する隔壁と同等の保全防熱性を有することを条件として、防火ダンパーを要しない。

- (c) A類機関区域及び調理室の通風用のダクトは、原則として、居住区域、業務区域又は制御場所を通るものであつてはならない。主管庁がその配置を認める場合には、当該ダクトは、鋼その他これと同等の材料で造るものとし、仕切りの保全性が保持されるように措置をとる。

- (d) 居住区域、業務区域及び制御場所の通風用のダクトは、原則として、A類機関区域又は調理室を通るものであつてはならない。主管庁がその配置を認める場合には、当該ダクトは、鋼その他これと同等の材料で造るものとし、仕切りの保全性が保持されるように措置をとる。

- (e) 実断面積が $0.02$ 平方メートルを超える通風用のダクトが「B」級の隔壁を貫通する場合には、その開口は、長さ九百ミリメートル以上の鋼板製のスリーブで覆う。ただし、当該ダクトが隔壁を貫通する部分において当該長さにわたり鋼のものである場合は、この限りでない。当該長さは、当該ダクトが「B」級の隔壁を貫通する場合には、当該隔壁の両側に均等に分かれていることが望ましい。

- (f) 機関区域の外部にある制御場所については、火災の際に当該制御場所に収容する機械及び設備を監視

することができ、かつ、その機能を有効に持続させることができるように、通風、視界及び排煙の維持を確保するための実行可能な措置をとる。当該制御場所には、二の独立の給気装置を備えるものとし、その二の給気装置の給気口は、同時に煙を吸引する危険性を最小にとどめるように配置する。主管庁が認める場合には、これらの要件は、開放された甲板上にあり、かつ、そこへの開口を有する制御場所及び局部閉鎖装置が同等に有効である制御場所には、適用することを要しない。

(g) 調理室のレンジからの排気用のダクトは、居住区域又は可燃性物質のある場所を通る場合には、「A」級仕切りで造る。当該ダクトには、次の物を取り付ける。

- (i) 清掃のために容易に取り外すことのできるグリース止め
- (ii) 当該ダクトの下方末端に置かれる防火ダンパー
- (iii) 調理室内から操作することができる排気用送風機の停止装置
- (iv) 当該ダクト内の消火のための固定装置（主管庁が長さ七十五メートル未満の漁船に取り付けることが実際的でないと認める場合を除く。）

(2) 全ての通風装置の主吸気口及び主排気口は、通風する場所の外部から閉鎖することができるものとす

る。居住区域、業務区域、制御場所及び機関区域の機械通風装置は、通風する場所の外部の迅速に近づき得る位置から停止させることができるものとする。当該位置は、通風する場所が火災の際に容易に遮断されない位置とすべきである。機関区域の機械通風装置を停止させるための装置は、他の場所の通風を停止させるための装置と完全に別個のものとする。

(3) 安全な位置から煙突周囲の環状部を閉鎖するための装置を備える。

(4) 機関区域に通風する通風装置は、他の場所に通風する装置とは別個のものとする。

(5) 相当の量の引火性の高い製品のある貯蔵品室には、他の通風装置と別個の通風装置を備える。当該通風装置は、高い位置及び低い位置に設置する。通風筒の吸気口及び排気口は、安全な位置に設置し、及びこれらには、火花防止装置を取り付ける。

#### 第十規則 暖房設備

(1) 電気放熱器は、固定するものとし、火災の危険性を最小にとどめるように造る。電気放熱器には、衣服、カーテンその他これらに類する材料を熱で焦がし、又は燃やすおそれのある状態で露出している放熱線を取り付けてはならない。

(2) 裸火による暖房は、認められない。暖房用ストーブその他これに類する器具は、確実に固定し、並びに防火及び防熱は、これらの器具の直下及び周囲並びに煙道の近くに十分に施す。固形燃料を燃焼させるストーブの煙道は、燃焼物によって塞がれる可能性を最小にとどめるように配置し、及び設計するものとし、清掃のための常設の設備を備える。煙道内の通風を制限するためのダンパーは、閉じている状態においても、十分な開放面積が残るようにする。ストーブを設置する場所には、適切な燃焼用の空気をストーブに供給するために十分な面積の通風筒を備える。当該通風筒は、閉鎖装置を有しないものとし、その位置は、第二章第九規則に規定する閉鎖装置を要しない位置とする。

(3) 裸火を用いるガス器具（調理用ストーブ及び湯沸器を除く。）は、認められない。調理用ストーブ又は湯沸器のある場所には、煙及び漏出する可能性のあるガスを安全な場所へ除去するために十分な通風装置を備える。ガスを容器からストーブ又は湯沸器に送る全ての管は、鋼その他承認された材料のものとする。自動式ガス遮断安全装置は、ガス主管内の圧力低下又はガス器具の立ち消えがあった場合に作動するように取り付ける。

(4) ガス状の燃料が船内生活のために使用される場合には、当該燃料は、主管庁が認め、かつ、第十二規則

の定めるところにより、配置し、保管し、供給し、及び使用する。

#### 第十一規則 雑項目

- (1) 通路及び階段囲壁の全ての露出面並びに居住区域、業務区域及び制御場所における隠れた又は近づくことのできない場所の表面（根太を含む。）は、炎の広がりが遅い特性を有するものとする。居住区域、業務区域及び制御場所における天井張りの露出面は、炎の広がりが遅い特性を有するものとする。
- (2) 漁船の内部の露出面に使用する塗料、ワニスその他の仕上剤は、過度の量の煙又は有毒のガス若しくは蒸気を生ずるものであってはならない。主管庁は、これらが性質上火災の危険性が過大なものでないことを確かめる。
- (3) 居住区域内、業務区域内及び制御場所内の一次甲板床張りは、容易に発火することのない又は温度上昇によつて有害物質の発生若しくは爆発の危険を生ずることのない承認された材料のものとする。
- (4) 電線、管、トランク、ダクト等を通すため又は通風端部、照明器具その他これらに類する装置を取り付けるために「A」級仕切り又は「B」級仕切りに穴を開ける場合には、「A」級仕切り又は「B」級仕切りの保全防熱性が損なわれないことを確保するための措置をとる。

- (5) (a) 「A」級仕切り又は「B」級仕切りを貫通する管は、居住区域、業務区域及び制御場所においては、「A」級仕切り又は「B」級仕切りが耐えることを要する温度を考慮して承認された材料のものとす  
る。油又は可燃性液体の輸送管は、主管庁が油又は可燃性液体を居住区域及び業務区域を通じて輸送することを認める場合には、火災の危険を考慮して承認された材料のものとす。
- (b) 熱によって容易に有効性を失う材料は、喫水線に近い船外排水管、衛生排出管その他の排出管であつて火災の際にその材料の損傷によって浸水の危険を生ずるものに使用してはならない。
- (6) ニトロセルローズを基剤とするフィルムは、映写装置に使用してはならない。
- (7) 全てのくず入れ（魚類加工に使用するものを除く。）は、不燃性材料で造るものとし、側面及び底面に開口を有しないものとする。
- (8) 燃料油移送ポンプ、燃料油装置のポンプその他これらに類する燃料油ポンプを駆動する機械には、これらが置かれている場所における火災の発生の際にこれらを停止させることができるように、遠隔制御装置を当該場所の外部に取り付ける。
- (9) 油受けは、必要な場合には、油がビルジに漏出することを防ぐために取り付ける。

- (10) 可燃性の防熱材は、魚類の貯蔵のために使用する区画室内においては、密着した被覆材によって保護する。

#### 第十二規則 ガス・シリンダー及び危険物質の保管

- (1) 圧縮ガス、液化ガス又は溶解ガスのためのシリンダーは、所定の識別色によって明確に表示し、その内容物の名称及び化学式を明確に読みやすく識別し、並びに適切に固定する。
- (2) 引火性ガスその他の危険なガスの入ったシリンダー及び使用済みのシリンダーは、開放された甲板上に適切に固定して保管する。全ての弁、圧力レギュレーター及びこれらのシリンダーから伸びる管は、損傷しないように保護する。シリンダーは、温度の過度の変化、直射日光及び積雪から保護する。もつとも、主管序は、(3)から(5)までに定める要件に適合する区画室にこれらのシリンダーを保管することを認めることができる。
- (3) 引火性の高い液体（揮発性塗料、パラフィン、ベンゾール等）及び認められる場合には液化ガスのある場所は、開放された甲板のみから直接通ずるものとする。圧力調節装置及び安全弁は、区画室内に排気する。そのような区画室の境界隔壁が他の閉囲された場所に隣接する場合には、当該境界隔壁は、ガス密な

ものとする。

(4) 電気配線及び電気器具は、その場所内での業務のために必要な場合を除き、引火性の高い液体又は液化ガスの保管のために使用する区画室内に取り付けてはならない。電気器具を設置する場合には、当該電気器具は、爆発性雰囲気における使用について主管庁の認めるものとする。熱源は、当該区画室から離しておき、並びに「禁煙」及び「裸火禁止」の掲示は、見やすい位置に掲げる。

(5) 圧縮ガスは、その種類ごとに個別に保管する。圧縮ガスの保管のために使用する区画室は、他の可燃性物質の保管のため及びガスの供給システムの一部でない道具又は物のために使用してはならない。ただし、主管庁は、圧縮ガスの性質、量及び予定される用途を考慮して、これらの要件を緩和することができる。

### 第十三規則 脱出設備

(1) 全ての居住区域及び乗組員が通常業務に従事する場所（機関区域を除く。）に至る階段及びはしごは、開放された甲板まで並びにそこから救命用の端艇及びいかだまでの常設の脱出設備となるように配置する。これらの場所については、特に、次のとおりとする。

- (a) 居住区域の各甲板においては、少なくとも二の脱出設備を相互に広く離して備える。これらの脱出設備には、閉囲された一又は一群の場所からの通常の出入設備を含めることができる。
  - (b) (i) 暴露甲板の下方においては、主脱出設備は、階段とするものとし、第二の脱出設備は、トランク又は階段とすることができる。
  - (ii) 暴露甲板の上方においては、脱出設備は、開放された甲板に通ずる階段若しくは戸又はこれらを組み合わせたものとする。
  - (c) 主管庁は、例外的に、場所の性質及び位置並びに通常当該場所に居住し、又は当該場所で業務に従事する人数を考慮して、一の脱出設備のみを認めることができる。
  - (d) 一の脱出経路のみを設ける通路又は通路の部分の長さは、七メートルを超えてはならない。
  - (e) 脱出設備の幅及び連続具合は、主管庁の認めるものとする。
- (2) A類機関区域には、次のいずれかのものによる二の脱出設備を備える。
- (a) 相互にできる限り離して備える二の鋼製はしごであつて、それぞれが当該A類機関区域の上部の同様に離れている二の戸に通じており、かつ、それらの戸から開放された甲板への通路が備えられているも

の。これらのはしごの一には、原則として、当該A類機関区域の下部から外部の安全な位置まで連続して火災防護を施すものとする。ただし、主管庁は、当該A類機関区域の特殊な配置又は寸法によって当該A類機関区域の下部からの安全な脱出経路が備えられている場合には、この要件を要求することとはできない。当該火災防護は、鋼のものとし、必要な場合には主管庁の認める防熱を施し、及び下端部に自動閉鎖型の鋼製戸を備える。

(b) 一の鋼製はしごであつて、当該A類機関区域の上部の戸に通じており、かつ、その戸から開放された甲板への通路が備えられているもの及び当該A類機関区域の下部で当該鋼製はしごから十分に離れた位置にある一の鋼製戸であつて、戸の両側から操作することができ、かつ、当該A類機関区域の下部から開放された甲板への安全な脱出経路に通ずるもの

(3) A類機関区域以外の機関区域からの脱出経路は、当該機関区域の性質及び位置とともに当該機関区域において人が通常業務に従事するかどうかについて考慮して主管庁が十分と認めるように備える。

(4) 昇降機は、要求される脱出設備の一とみなさない。

第十四規則 自動スプリンクラー装置（火災警報探知装置を内蔵するもの）（ⅡF方式）

- (1) II F方式を採用する漁船には、承認された型式の自動スプリンクラー装置（火災警報装置を内蔵するもの）であつてこの規則に定める要件に適合するものを設置し、並びに当該装置は、居住区域及び業務区域（空所、衛生区域等の実質的に火災の危険のない場所を除く。）を保護するように配置する。
- (2) (a) 自動スプリンクラー装置は、常時直ちに作動することができるものとし、作動させるために乗組員の操作を必要としないものとする。当該装置は、湿管式のものとするが、主管庁が必要な予防措置であると認める場合には、暴露した小系統を乾燥管式のものとすることができる。作動中に氷結温度の影響を受けることがある当該装置のいずれの部分も、氷結に対して適切に保護する。当該装置は、必要な圧力で水を満たしておくものとし、また、(6)(b)の規定によって要求される水の連続供給設備を設ける。
- (b) 自動スプリンクラー装置の各系統には、いずれのスプリンクラーが作動した場合にも一又は二以上の表示盤に自動的に可視可聴警報信号を発する装置を取り付ける。当該表示盤は、自動スプリンクラー装置が作動するいずれの系統で火災が発生したかを表示するものとし、操舵室<sup>だ</sup>に集中配置する。さらに、表示盤の発する可視可聴警報は、乗組員が火災の兆候を直ちに受け取ることができるように、操舵室<sup>だ</sup>以外の場所に配置する。警報装置は、自動スプリンクラー装置が故障した場合にその故障を表示する

ように造る。

(3) (a) 自動スプリンクラー装置は、それぞれが二百を超えないスプリンクラーを有する別個の系統に区分する。

(b) 自動スプリンクラー装置の各系統は、一の止め弁のみによって分離することができるものとする。各系統の止め弁は、容易に近づくことができるとし、また、その位置を明確かつ恒久的に表示する。関係者以外の者が止め弁を操作することを防ぐための手段を講ずる。

(c) 自動スプリンクラー装置の各系統の止め弁及び中央制御室には、当該装置の圧力を表示する計器を備える。

(d) スプリンクラーは、腐食することのないものとする。スプリンクラーは、居住区域及び業務区域において、摂氏六十八度から摂氏七十九度までの温度で作動するものとする。もつとも、高温が予想される乾燥室等の場所においては、スプリンクラーの作動温度は、天井の最高温度に摂氏三十度を超えない温度を加えたものとすることができる。

(e) 自動スプリンクラー装置の各系統について、保護される場所及びその位置を表又は図で各表示盤に掲

示する。試験及び保守に関する適当な手引書を利用することができるようにしておく。

- (4) スプリンクラーは、頭上の位置に取り付けるものとし、自動スプリンクラー装置によって保護される場所について一平方メートル当たり毎分五リットル以上の平均散水率を維持し得るような適当な間隔で配置する。主管序は、これらのスプリンクラーに代えて、同等以上に効果的であると認める他の適当な平均散水率を有するスプリンクラーの使用を認めることができる。

- (5) (a) この(a)に定める定量充填清水の容積の少なくとも二倍に相当する容積の圧力タンクを備える。当該タンクは、(6)(b)に規定するポンプが一分間に放出する水の量に相当する定量充填清水を貯蔵するものとし、タンク内の定量充填清水が使用された場合にも、タンク内の空気圧が、スプリンクラーの作動圧力にタンクの底から自動スプリンクラー装置の最も高いスプリンクラーの位置までの水高圧力を加えた圧力以上の圧力を維持するように措置をとる。当該タンクに加圧空気及び充填清水を補充する適当な手段を講ずる。当該タンクの正確な水位を表示するためガラス水面計を備える。

- (b) 圧力タンクへの海水の通過を阻止するための手段を講ずる。

- (6) (a) スプリンクラーから水を自動的に継続して放出するための専用の独立動力のスプリンクラー・ポンプ

を備える。当該スプリンクラー・ポンプは、圧力タンクの定量充填清水が完全に放出される前に自動スプリンクラー装置の圧力低下によって自動的に作動するものとする。

- (b) スプリンクラー・ポンプ及び管装置は、「A」級仕切り若しくは「B」級仕切りの防火隔壁によって仕切られた最も大きい面積（二百八十平方メートルを超える場合には二百八十平方メートル）の場所に同時に(4)に定める平均散水率で継続して水を放出することを確保するために必要な圧力を最も高いスプリンクラーの位置で維持することができるものとする。

- (c) スプリンクラー・ポンプには、その吐出側に、開放端のある短い放出管を有する試験弁を取り付ける。弁及び管の有効断面積は、(5)(a)に定める自動スプリンクラー装置の圧力を維持しつつ、要求されるポンプ出力を出すために十分なものとする。

- (d) スプリンクラー・ポンプの海水取入口は、可能な限りスプリンクラー・ポンプを収容する場所に設けるものとし、また、漁船が浮いている場合には、スプリンクラー・ポンプの点検又は修理以外のいかなる目的のためにもスプリンクラー・ポンプへの海水の供給の遮断が必要とならないように措置をとる。

- (7) スプリンクラー・ポンプ及び圧力タンクは、A類機関区域のいずれの場所からも適度に離れた場所に配

置するものとし、自動スプリンクラー装置による保護を要する場所に配置してはならない。

- (8) (a) 海水のスプリンクラー・ポンプ及び火災警報探知装置の動力供給源は、二以上とする。スプリンクラー・ポンプは、電動である場合には、少なくとも二の発電機によって給電することができる主電源に接続する。

- (b) 配電線は、配電盤に接続する必要がある場合を除くほか、調理室、機関区域その他の火災の危険性の大きい閉囲された場所を避けるように配置する。火災警報探知装置の電源の一は、非常電源とする。スプリンクラー・ポンプの動力源の一が内燃機関である場合には、当該内燃機関は、(7)の規定に適合するほか、いずれの保護される場所における火災も当該内燃機関への空気の供給に影響を及ぼさないように配置する。

- (9) 自動スプリンクラー装置は、当該装置から漁船の消火主管への逆流を防止する錠付きのねじ下げ逆止弁を連結部に取り付けて当該消火主管に連結する。

- (10) (a) 一のスプリンクラーが作動した場合に相当する水の放出によって自動スプリンクラー装置の各系統の自動火災警報の試験をするため、試験弁を備える。各系統の試験弁は、その系統の止め弁の近くに配置

する。

(b) 自動スプリンクラー装置の圧力が低下した場合にスプリンクラー・ポンプが自動的に作動することを試験するための手段を講ずる。

(c) (2)(b)に規定する配置場所の一には、自動スプリンクラー装置の各系統の火災警報器及び表示器の試験をすることができるよう、スイッチを備える。

(11) 自動スプリンクラー装置の各系統には、主管庁の認めるところにより、予備のスプリンクラー・ヘッドを備える。

#### 第十五規則 自動火災警報探知装置（ⅢF方式）

(1) ⅢF方式を採用する漁船には、承認された型式の自動火災警報探知装置であつてこの規則に定める要件に適合するものを設置し、並びに当該装置は、全ての居住区域及び業務区域（空所、衛生区域等の実質的に火災の危険のない場所を除く。）における火災の存在を探知するように配置する。

(2)(a) 自動火災警報探知装置は、常時直ちに作動することができるものとし、作動させるために乗組員の操作を必要としないものとする。

(b) 探知器の各系統には、いずれの探知器が作動した場合にも一又は二以上の表示盤に自動的に可視可聴警報信号を発する装置を取り付ける。当該表示盤は、自動火災警報探知装置が作動するいずれの系統で火災が発生したかを表示するものとし、操舵室<sup>だ</sup>及び乗組員が自動火災警報探知装置からの警報を直ちに受信することができるような他の場所に集中配置する。さらに、火災が探知された甲板において警報が発せられることを確保する措置をとる。警報探知装置は、当該装置が故障した場合にこれを表示するよう<sup>う</sup>に造る。

(3) 探知器は、それぞれが五十を超えない室に作動し、かつ、それぞれが百を超えない探知器を有する別個の系統に区分する。探知器は、いずれの甲板で火災が発生したかを表示するため場所別に取り付ける。

(4) 自動火災警報探知装置は、保護される場所における異常な空気温度、異常な煙の濃度その他の初期火災を示す要因によって作動するものとする。空気温度に感応する装置は、摂氏五十四度未満で作動するものであつてはならず、また、温度上昇が毎分摂氏一度を超えない場合には、摂氏七十八度以下の温度で作動するものとする。許容される作動温度は、その内部に高温が予想される乾燥室等の場所においては、主管庁の裁量により、天井の最高温度に摂氏三十度を加えたものとする。煙の濃度に感応する装

置は、主管庁の決定する量の通過光線強度の減少によって作動するものとする。他の同等の効果を有する作動方式の採用は、主管庁の裁量によって認めることができる。探知装置は、火災の探知以外のいかなる目的にも使用してはならない。

- (5) 探知器には、接点の開閉その他の適当な方式によって警報を発するように措置をとることができる。探知器は、頭上の位置に取り付けるものとし、また、衝撃及び物理的損傷に対して適切に保護する。探知器は、海上での使用に適したものとする。探知器は、感応素子に向かって高温ガス又は煙が流れることを妨げ得るビームその他の構造物から離れた広い場所に取り付ける。接点を閉じることによって作動する探知器は、シールド・コンタクト式のものとし、その回路は、故障を表示するため継続的に監視されるものとする。

- (6) 探知装置を要する各場所には、少なくとも一の探知器を設置するものとし、また、甲板面積約三十七平方メートル当たり少なくとも一の探知器を取り付ける。広い場所においては、探知器は、他の探知器との間隔が九メートルを超えず、及び隔壁からの距離が四・五メートルを超えないような方法で規則的に配置する。

(7) 火災警報探知装置の作動のために使用される電気設備の電源は、二以上とし、そのうちのーは、非常電源とする。給電は、専用の別個の配電線によって行う。配電線は、火災探知装置のために制御場所に設ける切換スイッチに接続する。配電線は、調理室、機関区域その他の火災の危険性の大きい閉困された場所を避けるように配置する。ただし、これらの場所における火災の探知の必要がある場合又は配電盤に接続する必要がある場合は、この限りでない。

(8) (a) 自動火災警報探知装置の各装置について、保護される場所及びその位置を表又は図で各表示盤の近くに掲示する。試験及び保守に関する適当な手引書を利用することができるようにしておく。

(b) 探知器の取付位置において高温の空気又は煙を当てることによって探知器及び表示盤の正確な作動を試験し得るように措置をとる。

(9) 探知器の各系統には、主管庁の認めるところにより、予備の探知器を備える。

#### 第十六規則 火災の危険性の大きい貨物区域の固定式消火装置

火災の危険性の大きい貨物区域は、固定式ガス消火装置又はこれと同等の保護を与えると主管庁の認める消火装置によって保護する。

## 第十七規則 消火ポンプ

- (1) 少なくとも二の消火ポンプを備える。
- (2) いずれか一の区画室における火災によって全ての消火ポンプが作動不能となるおそれがある場合には、消火のために水を供給する代替装置を設ける。長さ七十五メートル以上の漁船については、当該代替装置は、独立駆動の固定式非常用消火ポンプとする。当該非常用消火ポンプは、主管庁の認める二条の射水を放出することができるものとする。

- (3) (a) 消火ポンプ（非常ポンプを除く。）は、少なくとも次の式で得られる合計能力（ $Q$ ）の水を最低圧力  
 ○・二五ニュートン毎平方ミリメートルで消火のために送ることができるものとする。

$$Q = (0.15 \sqrt{L(B+D)} + 2.25)^2 \text{ m}^3/\text{h}$$

この場合において、 $L$ 、 $B$ 及び $D$ は、メートルで表す。

もつとも、消火ポンプの要求される合計能力は、毎時百八立方メートルを超えることを要しない。

- (b) 要求される各消火ポンプ（非常ポンプを除く。）は、(a)に定める消火ポンプの合計能力の四十パーセントに相当する能力以上の能力を有するものとし、いかなる場合においても、少なくとも第十九規則(2)

(a)の規定によって要求される射水を行うことができるものとする。これらの消火ポンプは、要求される条件に従い消火主管の管装置に水を供給することができるものとする。二以上の消火ポンプを設置する場合には、追加する消火ポンプの能力は、主管庁の認めるものとする。

(4) (a) 消火ポンプは、独立駆動のものとする。衛生ポンプ、バラスト・ポンプ、独立動力ビルジ・ポンプ及び雑用ポンプについては、油の吸排に通常使用しないことを条件として、及び臨時に燃料油の移送又は吸排のために使用することがある場合には、適当な切換装置が取り付けられていることを条件として、消火ポンプとして認めることができる。

(b) 消火主管、消火栓及び消火ホースの計画圧力を超える圧力を発生し得る消火ポンプには、これと連結して安全弁を備える。安全弁は、消火主管の管装置のいずれの部分における過圧をも防ぐように配置し、かつ、調整する。

(c) 動力駆動の非常用消火ポンプは、独立駆動を確保するポンプであって、主消火ポンプを収容する区画室の外部の近づき得る位置に取り付ける独自のディーゼル機関の原動機及び給油装置を有するもの又は前章第十七規則に規定する非常用発電機とし得る十分な能力を有し、及び機関室の外部（作業甲板上で

あることが望ましい。)の安全な場所に置かれる内蔵発電機によって駆動するものとする。当該非常用消火ポンプは、少なくとも三時間作動することができるものとする。

- (d) 非常用消火ポンプ及び取水弁その他の必要な弁は、主消火ポンプを収容する区画室の外部であつて当該区画室の火災によって遮断されるおそれのない位置から操作することができるものとする。

#### 第十八規則 消火主管

- (1) (a) 第十九規則(2)(a)に定める条数の射水を行うために二以上の消火栓を要する場合には、消火主管を備える。

- (b) 消火主管には、消火のために要するものを除くほか、連結部を設けてはならない。ただし、消火装置の実効性が維持されていることを条件として、甲板及び錨鎖<sup>びょう</sup>の洗浄並びにビルジ排出装置の作動を目的とするものについては、この限りでない。

- (c) 消火主管が自己排水型でない場合には、霜による損傷が予想される場所に、適当なドレン・コックを取り付ける。

- (2) (a) 消火主管の径は、同時に作動する二の消火ポンプからの最大要求送水量又は毎時百四十立方メートル

の送水量のうちいずれか少ない方の送水量を効果的に配分するために十分なものとする。

- (b) 二の消火ポンプが(a)に定める量の水を隣接する二の消火栓から第十九規則(5)に規定するノズルを通じて同時に送る場合にも、最低圧力は、全ての消火栓において〇・二五ニュートン毎平方ミリメートルを維持するものとする。

#### 第十九規則 消火栓、消火ホース及びノズル

- (1) (a) 備えるべき消火ホースの数は、(2)の規定に従って配置される消火栓の数に等しい数に予備ホースとして一を加えたものとする。この数は、機関室又はボイラー室について要求される消火ホースの数を含まない。主管庁は、常に十分な数の消火ホースが利用可能であることを確保するため、漁船の大きさを考慮して、要求される消火ホースの数を増加させることができる。

- (b) 消火ホースは、承認された材料のものとし、使用の必要が生ずることのあるいかなる場所にも射水するために十分な長さのものとする。その最大の長さは、二十メートルとする。消火ホースには、一のノズル及び必要なホース継手を備える。消火ホースは、必要な附属具とともに、消火栓又は送水連結栓の近くの目につきやすい位置に、直ちに使用することができるように備えておく。

- (2) (a) 消火栓の数及び位置は、別個の消火栓から放出される少なくとも二条の射水（そのうち一条は、単一の消火ホースによる。）が、航行中に乗組員が通常近づき得る漁船のいずれの部分にも達することができるものとする。
- (b) 全ての要求される消火栓には、(5)の規定によって要求される射水及び噴霧両用のノズルを有する消火ホースを取り付ける。保護されるべき場所の入口の近くには、一の消火栓を配置する。
- (3) 消火主管及び消火栓には、十分に保護されない限り、熱によって容易に有効性を失う材料を使用してはならない。消火主管及び消火栓は、消火ホースを容易にこれに連結し得るように配置する。甲板積み貨物を運送することのある漁船については、消火栓の位置は、常に容易に近づくことができるとし、消火主管は、甲板積み貨物による損傷の危険を実行可能な限り避けるように配置する。各消火栓につき一の消火ホース及びノズルを備える場合を除くほか、ホース継手及びノズルは、完全な互換性を有するものとする。
- (4) コック及び弁は、消火ポンプの作動中にいずれの消火ホースも取り外すことができる方法で各消火ホースへの送水が行われるように取り付ける。

(5) (a) ノズルの標準寸法は、十二ミリメートル、十六ミリメートル及び十九ミリメートル又はできる限りこれらに近い寸法とする。これらより大きい寸法のノズルの使用は、主管庁の裁量によって認めることができる。

(b) 居住区域及び業務区域については、十二ミリメートルより大きい寸法のノズルを使用することを要しない。

(c) 機関区域及び露出した場所については、ノズルの寸法は、最も小さい消火ポンプから第十八規則(2)(b)に定める圧力で二条の射水によって最大限の放水量が得られるものとする。もつとも、十九ミリメートルより大きい寸法のノズルを使用することを要しない。

#### 第二十規則 消火器

(1) 消火器は、承認された型式のものとする。要求される持運び式液体消火器の容量は、十三・五リットル以下九リットル以上とする。他の消火器は、十三・五リットルの持運び式液体消火器より持運びの困難なものであつてはならず、また、九リットルの持運び式液体消火器と少なくとも同等の消火効力を有するものとする。主管庁は、各種消火器の性能の同等性について決定する。

- (2) 予備装填物は、主管庁の認めるところにより備える。
- (3) 自然に又は予期される使用条件において人体に有害な量の有毒ガスを発生すると主管庁が認める消火剤の入った消火器は、認められない。
- (4) 消火器は、定期的に点検するものとし、また、主管庁が要求することのある試験を受ける。
- (5) いずれの場所においても、当該場所に使用するための持運び式消火器のうち一は、通常、当該場所の入口の近くに備える。

第二十一規則 制御場所、居住区域及び業務区域における持運び式消火器

- (1) 制御場所、居住区域及び業務区域には、主管庁の認めるところにより、少なくとも五の承認された持運び式消火器を備える。

- (2) 予備装填物は、主管庁の認めるところにより備える。

第二十二規則 機関区域における消火設備

- (1) (a) 油だきボイラー又は燃料油装置を収容する場所には、主管庁の認めるところにより、次の固定式消火装置のうちいずれか一を備える。

- (i) 加圧水噴霧装置
- (ii) 鎮火性ガス装置
- (iii) 毒性の低い揮発性液体からの蒸気を用いる消火装置
- (iv) 高膨張泡消火装置

機関室とボイラー室とが完全に隔離されていない場合又は燃料油がボイラー室から機関室に流れ込む余地がある場合には、その機関室とボイラー室とを合わせて一の区画室とみなす。

- (b) 消火剤として使用するハロゲン化物消火設備の新たな設置は、新船及び現存船において禁止する。
- (c) ボイラー室には、主管庁の認める少なくとも一の持運び式泡放射器を備える。
- (d) ボイラー室のたき火場及び燃料油設備の一部がある場所には、泡又はこれと同等のものを放出する少なくとも二の承認された持運び式消火器を備える。容量百三十五リットル以上の少なくとも一の承認された泡消火器又はこれと同等のものは、ボイラー室のいずれの部分にも達し得るホースをリールを巻いて備える。主管庁は、保護されるべき場所の大きさ及び性質を考慮し、この(d)に定める要件を緩和することができる。

- (e) たき火場には、主管庁の要求し得る量の砂、ソーダを染み込ませたおがくずその他の承認された乾燥物質を入れた容器を備える。これに代えて、承認された持運び式消火器を備えることができる。
- (2) 主推進のために使用する内燃機関又は他の目的のために使用する合計出力七百五十キロワット以上の内燃機関を収容する場所については、次の措置をとる。
  - (a) (1)(a)の規定によって要求される固定式消火装置のうち一を備える。
  - (b) 主管庁の認める少なくとも一の持運び式泡放射器を備える。
  - (c) 燃料油及び潤滑油の圧力装置、伝動装置その他火災危険箇所いずれの部分にも泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数で容量四十五リットル以上の承認された泡消火器又はこれと同等のものを備える。さらに、十分な数の持運び式泡消火器又はこれと同等のものを当該場所のいずれの点からも十メートル以内の徒歩で到達し得る位置に置く。少なくとも、二の持運び式泡消火器又はこれと同等のものを備える。主管庁は、狭い場所については、これらの要件を緩和することができる。
- (3) 主推進のために使用する蒸気タービン若しくは密閉型蒸気機関又は他の目的のために使用する合計出力七百五十キロワット以上の蒸気タービン若しくは密閉型蒸気機関を収容する場所については、次の措置を

とる。

(a) 圧力潤滑装置のいずれの部分にも及びタービン、機関又は連結している伝動装置の圧力潤滑部分を密閉しているケーシングその他火災危険箇所いずれの部分にも、泡又はこれと同等のものを放出するために十分な数で容量四十五リットル以上の泡消火器又はこれと同等のものを備える。もつとも、(1)(a)の規定により備える固定式消火装置によってこの(a)と同等以上の保護が与えられる場合には、泡消火器及びこれと同等のものは、要しない。

(b) 十分な数の持運び式泡消火器又はこれと同等のものを当該場所のいずれの点からも十メートル以内の徒歩で到達し得る位置に置く。少なくとも、一、一の持運び式泡消火器又はこれと同等のものを備える。もつとも、これらの消火器は、(2)(c)の規定によって備えるものに加えて要求されない。

(4) (1)から(3)までに消火設備に関する明文の規定がない機関区域において火災の危険があると主管庁が認められる場合には、当該機関区域の内部に又はこれに隣接させて、主管庁の認める数の承認された持運び式消火器その他の消火手段を備える。

(5) この部の規定によって要求されることのない固定式消火装置を設置する場合には、当該装置は、主管庁

の認めるものとする。

- (6) A類機関区域において隣接する軸路からの入口が低い位置に設けられている場合には、水密戸のほか、軸路のA類機関区域から離れた位置に戸の両側から操作し得る軽い鋼製の防火戸を備える。

#### 第二十三規則 国際陸上施設連結具

- (1) (2)の規定に適合する少なくとも一の国際陸上施設連結具を備える。
- (2) 国際陸上施設連結具のフランジの標準寸法は、次の表に定める寸法とする。

項目	寸法
外径	百七十八ミリメートル
内径	六十四ミリメートル
ボルト円の径	百三十二ミリメートル
フランジの溝	径十九ミリメートルの四の穴をボルト円上に等間隔に配置し、フランジの外側に溝をつける。
フランジの厚さ	最小十四・五ミリメートル

- (3) 国際陸上施設連結具は、一ニュートン毎平方ミリメートルの使用圧力に対して適当な材料で造る。
- (4) フランジは、その一面を平面とし、他の面には、漁船の消火栓及び消火ホースに合う継手を恒久的に取り付ける。国際陸上施設連結具は、一ニュートン毎平方ミリメートルの使用圧力に対して適当な材料のガケット、径十六ミリメートル及び長さ五十ミリメートルの四のボルト並びに八の座金とともに漁船内に備えておく。

- (5) 漁船のいずれの側においても、国際陸上施設連結具を使用し得るような設備を設ける。

#### 第二十四規則 消防員装具

- (1) 主管庁の認める少なくとも二組の消防員装具を積載する。
- (2) 消防員装具は、迅速に近づき得る場所に直ちに使用することができるように保管するものとし、広く分散させて保管する。

#### 第二十五規則 火災制御図

主管庁の認めるところにより、火災制御図を恒久的に掲示する。

## 第二十六規則 消火設備の迅速な利用

消火設備は、いかなる時にも良好な状態に保つものとし、直ちに使用することができるようにしておく。

## 第二十七規則 代用物の認容

この部において器具、装置、消火剤又は設備について特別の型が定められている場合には、器具等の他の型は、同等以上の実効性があると主管庁が認めるものに限り、認めることができる。

C部 長さ四十五メートル以上六十メートル未満の漁船における火災安全措置

## 第二十八規則 防火構造

(1) 船体、船楼、構造隔壁、甲板及び甲板室は、不燃性材料で造る。主管庁は、この規則に定める要件及び第四十規則(3)に定める消火設備についての追加の要件を満たすことを条件として、可燃性の構造を認めることができる。

(2)(a) 船体が不燃性材料で造られる漁船においては、A類機関区域を居住区域、業務区域又は制御場所から隔離する甲板及び隔壁は、A類機関区域に固定式消火装置を備えない場合には「A―六十」級で造り、及び固定式消火装置を備える場合には「A―三十」級で造る。その他の機関区域を居住区域、業務区域

及び制御場所から隔離する甲板及び隔壁は、「A—〇」級で造る。制御場所を居住区域及び業務区域から隔離する甲板及び隔壁は、主管庁の認める防熱を施した「A」級で造る。もつとも、主管庁は、船長室を操舵室<sup>だ</sup>から隔離するために「B—十五」級仕切りを設けることを認めることができる。

(b) 船体が可燃性材料で造られる漁船においては、機関区域を居住区域、業務区域又は制御場所から隔離する甲板及び隔壁は、「F」級又は「B—十五」級で造る。さらに、機関区域の境界は、実行可能な限り、煙の通過を阻止するものとする。制御場所を居住区域及び業務区域から隔離する甲板及び隔壁は、「F」級で造る。

(3) (a) 船体が不燃性材料で造られる漁船においては、居住区域、業務区域及び制御場所に通ずる通路の隔壁は、「B—十五」級仕切りのものとする。

(b) 船体が可燃性材料で造られる漁船においては、居住区域、業務区域及び制御場所に通ずる通路の隔壁は、「F」級仕切りのものとする。

(c) (a)又は(b)の規定によって要求される隔壁は、甲板から甲板まで達するものとする。もつとも、隔壁の等級と同じ等級の連続天井張りを隔壁の両側に施す場合には、当該隔壁は、連続天井張りまでとするこ

とができる。

(4) 居住区域、業務区域又は制御場所に通ずる内部階段は、鋼その他これと同等の材料のものとする。当該内部階段は、船体が可燃性材料で造られる漁船においては「F」級仕切りで造る囲壁の内部に、船体が不燃性材料で造られる漁船においては「B―十五」級仕切りで造る囲壁の内部にあるものとする。ただし、階段が一の甲板にのみ連絡する場合には、一の甲板間においてのみ閉囲する。

(5) (2)及び(3)に規定する隔壁及び甲板の戸その他の開口を閉鎖するもの、(4)に規定する階段囲壁に取り付ける戸並びにエンジン及びボイラーのケーシングに取り付ける戸は、実行可能な限り、これらに取り付けられる仕切りと同等の耐火性のものとする。A類機関区域に通ずる戸は、自己閉鎖型のものとする。

(6) 居住区域及び業務区域を貫通する昇降機トランクは、鋼その他これと同等の材料で造るものとし、通風及び煙を制御することができる閉鎖装置を備える。

(7)(a) 船体が可燃性材料で造られる漁船においては、非常動力源を収容する場所の境界隔壁及び甲板並びに調理室、塗料庫、灯具庫又は相当の量の引火性の高い材料のある貯蔵品室と居住区域、業務区域又は制御場所との間の隔壁及び甲板は、「F」級仕切り又は「B―十五」級仕切りで造る。

- (b) 船体が不燃性材料で造られる漁船においては、(a)に規定する甲板及び隔壁は、火災の危険を考慮して主管庁の認める防熱を施した「A」級仕切りのものとする。ただし、主管庁は、調理室に電気加熱式の調理器、電気加熱式の給湯器その他の電気加熱式の器具のみがある場合には、調理室と居住区域、業務区域及び制御場所との間において「B―十五」級仕切りを認めることができる。
- (c) 引火性の高い製品は、適当に密閉された容器で運ぶ。
- (8) 電線、管、トランク、ダクト等を通すため、(2)、(3)、(5)又は(7)の規定によって「A」級仕切り、「B」級仕切り又は「F」級仕切りのものとすることが要求される隔壁又は甲板に穴を開ける場合には、仕切りの保全防熱性が損なわれないことを確保するための措置をとる。
- (9) 居住区域、業務区域及び制御場所における天井張り、パネル張り又は内張りの裏の空間は、間隔が七メートルを超えない密着した通風止めによって仕切る。
- (10) 機関区域の窓及び天窗は、次のとおりとする。
- (a) 開閉式の天窗の場合には、外側から閉鎖することができるものとする。ガラス板のある天窗には、鋼その他これと同等の材料の外蓋を恒久的に取り付ける。

- (b) 機関区域の境界には、ガラスその他これと類似の材料を取り付けてはならない。この規定は、天窓への網入りガラスの使用及び機関区域内の制御室におけるガラスの使用を妨げるものではない。
- (c) (a)に規定する天窓には、網入りガラスを使用する。
- (11) 居住区域、業務区域（船内生活用の冷凍区画室を除く。）、制御場所及び機関区域における防熱材は、不燃性のものとする。A類機関区域の境界の防熱材の表面は、油及び油蒸気を通さないものとする。
- (12) 可燃性の防熱材は、魚類の貯蔵のために使用する区画室内においては、密着した被覆材によって保護する。
- (13) この規則に定める要件にかかわらず、主管庁は、隣接する場所において使用される可燃性材料の量を考慮して、「B―十五」級仕切り又は「F」級仕切りの代わりに「A―〇」級仕切りを認めることができる。

#### 第二十九規則 通風装置

- (1) 第三十規則(2)の規定の適用がある場合を除くほか、通風する場所の外部から送風機を停止させ、及び通風装置に通ずる主開口を閉鎖するための装置を備える。

- (2) 安全な位置から煙突周囲の環状部を閉鎖するための装置を備える。
- (3) 通風口は、通路隔壁の戸及び当該戸の下方に設けることができる。ただし、通風口は、階段囲壁の戸及び当該戸の下方に設けてはならない。通風口は、戸の下半分にのみ設ける。通風口を戸又は戸の下方に設ける場合には、通風口の合計面積は、 $0.5$ 平方メートルを超えてはならない。通風口を戸に設ける場合には、不燃性材料で造られた格子をこれに取り付ける。
- (4) A類機関区域及び調理室の通風用のダクトは、原則として、居住区域、業務区域又は制御場所を通るものであってはならない。主管庁がその配置を認める場合には、当該ダクトは、鋼その他これと同等の材料で造るものとし、仕切りの保全性が保持されるように措置をとる。
- (5) 居住区域、業務区域及び制御場所の通風用のダクトは、原則として、A類機関区域又は調理室を通るものであってはならない。主管庁がその配置を認める場合には、当該ダクトは、鋼その他これと同等の材料で造るものとし、仕切りの保全性が保持されるように措置をとる。
- (6) 相当の量の引火性の高い製品のある貯蔵品室には、他の通風装置と別個の通風装置を備える。当該通風装置は、高い位置及び低い位置に設置する。通風筒の吸気口及び排気口は、安全な位置に設置する。通風

筒の吸気口及び排気口の上には、火花を防止する適当な保護金網を取り付ける。

(7) 機関区域に通風する通風装置は、他の場所に通風する装置とは別個のものとする。

(8) トランク又はダクトが「A」級の隔壁又は甲板の両側に通風する場合には、区画室間の火災及び煙の拡大を阻止するようにダンパーを取り付ける。手動式のダンパーは、隔壁又は甲板の両側から操作することができるものとする。実断面積が $\text{O} \cdot \text{O}$ 二平方メートルを超えるトランク又はダクトが「A」級の隔壁又は甲板を貫通する場合には、自動閉鎖型ダンパーを取り付ける。「A」級の隔壁の一の側のみの区画室に通風するトランクは、第九規則(1)(b)の規定に適合するものとする。

### 第三十規則 暖房設備

(1) 電気放熱器は、固定するものとし、火災の危険性を最小にとどめるように造る。電気放熱器には、衣服、カーテンその他これらに類する材料を熱で焦がし、又は燃やすおそれのある状態で露出している放熱線を取り付けてはならない。

(2) 裸火による暖房は、認められない。暖房用ストーブその他これに類する器具は、確実に固定し、並びに防火及び防熱は、これらの器具の直下及び周囲並びに煙道の近くに十分に施す。固形燃料を燃焼させるス

トープの煙道は、燃焼物によって塞がれる可能性を最小にとどめるように配置し、及び設計するものとし、清掃のための常設の設備を備える。煙道内の通風を制限するためのダンパーは、閉じている状態においても、十分な開放面積が残るようにする。ストーブを設置する場所には、適切な燃焼用の空気をストーブに供給するために十分な面積の通風筒を備える。当該通風筒は、閉鎖装置を有しないものとし、その位置は、第二章第九規則に規定する閉鎖装置を要しない位置とする。

- (3) 裸火を用いるガス器具（調理用ストーブ及び湯沸器を除く。）は、認められない。調理用ストーブ又は湯沸器のある場所には、煙及び漏出する可能性のあるガスを安全な場所へ除去するために十分な通風装置を備える。ガスを容器からストーブ又は湯沸器に送る全ての管は、鋼その他承認された材料のものとする。自動式ガス遮断安全装置は、ガス主管内の圧力低下又はガス器具の立ち消えがあった場合に作動するように取り付ける。

### 第三十一規則 雑項目

- (1) 居住区域内、業務区域内、制御場所内、通路内及び階段囲壁内の露出面並びに居住区域、業務区域及び制御場所における隔壁、天井張り、パネル張り及び内張りの裏の隠れた表面は、炎の広がりが遅い特性を

有するものとする。

(2) 居住区域内、業務区域内、制御場所内、A類機関区域内及びこれと類似の火災の危険のあるその他の機関区域内のガラス強化プラスチック構造の全ての露出面は、固有の耐火性を有する承認された樹脂の仕上げ層を施し、若しくは承認された耐火塗料を塗布し、又は不燃性材料によって保護する。

(3) 漁船の内部の露出面に使用する塗料、ワニスその他の仕上剤は、過度の量の煙又は有毒のガス若しくは蒸気を生ずるものであってはならない。主管庁は、これらが性質上火災の危険性が過大なものでないことを確かめる。

(4) 居住区域内、業務区域内及び制御場所内の一次甲板床張りは、容易に発火することのない又は温度上昇によって有害物質の発生若しくは爆発の危険を生ずることのない承認された材料のものとする。

(5) (a) 「A」級仕切り又は「B」級仕切りを貫通する管は、居住区域、業務区域及び制御場所においては、「A」級仕切り又は「B」級仕切りが耐えることを要する温度を考慮して承認された材料のものとする。油又は可燃性液体の輸送管は、主管庁が油又は可燃性液体を居住区域及び業務区域を通じて輸送することを認める場合には、火災の危険を考慮して承認された材料のものとする。

- (b) 熱によって容易に有効性を失う材料は、喫水線に近い船外排水管、衛生排出管その他の排出管であつて火災の際にその材料の損傷によつて浸水の危険を生ずるものに使用してはならない。
- (6) 全てのくず入れ（魚類加工に使用するものを除く。）は、不燃性材料で造るものとし、側面及び底面に開口を有しないものとする。
- (7) 燃料油移送ポンプ、燃料油装置のポンプその他これらに類する燃料油ポンプを駆動する機械には、これらが置かれている場所における火災の発生の際にこれらを停止させることができるように、遠隔制御装置を当該場所の外部に取り付ける。
- (8) 油受けは、必要な場合には、油がビルジに漏出することを防ぐために取り付ける。
- 第三十二規則 ガス・シリンダー及び危険物質の保管
- (1) 圧縮ガス、液化ガス又は溶解ガスのためのシリンダーは、所定の識別色によつて明確に表示し、その内容物の名称及び化学式を明確に読みやすく識別し、並びに適切に固定する。
- (2) 引火性ガスその他の危険なガスの入ったシリンダー及び使用済みのシリンダーは、開放された甲板上に適切に固定して保管する。全ての弁、圧力レギュレーター及びこれらのシリンダーから伸びる管は、損傷

しないように保護する。シリンダーは、温度の過度の変化、直射日光及び積雪から保護する。もつとも、主管庁は、(3)から(5)までに定める要件に適合する区画室にこれらのシリンダーを保管することを認めることができる。

- (3) 引火性の高い液体（揮発性塗料、パラフィン、ベンゾール等）及び認められる場合には液化ガスのある場所は、開放された甲板のみから直接通ずるものとする。圧力調節装置及び安全弁は、区画室内に排気する。そのような区画室の境界隔壁が他の閉囲された場所に隣接する場合には、当該境界隔壁は、ガス密なものとする。

- (4) 電気配線及び電気器具は、その場所内での業務のために必要な場合を除き、引火性の高い液体又は液化ガスの保管のために使用する区画室内に取り付けてはならない。電気器具を設置する場合には、当該電気器具は、爆発性雰囲気における使用について主管庁の認めるものとする。熱源は、当該区画室から離しておき、並びに「禁煙」及び「裸火禁止」の掲示は、見やすい位置に掲げる。

- (5) 圧縮ガスは、その種類ごとに個別に保管する。圧縮ガスの保管のために使用する区画室は、他の可燃性物質の保管のため及びガスの供給システムの一部でない道具又は物のために使用してはならない。ただ

し、主管庁は、圧縮ガスの性質、量及び予定される用途を考慮して、これらの要件を緩和することができる。

### 第三十三規則 脱出設備

(1) 全ての居住区域及び乗組員が通常業務に従事する場所（機関区域を除く。）に至る階段及びはしごは、開放された甲板まで並びにそこから救命用の端艇及びいかだまでの常設の脱出設備となるように配置する。これらの場所については、特に、次のとおりとする。

(a) 居住区域の各甲板においては、少なくとも二の脱出設備を相互に広く離して備える。これらの脱出設備には、閉囲された一又は一群の場所からの通常の出入設備を含めることができる。

(b) (i) 暴露甲板の下方においては、主脱出設備は、階段とするものとし、第二の脱出設備は、トランク又は階段とすることができる。

(ii) 暴露甲板の上方においては、脱出設備は、開放された甲板に通ずる階段若しくは戸又はこれらを組み合わせたものとする。階段又は戸を設けることが実行不可能である場合には、脱出設備の一は、必要なときは、着氷から保護される十分な大きさの舷窓又はハッチとすることができる。

- (c) 主管庁は、例外的に、場所の性質及び位置並びに通常当該場所に居住し、又は当該場所で業務に従事する人数を考慮して、一の脱出設備のみを認めることができる。
- (d) 一の脱出経路のみを設ける通路又は通路の部分の長さは、二・五メートルを超えないことが望ましいが、いかなる場合においても、五メートルを超えてはならない。
- (e) 脱出設備の幅及び連続具合は、主管庁の認めるものとする。
- (2) A類機関区域には、二の脱出設備を相互にできる限り離して備える。垂直方向の脱出経路は、鋼製はしごとする。A類機関区域の大きさのために実行不可能な場合には、これらの脱出設備の一を省略することができる。この場合には、他の出口に特別の考慮を払う。
- (3) 昇降機は、要求される脱出設備の一とみなさない。

#### 第三十四規則 自動火災警報探知装置

主管庁が第二十八規則(1)の規定に基づき可燃性の構造を認めた場合又は相当の量の可燃性材料が居住区域、業務区域及び制御場所の構造に使用される場合には、これらの場所の大きさ、配置及び制御場所との位置関係並びに可能なときは設置される家具の炎の広がり特性に留意して、これらの場所における自動火災

警報探知装置の設置に特別の考慮を払う。

### 第三十五規則 消火ポンプ

- (1) 取り付けるべき消火ポンプの最小数及び型は、次のとおりとする。
  - (a) 動力を主機関に依存しない一の動力ポンプ
  - (b) 主機関によって駆動する一の動力ポンプ（プロペラ軸を迅速に切り離し得る場合又は可変ピッチ・プロペラを取り付ける場合に限る。）
- (2) 衛生ポンプ、独立動力ビルジ・ポンプ、バラスト・ポンプ、雑用ポンプその他のポンプは、この章に定める要件に適合し、かつ、ビルジの吸排に対処する能力に影響を及ぼさない場合には、消火ポンプとして使用することができる。消火ポンプは、油その他の引火性液体の吸排に使用することができないように連結する。
- (3) 逆流が起こるおそれのある消火主管に連結する遠心ポンプその他のポンプには、逆止弁を取り付ける。
- (4) 動力駆動の非常用消火ポンプを取り付けていない漁船であつて、機関区域に固定式消火装置のないものには、主管序の認める追加の消火装置を備える。

(5) 動力駆動の非常用消火ポンプが取り付けられている場合には、独立駆動を確保するポンプであって、主消火ポンプを収容する区画室の外部の近づく得る位置に取り付ける独自のディーゼル機関の原動機及び給油装置を有するもの又は非常用発電機とし得る十分な能力を有し、及び機関室の外部（作業甲板上であることが望ましい。）の安全な場所に置かれる内蔵発電機によって駆動するものとする。

(6) 非常用消火ポンプが取り付けられている場合には、非常用消火ポンプ及び取水弁その他の必要な弁は、主消火ポンプを収容する区画室の外部であって当該区画室の火災によって遮断されるおそれのない位置から操作することができるものとする。

(7) 動力駆動の主消火ポンプの合計能力（ $Q$ ）は、少なくとも次の式で得られる値とする。

$$Q = (0.15 \sqrt{L(B+D)} + 2.25)^2 \text{ m}^3/\text{h}$$

この場合において、 $L$ 、 $B$ 及び $D$ は、メートルで表す。

(8) 二の独立した動力駆動の消火ポンプが取り付けられている場合には、各ポンプの能力は、(7)に定める能力の四十パーセント以上とする。

(9) 動力駆動の主消火ポンプが消火主管、消火ホース及びノズルを通じて(7)によって要求される水量を送る

場合には、消火栓において維持される圧力は、 $0.25$  ニュートン毎平方ミリメートル以上とする。

- (10) 動力駆動の非常用消火ポンプが第三十七規則(1)の規定によって要求される射水を最大量で行う場合には、消火栓において維持される圧力は、主管庁の認めるものとする。

### 第三十六規則 消火主管

- (1) 第三十七規則(1)の規定によって要求される条数の射水を行うために二以上の消火栓を要する場合には、消火主管を備える。

(2) 消火主管には、十分に保護されない限り、熱によって容易に有効性を失う材料を使用してはならない。

(3) 消火ポンプの吐出圧力が消火主管の計画作動圧力を超え得る場合には、安全弁を取り付ける。

(4) 消火主管には、消火のために要するものを除くほか、連結部を設けてはならない。ただし、消火装置の実効性が維持されていることを条件として、甲板及びびょう錨鎖の洗浄並びにビルジ排出装置の作動を目的とするものについては、この限りでない。

(5) 消火主管が自己排水型でない場合には、霜による損傷が予想される場所に、適当なドレン・コックを取り付ける。

## 第三十七規則 消火栓、消火ホース及びノズル

- (1) 消火栓は、消火ホースと容易かつ迅速に接続し、及び少なくとも一条の射水が航行中に通常近づき得る漁船のいずれの部分にも放出することができるように配置する。
- (2) (1)の規定によって要求される射水は、単一の消火ホースによるものとする。
- (3) (1)に定める要件に加え、A類機関区域には、少なくとも一の消火栓であつて、消火ホース並びに射水及び噴霧両用のノズルを完備したものを備える。当該消火栓は、A類機関区域の外部、かつ、その入口の近くに置く。
- (4) 全ての要求される消火栓には、一の消火ホースを備える。この要件に加え、少なくとも一の予備消火ホースを備える。
- (5) 単一の消火ホースの長さは、二十メートルを超えてはならない。
- (6) 消火ホースは、承認された材料のものとする。各消火ホースには、ホース継手並びに射水及び噴霧両用のノズルを備える。
- (7) 消火ホースが消火主管に恒久的に取り付けられている場合を除くほか、消火ホースの継手及びノズル

は、完全な互換性を有するものとする。

- (8) (6)の規定によつて要求されるノズルは、取り付けられた消火ポンプの吐出能力に応じたものとし、いかなる場合においても、直径が十二ミリメートル以上のものでなければならぬ。

### 第三十八規則 消火器

- (1) 消火器は、承認された型式のものとする。要求される持運び式液体消火器の容量は、十三・五リットル以下九リットル以上とする。他の消火器は、十三・五リットルの持運び式液体消火器より持運びの困難なものであつてはならず、また、九リットルの持運び式液体消火器と少なくとも同等の消火効力を有するものとする。主管庁は、各種消火器の性能の同等性について決定する。

- (2) 予備装填物は、主管庁の認めるところにより備える。

- (3) 自然に又は予期される使用条件において人体に有害な量の有毒ガスを発生すると主管庁が認める消火剤の入った消火器は、認められない。

- (4) 消火器は、定期的に点検するものとし、また、主管庁が要求することのある試験を受ける。

- (5) いずれの場所においても、当該場所に使用するための持運び式消火器のうち一は、通常、当該場所の入

口の近くに備える。

第三十九規則 制御場所、居住区域及び業務区域における持運び式消火器

- (1) 制御場所、居住区域及び業務区域のいずれの部分においても少なくとも一の適当な型式の消火器が迅速に使用し得ることを確保するため、これらの場所には、十分な数の承認された持運び式消火器を備える。ただし、これらの場所における消火器の合計数は、三以上とする。

- (2) 予備装填物は、主管庁の認めるところにより備える。

第四十規則 機関区域における消火設備

- (1) (a) 油だきボイラー、燃料油装置又は合計出力七百五十キロワット以上の内燃機関を収容する場所には、

次の固定式消火装置のうちいずれか一を主管庁が十分と認めるように備える。

- (i) 加圧水噴霧装置
- (ii) 鎮火性ガス装置
- (iii) 毒性の低い揮発性液体からの蒸気を用いる消火装置
- (iv) 高膨張泡消火装置

- (b) 消火剤として使用するハロゲン化物消火設備の新たな設置は、新船及び現存船において禁止する。
  - (c) 機関室とボイラー室とが完全に隔離されていない場合又は燃料油がボイラー室から機関室に流れ込む余地がある場合には、その機関室とボイラー室とを合わせて一の区画室とみなす。
- (2) (1)(a)に掲げる装置は、保護される場所の外部の迅速に近づき得る位置であつて当該場所における火災によつて遮断されるおそれのないものから制御する。保護される場所における火災の際に装置の作動のために必要な動力及び水の供給を確保するための措置をとる。
- (3) 主として又は専ら木又は繊維強化プラスチックで建造され、及び油だきボイラー又は内燃機関（これらの材料で造られた機関区域にあるもの）を取り付ける漁船には、(1)に掲げる消火装置の一を備える。
- (4) 全てのA類機関区域には、燃料油による火災の消火に適した型の持運び式消火器を二以上備える。合計出力二百五十キロワット以上の機関を収容するA類機関区域の場合には、当該消火器を三以上備える。当該消火器のうち一は、当該A類機関区域の入口の近くに備える。
- (5) 固定式消火装置によつて保護されていない機関区域を有する漁船には、油火災の消火に適した四十五リットル以上の泡消火器又はこれと同等のものを備える。機関区域の大きさのためにこの(5)の規定が実行

不可能な場合には、主管庁は、持運び式消火器の数の追加を認めることができる。

#### 第四十一規則 消防員装具

消防員装具の数及びその位置は、主管庁の認めるものとする。

#### 第四十二規則 火災制御図

主管庁の認めるところにより、火災制御図を恒久的に掲示する。主管庁は、小さい漁船については、この要件を免除することができる。

#### 第四十三規則 消火設備の迅速な利用

消火設備は、いかなる時にも良好な状態に保つものとし、直ちに使用することができるようにしておく。

#### 第四十四規則 代用物の認容

この部において器具、装置、消火剤又は設備について特別の型が定められている場合には、器具等の他の型は、同等以上の実効性があると主管庁が認めるものに限り、認めることができる。

### 第六章 乗組員の保護

#### 第一規則 一般的保護措置

(1) 救命索設備は、全ての要求に対して効果的であるように設計するものとし、必要なワイヤ、ロープ、シヤツクル、アイボルト及びクリートを備える。

(2) 高さ六百ミリメートル未満のコーミング又は敷居を備えた甲板口には、ヒンジ付き又は取り外し式の手すり、網等の保護装置を備える。主管庁は、魚体落とし口等の小さい開口については、この要件の適用を免除することができる。

(3) 天窓その他類似の開口には、三百五十ミリメートルを超えない間隔で保護棒を取り付ける。主管庁は、小さい開口については、この要件の適用を免除することができる。

(4) 全ての甲板の表面は、人が滑る可能性を最小にするように設計し、又は処理する。特に、機関区域、調理室、ウインチのある場所、魚類を取り扱う場所等の作業場所の甲板並びにはしこの下部及び上部並びに戸の前方の甲板の表面には、滑り止めを施す。

#### 第二規則 甲板口

(1) ハッチ、マンホールその他の開口のヒンジ付きのカバーは、意図しない閉鎖に備えて保護する。特に、脱出用ハッチの重いカバーについては、釣合おもりを備え、及びカバーの両側から開けることができるよ

うに造る。

(2) 出入口ハッチの寸法は、縦六百ミリメートル以上及び横六百ミリメートル以上又は直径六百ミリメートル以上とする。

(3) ハンドホールドは、実行可能な限り、脱出口の上部の甲板より高い位置に備える。

### 第三規則 ブルワーク、レール及びガード

(1) 作業甲板の全ての暴露部及び船楼甲板（作業場である場合）には、効果的なブルワーク又はガード・レールを取り付ける。ブルワーク又はガード・レールの高さは、甲板上二メートル以上とする。この高さが漁船の通常の運航を妨げるおそれがある場合には、主管庁は、より低い高さを承認することができる。

(2) 最高運航喫水線からブルワークの頂部の最低点又はガード・レールが取り付けられる場合には作業甲板の縁までの最短垂直距離は、漁船が運航することのある海域の海象及び天候状態、運航海域並びに漁船の種類及びその漁法を考慮して、甲板に打ち込む海水から乗組員を十分に保護することを確保するものとし、主管庁が十分と認めるものとする。

(3) ガード・レールの最下位の横棒の下の隙間は、二百三十ミリメートルを超えてはならない。その他の横

棒は、三百八十ミリメートルを超えない間隔とし、また、支柱間の間隔は、一・五メートルを超えてはならない。丸型ガンネルを有する漁船の場合には、ガード・レールの支柱は、甲板の平らな部分に配置する。レールには、鋭利な点、縁及び角があつてはならず、また、十分な強度を有するものとする。

(4) 居住区域、機関区域その他の作業場所の間を移動する際に乗組員を保護するため、主管庁の認める設備（ガード・レール、救命索、舷門、甲板下通路等）を備える。柵欄は、乗組員の通行又は作業の安全を確保するため、必要に応じ、全ての甲板室及びケーシングの外部に取り付ける。

(5) 船尾トロール漁船には、スターン・ランプの頂部に、隣接するブルワーク又はガード・レールと同じ高さで、戸、ゲート、網等の適当な保護設備を備える。これらの保護設備が所定の位置にない場合には、鎖その他の保護設備をスターン・ランプの両側にわたって設ける。

#### 第四規則 階段及びはしご

乗組員の安全のため、主管庁の認めるところにより、十分な大きさ及び強度の階段及びはしごであつて手すり及び滑り止め踏板の付いたものを備える。

### 第七章 救命設備

## A部 一般

## 第一規則 適用

- (1) この章の規定は、別段の明示の定めがない限り、長さ四十五メートル以上の新船について適用する。
- (2) 第十三規則及び第十四規則の規定は、長さ四十五メートル以上の現存船についても適用する。ただし、主管庁は、千九百九十九年二月一日又はこの議定書の効力発生の日のうちいずれか遅い日まで、これらの規則に定める要件の適用を延期することができる。

## 第二規則 定義

- (1) 「離脱浮揚進水式」とは、救命用の端艇及びいかだが、沈没しつつある漁船から自動的に離脱し、かつ、直ちに使用することができる救命用の端艇及びいかだの進水方法をいう。
- (2) 「自由降下進水式」とは、人及び艀装品ぎを積載した救命用の端艇及びいかだが離脱し、かつ、いかなる拘束装置も用いることなく海上に降下することができる救命用の端艇及びいかだの進水方法をいう。
- (3) 「膨張式設備」とは、非固型のガス充填気室によって浮力が得られ、かつ、通常は使用するまで収縮しておく設備をいう。

(4) 「膨張型設備」とは、非固型のガス充填気室によって浮力が得られ、かつ、常に膨張した状態にあり、及び常時使用することができる設備をいう。

(5) 「進水装置」とは、救命用の端艇若しくはいかだ又は救助艇をその積付位置から水面に安全に移動する装置をいう。

(6) 「新形式救命設備」とは、この章の規定によって十分に包含されない新たな特徴を有するが、この章の規定と同等の又はより高い安全性を備える救命設備をいう。

(7) 「救助艇」とは、遭難者を救助し、救命用の端艇及びいかだを誘導するように設計された端艇をいう。

(8) 「再帰反射材」とは、当てられた光線を反対方向に反射する素材をいう。

(9) 「救命用の端艇及びいかだ」とは、遭難中の人命を船体放棄の時から維持することができる端艇及びいかだをいう。

### 第三規則 救命設備の評価、試験及び承認

(1) (5)及び(6)に規定する場合を除くほか、この章の規定によって要求される救命設備は、主管庁によって承認されたものとする。

- (2) 主管庁は、救命設備に承認を与えるに先立ち、当該救命設備が次のいずれかの条件を満たすことを確保する。
  - (a) この章に定める要件に適合することを確認するため、機関の勧告に従って試験を受けていること。
  - (b) 主管庁の認めるところにより、(a)に規定する勧告に明記する試験と実質的に同等の試験を受け、合格していること。
- (3) 主管庁は、新型式救命設備に承認を与えるに先立ち、当該新型式救命設備が次のいずれかの条件を満たすことを確保する。
  - (a) この章に定める要件と少なくとも同等の安全性を備え、並びに機関の勧告に従って評価され、及び試験を受けていること。
  - (b) 主管庁の認めるところにより、(a)に規定する勧告と実質的に同等の評価及び試験を受け、合格していること。
- (4) 承認のために主管庁がとる手続には、引き続き承認されるための条件及び承認が撤回される条件も含める。

(5) 主管庁は、以前に承認していない救命設備を認めるに先立ち、当該救命設備がこの章に定める要件に適合していることを確かめる。

(6) この章の規定によって要求される救命設備であつて詳細な仕様についてC部に規定していないものは、主管庁の認めるものとする。

#### 第四規則 製品試験

主管庁は、救命設備が承認された原型と同一の基準により製造されていることを確保するために必要な製品試験を受けることを要求する。

#### B部 漁船の要件

##### 第五規則 救命用の端艇及びいかだ並びに救助艇の数及び型

(1) 漁船には、少なくとも二の救命用の端艇又はいかだを備える。

(2) 長さ七十五メートル以上の漁船の救命用の端艇及びいかだ並びに救助艇の数、収容能力及び型については、次の要件に適合するものとする。

(a) その収容能力の合計が漁船の各舷においてそれぞれ少なくとも総乗船者数に相当する数の人員を収容

するために十分である救命用の端艇又はいかだを備える。ただし、漁船が区画の要件、損傷時復原性の基準及び強化された防火構造の基準であつて、第三章第十四規則及び第五章に定めるものに追加されたものに適合する場合において、主管庁が救命用の端艇又はいかだの数及び収容能力の削減が安全に影響を及ぼさないと認めるときは、主管庁は、漁船の各舷に備える救命用の端艇又はいかだの収容能力の合計が乗船者の少なくとも五十パーセントを収容するために十分であることを条件として、当該削減を認めることができる。さらに、総乗船者数の少なくとも五十パーセントに相当する数の人員を収容するための救命いかだを備える。

(b) 救助艇の要件を満たす救命艇であつて救助作業後に揚収することができるものを漁船に備える場合を除くほか、一の救助艇を備える。

(3) 長さ七十五メートル未満の漁船については、次の要件に適合するものとする。

(a) その収容能力の合計が漁船の各舷においてそれぞれ少なくとも総乗船者数に相当する数の人員を収容するために十分である救命用の端艇又はいかだを備える。

(b) 救助作業後に揚収することができる適当な救命用の端艇又はいかだを漁船に備える場合を除くほか、

一の救助艇を備える。

(4) 漁船には、(2)(a)又は(3)(a)に定める要件を満たすことに代えて、一又は二以上の自由降下進水式の救命艇であつて漁船の船尾から自由降下進水させることができ、かつ、総乗船者数に相当する数の人員を収容するために十分な収容能力を有するものを、総乗船者数に相当する数の人員を収容するために十分な収容能力を有する救命いかだとともに積載することができる。

(5) (3)(a)の規定によつて要求される措置が漁船の通常の運航を妨げる場合には、主管庁は、その要件を満たすことに代えて、漁船の片舷からのみ進水させることができる救命用の端艇又はいかだを漁船に積載することを決定することができる。当該救命用の端艇又はいかだの収容能力の合計は、総乗船者数に相当する数の人員を収容するために十分な収容能力を有する救命用の端艇又はいかだを安全かつ迅速に進水させることができる漁船の反対舷へ容易に移動することができることを条件として、総乗船者数の少なくとも二倍に相当する数の人員を収容するために十分なものとする。

(6) いずれか一の救命用の端艇又はいかだが喪失し、又は使用不可能となつた場合においても総乗船者数に相当する数の人員を収容するために十分である救命用の端艇又はいかだ（いずれかの舷において使用する

ことができるものとし、反対舷へ移動し得る位置に積み付けるものを含む。)を積載する。反対舷への移動は、一の開放された甲板において容易に行われるものとし、また、全ての救命用の端艇又はいかだには、引っ掛かりを避け、及び展張を容易に行うために、障害物が無いようにする。

(7) (3)(b)の規定によって要求される措置が漁船の通常の運航を妨げる場合には、主管庁は、その要件を満たすことに代えて、漁船の航行海域及び運航状態を考慮して、水中から人を救助するための他の同等の設備を漁船に積載することを決定することができる。

(8) 漁船に積載する救命艇及び救助艇の数は、総乗船者数による船体放棄の際に、それぞれの救命艇又は救助艇が集結させる救命いかだの数が九を超えないことを確保するために十分なものとする。

(9) 救命用の端艇及びいかだ並びに救助艇は、第十七規則から第二十三規則までに定める関係要件に適合するものとする。

#### 第六規則 救命用の端艇及びいかだ並びに救助艇の利用及び積付け

(1) 救命用の端艇及びいかだは、次の要件を満たすものとする。

(a) (i) 非常事態の際に迅速に使用することができること。

- (ii) 第三十二規則(1)(a)の規定によつて要求される条件の下で安全かつ迅速に進水させることができること。
- (iii) 救助艇の要件も満たす場合には、迅速に揚収することができること。
- (b) 次のように積み付けること。
  - (i) 乗艇甲板における人の整理を妨げないこと。
  - (ii) 迅速な取扱いを妨げないこと。
  - (iii) 迅速にかつ秩序よく乗り込むことができること。
  - (iv) 他の救命用の端艇及びいかだの操作を妨げないこと。
- (2) 乗艇甲板から漁船の最小航海状態における喫水線までの距離が四・五メートルを超える場合には、救命用の端艇及びいかだ（離脱浮揚型救命いかだを除く。）は、人を満載した状態でダビットによつて進水させることができるものとし、又は同等の承認された乗艇装置を備える。
- (3) 救命用の端艇及びいかだ並びに進水装置は、漁船の出港前に良好な状態にあり、及び直ちに使用することができるとし、並びに航海中に常にそのようにしておく。

- (4) (a) 救命用の端艇及びいかだは、主管庁の認めるところにより積み付ける。
- (b) 救命艇は、それぞれ一組のダビット又は承認された進水装置に取り付ける。
- (c) 救命用の端艇及びいかだは、居住区域及び業務区域にできる限り近い位置に配置し、並びにプロペラからの距離を特に考慮して安全な進水が確保される適当な位置に積み付ける。船側から降ろす救命艇は、漁船の垂直な舷側に沿って進水させ得ることを実行可能な限り確保するため、船体の著しい突出部を考慮して積み付ける。当該救命艇は、漁船の前方に配置する場合には、衝突隔壁の後方の保護された位置に積み付けるものとし、この場合には、主管庁は、ダビットの強度に特別の考慮を払う。
- (d) 救助艇の進水及び揚収の方法については、当該救助艇（その艀<sup>ぎ</sup>装品並びに第二十三規則(1)(b)(ii)及び(c)の規定により収容することを認められる人数の五十パーセントに相当する数の人員を含む。）の重量、その構造及び大きさ並びに漁船の最小航海状態における喫水線から当該救助艇の積付位置までの高さを考慮して承認する。ただし、漁船の最小航海状態における喫水線から四・五メートルを超える高さに積み付ける救助艇には、進水及び揚収のための承認された装置を備える。
- (e) 進水装置及び乗艇装置は、第三十二規則に定める要件に適合するものとする。

(f) 救命いかだは、漁船の沈没の際にその積付場所から離脱して浮かび、膨張し、及び漁船から離れることができるような方法で、非常事態の際に迅速に使用することができるように積み付ける。ただし、ダビット進水式の救命いかだについては、離脱して浮かぶことを要しない。

(ii) 縛り付け装置を使用する場合には、承認された型の自動（水圧式）離脱装置を取り付ける。

(g) 主管庁は、漁船の構造上の特徴及び漁獲操作の方法によって(4)の特定の規定を適用することが不合理かつ実行不可能であると認める場合には、その適用の緩和を認めることができる。ただし、当該漁船に、予定された用途に適した代替の進水装置及び揚収装置を取り付ける場合に限る。この(g)の規定に基づいて代替の進水装置及び揚収装置を認めた主管庁は、他の締約国に対し回章に付するため、これらの装置の細目を機関に通報する。

#### 第七規則 救命用の端艇及びいかだへの乗込み

救命用の端艇及びいかだへの乗込みのため、次のことを含む適当な措置をとる。

(a) 水上にある救命用の端艇及びいかだに乗り込むことができるように漁船の各舷に少なくとも一のはしご又は他の承認された手段を備えること。ただし、乗込位置から水上にある救命用の端艇及びいかだま

での距離がはしごを必要としないと主管庁が認める場合は、この限りでない。

- (b) 救命用の端艇及びいかだの進水準備中及び進水中に当該救命用の端艇及びいかだの積付位置及び進水装置を照明し、かつ、進水が完了するまで救命用の端艇及びいかだが進水する水面を照明する装置を取り付けること。当該装置用の電力は、第四章第十七規則の規定によって要求される非常電源から供給する。

- (c) 漁船が正に放棄されようとしていることについて全ての乗船者に対して警報を発する装置を設けること。

- (d) 排水が救命用の端艇及びいかだに入ること防ぐための措置をとること。

#### 第八規則 救命胴衣

- (1) 第二十四規則に定める要件に適合する承認された型の救命胴衣は、全ての乗船者に対して備える。

- (2) 救命胴衣は、迅速に近づき得る場所に備え付け、その位置について明確に表示する。

#### 第九規則 イマーシジョン・スーツ及び保温具

- (1) 第二十五規則に定める要件に適合する承認されたイマーシジョン・スーツについては、救助艇の乗組員と

して割り当てられた全ての者に対し適当な大きさのものを備える。

(2) 第五規則(2)及び(3)に定める要件に適合する漁船には、次のものに收容されない全ての乗船者に対し、第二十五規則に定める要件に適合するイマーシオン・スーツを備える。

(a) 救命艇

(b) ダビット進水式の救命いかだ

(c) 同等の承認された装置であつて救命いかだに乗り込むために水中に入ることを要しないものを使用する救命いかだ

(3) 漁船には、(2)(a)の規定に加え、救命艇ごとに第二十五規則に定める要件に適合する少なくとも三のイマーシオン・スーツを備える。漁船には、第十七規則(8)(~~xxx~~)の規定によって要求される保温具に加え、救命艇に收容される者であつてイマーシオン・スーツを与えられないものに対し、第二十六規則に定める要件に適合する保温具を備える。その收容能力の合計が漁船の各舷において少なくとも総乗船者数に相当する数の人員を收容するために十分である全閉囲型の救命艇又は総乗船者数に相当する数の人員を收容するために十分な收容能力を有する自由降下進水式の救命艇のいずれかを備える場合には、イマーシオン・スー

ツ及び保温具は、必要としない。

(4) (2)及び(3)に定める要件は、イマーシヨン・スーツ及び保温具を必要としないと主管庁により認められる温暖な海域において常時航行する漁船については、適用しない。

(5) (2)及び(3)の規定によって要求されるイマーシヨン・スーツは、(1)に定める要件に適合するために使用することができる。

#### 第十規則 救命浮環

(1) 第二十七規則(1)に定める要件に適合する少なくとも次の数の救命浮環を備える。

(a) 長さ七十五メートル以上の漁船については、八の救命浮環

(b) 長さ七十五メートル未満の漁船については、六の救命浮環

(2) (1)に定める数の少なくとも半数の救命浮環には、第二十七規則(2)に定める要件に適合する自己点火灯を備える。

(3) (2)の規定によって自己点火灯を備える救命浮環のうち少なくとも二については、第二十七規則(3)に定める要件に適合する自己発煙信号を備えるものとし、また、実行可能な場合には、航海船橋から迅速に取り

外すことができるものとする。

(4) 漁船の各舷の少なくとも一の救命浮環には、最小航海状態における喫水線から救命浮環の積付位置までの高さの二倍又は三十メートルのうちいずれか大きい方の長さ以上の第二十七規則(4)に定める要件に適合する浮揚性の救命索を取り付ける。当該救命浮環は、自己点火灯を有しないものとする。

(5) 救命浮環は、乗船者が迅速に近づき得る場所に備え付け、いつでも速やかに取り外すことができるようにしておくものとし、及び方法のいかんを問わず恒久的に定着させてはならない。

#### 第十一規則 救命索発射器

漁船には、第二十八規則に定める要件に適合する承認された型の一の救命索発射器を備える。

#### 第十二規則 遭難信号

(1) 漁船には、主管庁の認めるところにより、昼間用及び夜間用の効果的な遭難信号を発するための装置(第二十九規則に定める要件に適合する少なくとも十二の落下傘付信号を含む。)を備える。

(2) 遭難信号は、承認された型のものとする。遭難信号は、迅速に近づき得る場所に備え付け、その位置について明確に表示する。

## 第十三規則 無線救命設備

(1) 漁船には、少なくとも三の双方向VHF無線電話装置を備える。これらの装置は、機関が採択した性能基準を下回らないものとする。救命用の端艇及びいかだに固定式双方向VHF無線電話装置を取り付けている場合には、当該装置は、機関が採択した性能基準を下回らないものとする。

(2) 主管庁は、現存船の船上に備えられた双方向VHF無線電話装置であつて、機関が採択した性能基準に適合しないものについて、当該装置が承認された双方向VHF無線電話装置と両立すると認める場合には、千九百九十九年二月一日又はこの議定書の効力発生の日のうちいずれか遅い日まで認めることができる。

## 第十四規則 レーダー・トランスポンダ

漁船の各舷には、少なくとも一のレーダー・トランスポンダを備える。当該レーダー・トランスポンダは、機関が採択した性能基準を下回らないものとする。当該レーダー・トランスポンダは、いかなる救命用の端艇及びいかだにも迅速に設置することができる場所に積み付ける。これに代えて、救命用の端艇及びいかだごとに一のレーダー・トランスポンダを積み付ける。

第十五規則 救命設備の再帰反射材

救命用の端艇及びいかだ、救助艇、救命胴衣並びに救命浮環には、機関の勧告に従って再帰反射材を取り付ける。

第十六規則 操作の準備、保守及び点検

(1) 操作の準備

救命設備は、漁船の出港前に及び航海中常に、良好な状態にあり、及び直ちに使用することができるものとする。

(2) 保守

(a) 主管庁の承認する救命設備の船上における保守のための手引書を備えるものとし、保守は、当該手引書に従って行う。

(b) 主管庁は、(a)の規定によって要求される手引書に代えて、船上における保守計画を認めることができる。

(3) つり索の保守

進水に使用するつり索は、三十箇月を超えない間隔で両端を入れ替え、及びつり索の劣化により必要となったとき又は五年を超えない間隔のうちいずれか早いときに新しいものと取り替える。

(4) 予備品及び修理器具

著しく摩損し、又は消耗しやすく、定期的に取り替える必要のある救命設備及びその部品には、予備品及び修理器具を備える。

(5) 週ごとの点検

次の試験及び点検を、週ごとに行う。

(a) 全ての救命用の端艇及びいかだ、救助艇並びに進水装置については、直ちに使用することができることを確保するため、視覚による点検を行う。

(b) 救命艇及び救助艇の全ての機関については、その周囲の温度が機関の始動に必要な最低温度よりも高い場合には、合計三分間以上、前後進させる。

(c) 一般非常警報装置の試験を行う。

(6) 月ごとの点検

救命設備（救命艇の艤装品を含む。）の点検は、当該設備が完全かつ良好な状態にあることを確保するため、点検表を用いて月ごとに行う。点検の報告は、航海日誌に記録する。

(7) 膨張式救命いかだ、膨張式救命胴衣及び膨張型救助艇の整備

(a) 膨張式救命いかだ及び膨張式救命胴衣の整備については、次のとおりとする。

(i) 十二箇月を超えない間隔で行う。ただし、主管庁は、適当かつ合理的であると認められる場合には、この期間を十七箇月まで延長することができる。

(ii) 膨張式救命いかだ及び膨張式救命胴衣を整備する能力を有し、適切な整備施設を維持し、並びに適切に訓練された要員のみを用いる承認された整備事業所で行う。

(b) 膨張型救助艇の全ての修理及び保守は、製造者の手引書に従って行う。応急修理は、漁船の船上で行うことができる。ただし、恒久的修理は、承認された整備事業所で行う。

(8) 水圧式離脱装置の定期的整備

使い捨て式の水圧式離脱装置は、使用期限の満了の日が経過したときに取り替える。水圧式離脱装置が使い捨て式のものでない場合には、当該水圧式離脱装置の整備については、次のとおりとする。

(a) 十二箇月を超えない間隔で行う。ただし、主管庁は、適當かつ合理的であると認められる場合には、この期間を十七箇月まで延長することができる。

(b) 水圧式離脱装置を整備する能力を有し、適切な整備施設を維持し、及び適切に訓練された要員のみを用いる整備事業所で行う。

(9) 漁獲操業の性質上、(7)及び(8)に定める要件に適合することが困難な漁船の場合には、主管庁は、整備の間隔を二十四箇月まで延長することを認めることができる。ただし、これらの規定に規定する設備及び装置に関し、次の整備の時期まで十分な状態を維持するように製造され、及び措置が講じられていると主管庁が認める場合に限る。

#### C部 救命設備の要件

##### 第十七規則 救命艇の一般要件

#### (1) 救命艇の構造

(a) 救命艇は、適正に造るものとし、また、荒れている海面において十分な復原性を有し、並びに人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載したときに十分なフリーボードを有する形状及び寸法比のものとする。救命艇は、固型の

艇体を有するものとし、また、静穏な水面において直立状態で、人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載し、並びに喫水線下の一箇所に穴が開いたときに、浮力材の損失がなく、及び他に損傷がないと仮定して、正の復原力を維持することができるものとする。

(b) 救命艇は、人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載したときに水上に安全に降ろすことができる十分な強度を有するものとする。

(c) 艇体及び固型の天幕は、難燃性又は不燃性のものとする。

(d) 着席するためにスオート、ベンチ又は固定された椅子を備えるものとし、これらは、救命艇の実行可能な限り低い位置に取り付ける。これらは、(2)(b)(i)に定める要件に適合して与えられる座席に一人当たり百キログラムとして定員を支えることができるように造る。

(e) 救命艇は、次の荷重を支える十分な強度を有するものであって、その荷重を除去するときに残留たわみが生じないものとする。

(i) 金属製の艇体を有する救命艇の場合には、人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載したときの当該救命艇の総質量の

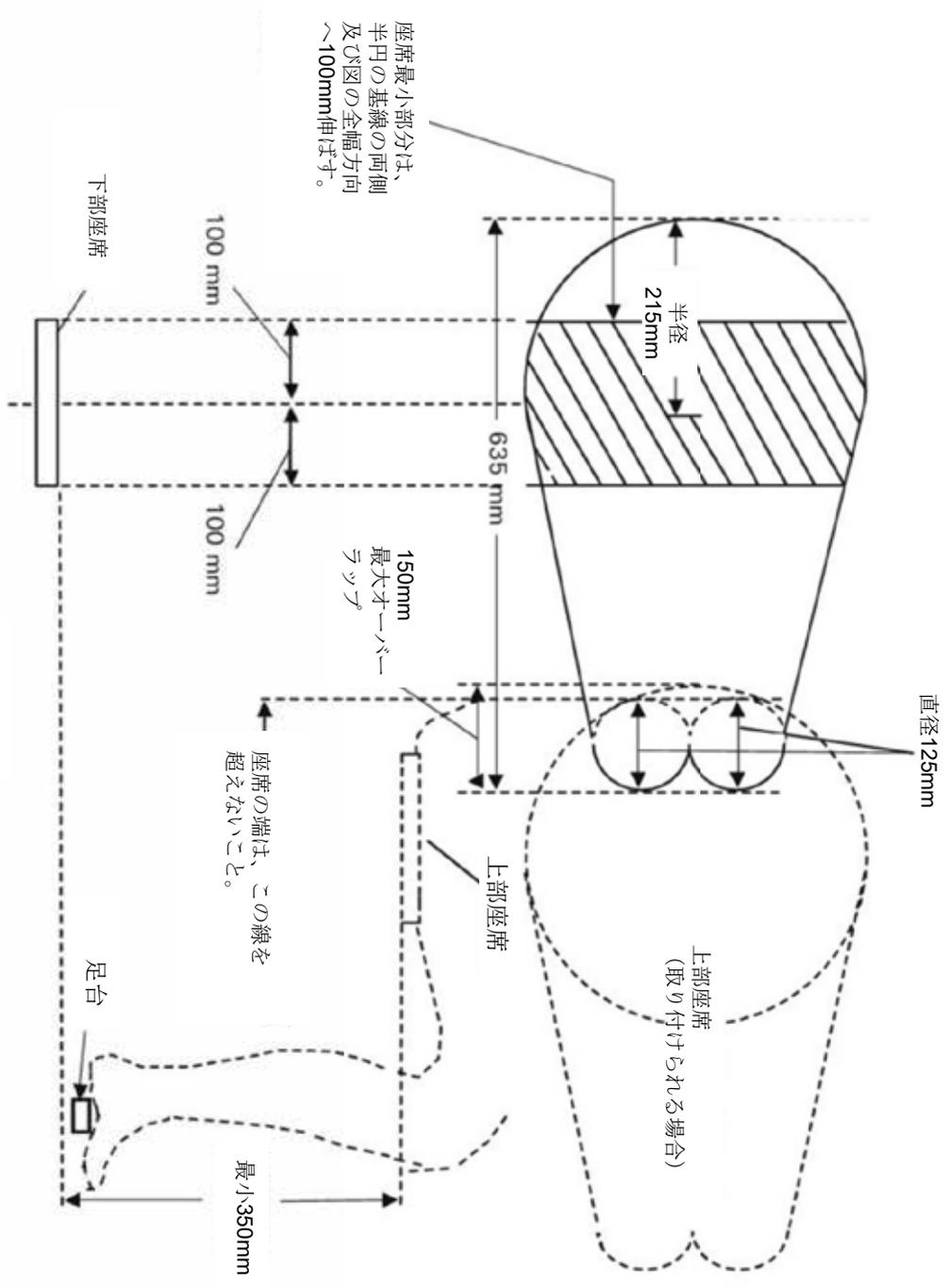
一・二五倍

- (ii) その他の救命艇の場合には、人及び艀装品を満載したときの当該救命艇の総質量の二倍
  - (f) 救命艇は、人及び艀装品を満載したときに、該当する場合にはスケート又は防舷材を所定の位置に取り付けた状態で、少なくとも毎秒三・五メートルの衝撃速度による船側への横方向の衝突及び少なくとも三メートルの高さからの水上への投下に耐える十分な強度を有するものとする。
  - (g) 床表面と床面の五十パーセントを超える覆い又は天幕の内側との垂直距離は、次のとおりとする。
    - (i) 九人以下の人員を収容することを認められる救命艇については、一・三メートル以上
    - (ii) 二十四人以上の人員を収容することを認められる救命艇については、一・七メートル以上
    - (iii) 九人から二十四人までの間の人員を収容することを認められる救命艇については、一・三メートルと一・七メートルとの間の一次補間法で得られた距離以上
- (2) 救命艇の収容能力
- (a) 百五十人を超える人員を収容する救命艇は、承認してはならない。
  - (b) 救命艇に収容することを認められる人数は、次の数のうちいずれか小さい方の数とする。
    - (i) 一人当たりの平均質量を七十五キログラムとし、全ての者が救命胴衣を着用するものとして、救命

艇の推進装置及び艀<sup>ぎ</sup>装品の操作を妨げることなく、通常的位置に着席することができる人数

(ii) 第一図による着席配置によって得ることができる座席数。足台が取り付けられており、脚部に十分な空間を有し、及び上部座席と下部座席との間に三百五十ミリメートル以上の垂直距離がある場合には、第一図に示す着席配置は、重複することができる。

(c) 各着席位置は、救命艇内において明確に表示する。



第1図

(3) 救命艇への乗込み

(a) 漁船の救命艇は、乗込みの指示が出た時から三分以内に定員が乗り込むことができるように配置する。救命艇は、また、迅速に降りることができるものとする。

(b) 救命艇には、水中にいる人が救命艇に乗り込むことができるように、救命艇のいずれの側においても使用することができる乗込用のはしごを備える。当該はしごの最下段は、救命艇の軽喫水線から〇・四メートル以上の深さの所に設ける。

(c) 救命艇は、助けを必要とする者が海上から又は担架に乗ったまま乗り込むことができるように配置する。

(d) 人が歩く全ての表面は、滑り止め仕上げとする。

(4) 救命艇の浮力

救命艇は、固有の浮力を有するものとし、又は浸水して海水に洗われている場合に艀装品ぎを満載した状態の救命艇を浮かすために十分な固有の浮力材（海水、油又は油製品によって悪影響を受けないもの）を取り付ける。さらに、救命艇に収容することを認められる人数につき一人当たり二百八十二ニュートンの浮

力に等しい追加の固有の浮力材を取り付ける。浮力材は、第一文及び第二文の規定によって要求される浮力材に追加する場合を除くほか、艇体の外部に取り付けてはならない。

(5) 救命艇のフリーボード及び復原性

救命艇は、救命艇に収容することを認められる人数の五十パーセントに相当する数の人員が中心線の片側の通常的位置に着席した場合において、喫水線から浸水するおそれのある最低位の開口までを測って、少なくとも救命艇の長さの一・五パーセントに相当する長さ又は百ミリメートルのうちいずれか大きい方の長さのフリーボードを有する。

(6) 救命艇の推進

(a) 救命艇には、圧縮点火機関により動力を供給する。いかなる圧縮点火機関も、その燃料の引火点が摂氏四十三度以下（密閉容器試験による。）の場合には、救命艇に使用してはならない。

(b) 圧縮点火機関には、手動始動装置又は独立した再充電し得る二の動力源を有する動力始動装置を備える。さらに、必要な始動補助装置も備える。当該圧縮点火機関の始動装置及び始動補助装置は、主管庁が救命艇を積載する漁船が常時従事する特定の航海を考慮して他の温度が適当であると認める場合を除

くほか、摂氏零下十五度の周囲の温度で当該圧縮点火機関を始動させるための操作を開始してから二分以内に当該圧縮点火機関を始動するものとする。始動装置は、当該圧縮点火機関のケーシング、スォートその他の障害物に妨げられてはならない。

(c) 圧縮点火機関は、救命艇を水面から離して、冷えた状態から始動した後、五分以上作動することができるものとする。

(d) 圧縮点火機関は、救命艇がクランク軸の中心線まで浸水している場合に作動することができるものとする。

(e) プロペラ軸系については、プロペラを圧縮点火機関から切り離すことができるように措置をとる。救命艇を前後進させるための装置を取り付ける。

(f) 排気管は、圧縮点火機関が正常に作動する際に、当該圧縮点火機関に水が浸入することを防ぐように配置する。

(g) 救命艇は、水中にいる人の安全及び浮遊物による推進装置の損傷の可能性について十分な考慮を払って設計する。

- (h) 救命艇の前進速力は、静穏な水面において人及び艀装品<sup>ぎ</sup>を満載し、かつ、全ての機関駆動の補機を作動させているときに、少なくとも六ノット、また、この場合において人及び艀装品<sup>ぎ</sup>を満載した状態の二十五人用の救命いかだ又はその同等物をえい航するときに、少なくとも二ノットとする。二十四時間以上六ノットの速力で人及び艀装品<sup>ぎ</sup>を満載した救命艇を走らせるために、漁船が運航する海域において予想される温度の範囲における使用に適した十分な燃料を備える。
- (i) 救命艇の機関及び動力伝達装置並びに機関の附属品は、難燃性のケーシング又は類似の保護を与える他の適切な設備によって閉囲する。これらの設備は、また、人を高温の又は回転する部分に誤って接触することから保護し、かつ、機関を風雨及び海水にさらされることから保護するものとする。機関の騒音を減少させる適切な措置をとる。始動用電池には、電池の底部及び側部の周囲に水密の囲いを形成するケーシングを備える。電池のケーシングには、必要なガスの通気を行う固く締まる蓋を取り付ける。
- (j) 救命艇の機関及びその附属品は、救命艇内で使用する無線救命設備の作動を機関の作動によって妨げないように、電磁波の発射を制限するように設計する。
- (k) 全ての機開始動用、無線用及び探照灯用の電池を再充電するための装置を備える。無線用の電池は、

機関の始動のための電力の供給に使用してはならない。五十五ボルト以下の供給電圧で漁船の電源から救命艇の電池を再充電するための装置であつて、救命艇の乗艇場所において漁船との接続を切り離すことができるものを備える。

(1) 機関を始動し、かつ、作動させるための防水した指導書を備えるものとし、当該指導書は、機関の始動を制御する場所の近くを目につきやすい場所に掲示する。

(7) 救命艇の取付物

(a) 救命艇には、艇体の最下点の近くに取り付けた少なくとも一のドレン弁を備える。当該弁は、救命艇が水上にないときは艇体から排水するため自動的に開くものとし、また、救命艇が水上にあるときは水の浸入を防ぐため自動的に閉じるものとする。各ドレン弁には、弁を閉じるための蓋又は栓を取り付けるものとし、これらの蓋又は栓は、索、鎖又は他の適当な手段によつて救命艇に取り付ける。ドレン弁は、救命艇の内部から容易に近づくことができるものとし、また、その位置について明確に表示する。

(b) 救命艇には、かじ及びチラーを取り付ける。舵輪又は他の遠隔操舵装置も設ける場合には、チラーは、当該操舵装置が故障したときにかじを制御することができるものとする。かじは、恒久的に救命艇

に取り付ける。チラーは、ラダー・ストックに恒久的に取り付け、又は連結するものとする。ただし、救命艇が遠隔操舵装置だを有する場合には、チラーは、取り外すことができるものとして、ラダー・ストックの近くに確実に積み付けることができる。かじ及びチラーは、離脱装置又はプロペラの作動によって損傷しないように配置する。

(c) かじ及びプロペラの近くを除くほか、浮揚性の救命索を救命艇の外周に取り付ける。

(d) 転覆した場合に自ら復原しない救命艇には、人が救命艇にすがりつくことができるよう、艇体下部に適当なハンドホールドを設ける。ハンドホールドは、救命艇から外れるおそれのある衝撃を受ける場合に、救命艇に損傷を与えることなく外れるように取り付け。

(e) 救命艇には、(8)の規定によって要求される艤装品ぎさうひんのうち、小型の品目、水及び食糧を保管するために十分な水密の箱又は区画室を備える。集めた雨水を貯蔵するための装置を備える。

(f) つり索によって進水する救命艇には、次の要件に適合する離脱装置を取り付ける。

(i) 離脱装置には、全てのフックを同時に解放するように措置をとること。

(ii) 離脱装置は、次の二の離脱能力を有すること。

- (1) 救命艇が水上にあるとき又はフックに荷重がかかっているときに救命艇を離脱させる通常の離脱能力
- (2) フックに荷重がかかっているときに救命艇を離脱させる負荷離脱能力。当該離脱能力は、救命艇が水上にあるときの無負荷の状態から人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載した状態の救命艇の総質量の一・一倍の荷重を受ける状態までのあらゆる荷重条件において、救命艇を離脱させるものとする。当該離脱能力は、誤った又は尚早な使用に対し、十分に保護する。
- (iii) 離脱制御器は、その周囲と対照的な色を用い明確に表示すること。
- (iv) 離脱装置は、救命艇の質量がつり索間に均等にかかっていると仮定して、使用材料の極限強度に対する安全係数を六として設計すること。
- (g) 救命艇には、前方のもやい綱に張力がかかっているときに当該もやい綱を離脱し得る離脱装置を取り付ける。
- (h) 分離した空中線を有する固定式双方向VHF無線電話装置を取り付ける救命艇には、当該空中線をその使用する位置に有効に設置し、及び定着させるための設備を備える。

- (i) 漁船の船側から進水する救命艇は、進水を容易にし、及び救命艇への損傷を防止するために必要なスケート及び防舷材を有する。
- (j) 大気の澄んだ暗い夜において、十二時間以上、少なくとも二海里の距離から視認し得る手動により制御する灯を救命艇の天幕又は覆いの頂部に取り付ける。当該灯が閃光灯である場合には、十二時間の作動時間のうち最初の二時間は、毎分五十回以上の割合で閃光を発するものとする。
- (k) 灯その他の光源は、生存する方法を示す指導書及び艤装品の操作手引書を読むことができるように十時間以上照明を提供するために救命艇の内部に取り付ける。ただし、油灯は、この目的のために使用してはならない。
- (l) 救命艇は、別段の明示の定めがない限り、有効なあくみの装置を備え、又は自動的にあくみができるとする。
- (m) 救命艇には、安全な進水及び操船のために制御位置及び操舵位置から前後及び両側への十分な視界を有するように措置をとる。

(8) 救命艇の艤装品

この(8)の規定又はこの章の他の規定によって要求される救命艇の艤装品は、防舷に用いるために定着させないボート・フックを除くほか、縛り付け、箱又は区画室における保管、ブラケット又は類似の取付装置による保管その他の適切な手段によって救命艇内に定着させる。艤装品は、船体放棄の手順を妨げることがないように方法で定着させる。救命艇の艤装品は、できる限り小型のかつ質量の小さいものとし、かさばらない適当な形にまとめる。別段の定めがある場合を除くほか、救命艇の標準艤装品は、次の物から成る。

- (i) 静穏な水面において前進するために十分な浮揚性のオール。トール・ピン、クラッチ又はこれらと同等の装置を各オールに対して備える。トール・ピン又はクラッチは、索又は鎖によって救命艇に取り付ける。
- (ii) 二のボート・フック
- (iii) 浮揚性の一のあかくみ及び二のバケツ
- (iv) 生存する方法を示す指導書
- (v) 夜光性を有し、又は適当な照明装置を備える効果的なコンパスを入れた一のビナクル。全閉囲型の

救命艇においては、ビナクルは、操舵位置に恒久的に取り付ける。他の救命艇においては、ビナクルは、適当な取付装置を備える。

- (vi) 耐衝撃性の一の索及びぬれたときにしっかりとつかむことができる一の引き綱を取り付けた適当な大きさの一のシー・アンカー。シー・アンカー並びにその索及び引き綱の強度は、あらゆる海面状態に対して適するものとする。

- (vii) 救命艇の積付位置から最小航海状態における喫水線までの距離の二倍又は十五メートルのうちいずれか大きい方の長さ以上の二の効果的なもやい綱。(7)(g)の規定によって要求される離脱装置に取り付ける一のもやい綱は、救命艇の前端に配置するものとし、他の一は、救命艇の船首又はその近くに確実に取り付け、直ちに使用することができるようにしておく。

- (viii) 救命艇の各端に、それぞれ一の手おの

- (ix) 救命艇に収容することを認められる人員一人当たり合計三リットルの清水を入れた水密容器。このうち一人当たり一リットルの清水は、二日間で同量の飲料水を供給し得る海水脱塩装置をもって代えることができる。

- (x) 索付きのさびない一のひしゃく
- (xi) さびない一の目盛付コップ
- (xii) 救命艇に收容することを認められる人員一人当たり合計一万キロジュール以上の食糧。当該食糧は、気密に包装し、かつ、水密容器に収納する。
- (xiii) 第二十九規則に定める要件に適合する四の落下傘付信号
- (xiv) 第三十規則に定める要件に適合する六の手用信号炎
- (xv) 第三十一規則に定める要件に適合する二の発煙浮信号
- (xvi) モールス符号の発信に適した一の水密電気灯並びに水密容器に収納した一組の予備電池及び一の予備電球
- (xvii) 一の日光信号鏡並びに船舶及び航空機に発信するためのその使用に関する手引書
- (xviii) 防水カードになっており、又は水密容器に収納されている千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第五章第八規則に定める救命信号の一の説明表
- (xix) 一の笛又は同等の音響信号器

- (xx) 使用した後に堅固に閉じることができる水密容器に収納した一式の応急医療具
- (xxi) 人員一人当たり六服の船酔い薬及び一の船酔いのための袋
- (xxii) 索によって救命艇に取り付けた一のジャック・ナイフ
- (xxiii) 三の缶切
- (xxiv) 長さ三十メートル以上の浮揚性の索に結び付けられた二の浮輪
- (xxv) 一の手動ポンプ
- (xxvi) 一式の釣道具
- (xxvii) 機関及びその附属品の簡単な調整をするための十分な工具
- (xxviii) 油火災の消火に適した持運び式消火器
- (xxix) 救命艇から百八十メートル離れた幅十八メートルの明るい色の物体を夜間に合計六時間有効に照明  
 することができ、かつ、三時間以上連続して使用することができる一の探照灯
- (xxx) 効果的な一のレーダー反射器（救命艇が救命用の端艇及びいかだ用レーダー・トランスポンダを積  
 み付けていない場合に限る。）

(xxi) 救命艇に收容することを認められる人数の十パーセントに相当する数の人員に十分な数（少なくとも二とする。）の第二十六規則に定める要件に適合する保温具

(xxii) 主管庁が(xii)及び(xvi)に掲げる品目を必要としないと認める程度の性質及び期間の航海に従事する漁船については、主管庁は、これらの品目を省略することを認めることができる。

(9) 救命艇の表示

(a) 救命艇には、その寸法及び收容することを認められる人数について、明確なかつ消えない文字で表示する。

(b) 救命艇には、その属する漁船の船名及び船籍港について、ローマ字のブロック字体の大文字で船首の両側に表示する。

(c) 救命艇には、その属する漁船を特定するための手段及び救命艇の番号について、できる限り上方から視認し得るような方法で表示する。

第十八規則 自己復原部分閉囲型の救命艇

(1) 自己復原部分閉囲型の救命艇は、第十七規則に定める要件に適合するものとし、さらに、この規則に定

める要件に適合する。

(2) 覆い

(a) 船首から自己復原部分閉囲型の救命艇の長さの二十パーセントに相当する長さ以上及び当該救命艇の船尾から当該救命艇の長さの二十パーセントに相当する長さ以上に及ぶ恒久的に取り付けた固型の天幕を備える。

(b) 固型の天幕は、二の保護された場所を形成する。保護された場所が隔壁を有している場合には、当該保護された場所は、イマーシジョン・スーツ又は暖かい衣類及び救命胴衣の着用者が容易に出入りすることができ十分な大きさの開口を有する。保護された場所の内側の高さは、自己復原部分閉囲型の救命艇の船首及び船尾において人が座席に容易に達するために十分なものとする。

(c) 固型の天幕は、人工的な照明を必要としないように、開口又は天幕を閉じた状態で自己復原部分閉囲型の救命艇の中に十分な日光を入れる窓又は半透明のパネルを設けるように措置をとる。

(d) 固型の天幕は、自己復原部分閉囲型の救命艇の外側を動く人が確実につかむことができる手すりを有する。

- (e) 自己復原部分閉囲型の救命艇の開放部分には、次の要件を満たす恒久的に取り付けた折りたたみ可能な天幕を取り付ける。
  - (i) 二分以内に、二人以下の人によって容易に展張することができること。
  - (ii) 空気層によって分離された二層以上の材料又は他の同等に効果的な手段により、冷気から乗員を保護するために断熱されていること。
- (f) 天幕及び固型の天幕によって形成される覆いは、次の要件を満たすものとする。
  - (i) 乗員が覆いから離れることなく進水及び揚収のための操作ができること。
  - (ii) 両端及び両側に乗込口を有すること。各乗込口に、通気を可能にするが、海水、風及び冷気を遮断するように、内部及び外部から容易かつ迅速に開閉することができる効果的かつ調節可能な閉鎖装置を備える。乗込口を開いた状態及び閉じた状態に確実に保持するための装置を備える。
  - (iii) 天幕を展張し、かつ、全ての乗込口を閉じた状態で、乗員のために十分な空気を常に入れることができること。
  - (iv) 雨水を集めるための装置を有すること。

- (v) 天幕及び固型の天幕の外側並びに自己復原部分閉囲型の救命艇の天幕に覆われる部分の内側が、極めて見やすい色であること。保護された場所の内側は、乗員に対して不快感を与えない色とする。
  - (vi) 自己復原部分閉囲型の救命艇をこぐことができること。
- (3) 転覆及び復原
- (a) 安全ベルトは、表示された各着席位置に取り付ける。安全ベルトは、自己復原部分閉囲型の救命艇が転覆したときに百キログラムの質量の人を着席位置に確実に保持するように設計する。
  - (b) 自己復原部分閉囲型の救命艇の復原性は、人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載し、又はこれらのものの一部を積載し、並びに人が安全ベルトにより保持されているときに、固有又は自動的に自己復原するものとする。
- (4) 推進
- (a) 機関及び動力伝達装置は、舵手<sup>だ</sup>の位置から制御する。
  - (b) 機関及び機関設備は、転覆中のいかなる状態においても作動することができ、かつ、自己復原部分閉囲型の救命艇が直立状態に戻った後も作動し続けるものとし、又は転覆の際に自動的に停止し、かつ、当該救命艇が直立状態に戻り、及び水が当該救命艇から排出された後に容易に再始動するものとする。

燃料装置及び潤滑油装置の設計は、転覆中、機関からの燃料の漏れを防ぎ、かつ、潤滑油の漏れが二百五十ミリリットルを超えることを防ぐものとする。

- (c) 空冷式の機関は、自己復原部分閉囲型の救命艇の外部から冷却用の空気を吸気し、及び外部へ排気する管装置を有する。当該救命艇の内部から冷却用の空気を吸気し、及び内部へ排気することができようにするための手動により操作するダンパーを設ける。

(5) 構造及び防舷

- (a) 第十七規則(1)(f)の規定にかかわらず、自己復原部分閉囲型の救命艇は、人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載したときに、毎秒三・五メートル以上の衝撃速度による船側への衝突によって生ずる危険な加速度に対する保護を確保するように造り、かつ、防舷するものとする。

- (b) 自己復原部分閉囲型の救命艇は、自動的にあかくみができるものとする。

第十九規則 全閉囲型の救命艇

- (1) 全閉囲型の救命艇は、第十七規則に定める要件に適合するものとし、さらに、この規則に定める要件に適合する。

## (2) 覆い

全閉囲型の救命艇には、当該救命艇を完全に覆う次の要件を満たす固型の水密の覆いを設ける。

- (i) 熱気及び冷気から乗員を保護すること。
- (ii) 全閉囲型の救命艇への出入りは、当該救命艇を水密に閉じることができるハッチによって行うこと。
- (iii) ハッチは、乗員が覆いから離れることなく進水及び揚収のための操作ができるように配置すること。
- (iv) 出入用のハッチは、内部及び外部から開閉することができ、また、ハッチを開いた状態に確実に保持するための装置を備えること。
- (v) 全閉囲型の救命艇をこぐことができること。
- (vi) 全閉囲型の救命艇がハッチを閉じ、著しい水の流入がない状態で転覆したときに、全ての艀<sup>ぎ</sup>装品、機関及び定員を含む当該救命艇の総質量を支えることができること。
- (vii) 人工的な照明を必要としないように、ハッチを閉じた状態で全閉囲型の救命艇の中に十分な日光を

入れる窓又は半透明のパネルを両舷に設けること。

(viii) 当該覆いの外側が極めて見やすい色であり、また、その内側が乗員に対して不快感を与えない色であること。

(ix) 手すりは、全閉囲型の救命艇の外側を動く人が確実につかむことができ、かつ、乗降の助けとなるものであること。

(x) スオート又は他の障害物を越えることなく、人が乗込口から座席に達することができること。

(xi) 乗員は、全閉囲型の救命艇の機関によって生ずるおそれのある危険な低い気圧の影響から保護されること。

### (3) 転覆及び復原

(a) 安全ベルトは、表示された各着席位置に取り付ける。安全ベルトは、全閉囲型の救命艇が転覆したときに百キログラムの質量の人を着席位置に確実に保持するように設計する。

(b) 全閉囲型の救命艇の復原性は、人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載し、又はこれらのものの一部を積載し、全ての乗込口及び開口を水密に閉じ、並びに人が安全ベルトにより保持されているときに、固有又は自動的に自

己復原するものとする。

(c) 全閉囲型の救命艇は、第十七規則(1)(a)に規定する損傷状態にあるときに、定員及び全ての艤装品ぎさうひんを支えることができるものとし、また、当該救命艇の復原性は、転覆したときに、乗員が水上に脱出することができ、状態に自動的になるものとする。

(d) 機関の全ての排気管、空気管その他の開口の設計は、全閉囲型の救命艇が転覆し、かつ、復原するとき、水が機関に流入しないものとする。

(4) 推進

(a) 機関及び動力伝達装置は、舵手だての位置から制御する。

(b) 機関及び機関設備は、転覆中のいかなる状態においても作動することができ、かつ、全閉囲型の救命艇が直立状態に戻った後も作動し続けるものとし、又は転覆の際に自動的に停止し、かつ、当該救命艇が直立状態に戻った後に容易に再始動するものとする。燃料装置及び潤滑油装置の設計は、転覆中、機関からの燃料の漏れを防ぎ、かつ、潤滑油の漏れが二百五十ミリリットルを超えることを防ぐものとする。

(c) 空冷式の機関は、全閉囲型の救命艇の外部から冷却用の空気を吸気し、及び外部へ排気する管装置を有する。当該救命艇の内部から冷却用の空気を吸気し、及び内部へ排気することができるようにするた  
めの手動により操作するダンパーを設ける。

(5) 構造及び防舷

第十七規則(1)(f)の規定にかかわらず、全閉囲型の救命艇は、人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載したときに、毎秒三・五メートル以上の衝撃速度による船側への衝突によって生ずる危険な加速度に対する保護を確保するように造り、かつ、防舷するものとする。

(6) 自由降下進水式の全閉囲型の救命艇

自由降下進水式の全閉囲型の救命艇は、漁船が十度まで縦傾斜し、かつ、いずれかの側に二十度以上横傾斜している不利な状態において、人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載したときに、少なくとも最小航海状態における喫水線から計画上の積付位置までの最大の高さから進水することによって生ずる危険な加速度から保護することができるよう造る。

第二十規則 救命いかだの一般要件

## (1) 救命いかだの構造

- (a) 救命いかだは、あらゆる海面状態において水上で三十日間風雨等にさらされることに耐えることができるように造る。
- (b) 救命いかだは、十八メートルの高さから水上に投下した場合に救命いかだ及びその艀装品ぎが十分に機能するように造る。救命いかだが最小航海状態における喫水線から十八メートルを超える高さに積み付けられる場合には、少なくともその高さからの投下試験において満足な結果が得られた型のものとする。
- (c) 浮いている救命いかだは、天幕を展張した場合及び展張しない場合の双方の場合において、当該救命いかだの床から少なくとも四・五メートルの高さからの救命いかだの上への繰り返し飛び降りに耐えることができるものとする。
- (d) 救命いかだ及びその取付物は、救命いかだが人及び艀装品ぎを満載し、かつ、一のシー・アンカーを使用しているときに静穏な水面において三ノットの速力でえい航することができるように造る。
- (e) 救命いかだは、乗員が風雨等にさらされることから保護する天幕を有するものとし、また、当該天幕

は、救命いかだが進水し、水上に浮かんだときに自動的に展張するものとする。天幕は、次の要件に適合するものとする。

- (i) 空気層によって分離された二層の材料又は他の同等に効果的な手段により、熱気及び冷気に対する断熱性を有すること。空気層に水がたまることを防ぐための手段を講ずる。
- (ii) 当該天幕の内側が、乗員に対して不快感を与えない色であること。
- (iii) 各乗入口について明確に表示するものとし、また、各乗入口に、通気を可能にするが、海水、風及び冷気を遮断するように、救命いかだの内部及び外部から容易かつ迅速に開くことができる効果的かつ調節可能な閉鎖装置を備える。八人を超える人員を収容する救命いかだは、正反対の位置にある少なくとも二の乗入口を有する。
- (iv) 乗入口を閉じた状態においても、乗員のために十分な空気を常に入れることができること。
- (v) 少なくとも一の監視窓を備えること。
- (vi) 雨水を集めるための装置を備えること。
- (vii) 当該天幕のあらゆる部分の下方に乗員が座るための十分な高さがあること。

(2) 救命いかだの最小収容能力及び質量

(a) 第二十一規則(3)又は第二十二規則(3)に定める要件に従って計算される収容能力が六人未満である救命いかだは、承認されない。

(b) 救命いかだが、第三十二規則に定める要件に適合する承認された進水装置によって進水するものであり、かつ、持運び可能なものであることを要しない場合を除くほか、救命いかだ並びにその容器及び艀ぎ装品の総質量は、百八十五キログラムを超えてはならない。

(3) 救命いかだの取付物

(a) 救命索は、救命いかだの内周及び外周に確実に取り付ける。

(b) 救命いかだには、その積付位置から最小航海状態における喫水線までの距離の二倍又は十五メートルのうちいずれか大きい方の長さ以上の効果的なもやい綱を取り付ける。

(4) ダビット進水式の救命いかだ

(a) (1)から(3)までに定める要件に加え、承認された進水装置によって使用する救命いかだは、次の要件を満たすものとする。

(i) 当該救命いかだが、人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載した状態で、その機能に影響を与える損傷なしに、毎秒三・五メートル以上の衝撃速度による船側への横方向の衝突及び三メートル以上の高さからの水上への投下に耐えることができること。

(ii) 当該救命いかだを乗艇甲板の船側に引き寄せ、かつ、乗込みの間に当該救命いかだを確実に保持するための装置を備えること。

(b) ダビット進水式の救命いかだは、乗込みの指示が出た時から三分以内に定員が乗り込むことができるように配置する。

(5) 艀<sup>ぎ</sup>装品

(a) 救命いかだの標準艀<sup>ぎ</sup>装品は、次の物から成る。

(i) 長さ三十メートル以上の浮揚性の索に結び付けられた一の浮輪

(ii) 浮揚性の柄及びこれに取り付けたひもを有する折りたたみ式でない一のナイフ。当該ナイフは、もやい綱が救命いかだに取り付けられている点の近くの天幕の外側にあるポケットに収納する。さらに、十三人以上の人員を収容することを認められる救命いかだには、当該ナイフに加え、折りたたみ

式でないことを要しない一のナイフを備える。

(iii) 十二人以下の人員を收容することを認められる救命いかだについては、浮揚性の一のあかきみ。十人以上の人員を收容することを認められる救命いかだについては、浮揚性の二のあかきみ

(iv) 二のスポンジ

(v) 耐衝撃性の索及び引き綱をそれぞれ有する二のシー・アンカー。その一は、予備のものとし、また、他の一は、救命いかだが膨張し、又は水上にあるときに、救命いかだが最も安定した状態で風の方に位置するように救命いかだに恒久的に取り付ける。シー・アンカー並びにその索及び引き綱の強度は、あらゆる海面状態に対して適するものとする。シー・アンカーには、その綱の両端にスイベルを取り付けるものとし、また、シー・アンカーは、シュラウド索の間で裏返しになるおそれがない種類のものとする。

(vi) 浮揚性の二のかい

(vii) 三の缶切。缶切のための特殊な刃を有する安全ナイフは、この(vii)に定める要件を満たすものとする。

- (viii) 使用した後に堅固に閉じることができる水密容器に収納した一式の応急医療具
- (ix) 一の笛又は同等の音響信号器
- (x) 第二十九規則に定める要件に適合する四の落下傘付信号
- (xi) 第三十規則に定める要件に適合する六の手用信号炎
- (xii) 第三十一規則に定める要件に適合する二の発煙浮信号
- (xiii) モールス符号の発信に適した一の水密電気灯並びに水密容器に収納した一組の予備電池及び一の予備電球
- (xiv) 効果的な一のレーダー反射器（救命いかだが救命用の端艇及びいかだ用レーダー・トランスポンダを積み付けていない場合に限る。）
- (xv) 一の日光信号鏡並びに船舶及び航空機に発信するためのその使用に関する手引書
- (xvi) 防水カードになっており、又は水密容器に収納されている千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書第五章第八規則に定める救命信号の一の説明表
- (xvii) 一式の釣道具

- (viii) 救命いかだに收容することを認められる人員一人当たり合計一万キロジュール以上の食糧。当該食糧は、気密に包装し、かつ、水密容器に収納する。
  - (ix) 救命いかだに收容することを認められる人員一人当たり合計一・五リットルの清水を入れた水密容器。このうち一人当たり〇・五リットルの清水は、二日間で同量の飲料水を供給し得る海水脱塩装置をもって代えることができる。
  - (xx) さびない一の目盛付コップ
  - (xxi) 救命いかだに收容することを認められる人員一人当たり六服の船酔い薬及び一の船酔いのための袋
  - (xxii) 生存する方法を示す指導書
  - (xxiii) 迅速な行動のための指導書
  - (xxiv) 救命いかだに收容することを認められる人数の十パーセントに相当する数の人員に十分な数（少なくとも二とする。）の第二十六規則に定める要件に適合する保温具
- (b) (a)の規定に従って艀装品<sup>ぎ</sup>を備える救命いかだについては、第二十一規則(7)(c)(v)及び第二十二規則(7)(vi)の規定によつて要求される表示は、ローマ字のブロック字体の大文字で「S O L A S A P A C K」

とする。

(c) 適当な場合には、艀<sup>ぎ</sup>装品は、容器に収納する。容器が救命いかだの一部又は救命いかだに恒久的に取り付けたものでない場合には、当該容器は、救命いかだの中に積み付け、かつ、定着させるものとし、また、収納物の損傷なしに少なくとも三十分間水上に浮くことができるものとする。

(6) 救命いかだの離脱浮揚装置

(a) もやい綱装置

救命いかだのもやい綱装置については、漁船と救命いかだとの間を連結するものとし、かつ、救命いかだが離脱したとき（膨張式救命いかだについては離脱し、かつ、膨張したとき）に、沈没しつつある漁船によって、当該救命いかだが水中に引きずり込まれないことを確保するよう措置をとる。

(b) ウイーク・リンク

ウイーク・リンクは、離脱浮揚装置に使用する場合には、次の要件を満たすものとする。

- (i) 救命いかだの容器からもやい綱を引き出すために要する力によって破断しないこと。
- (ii) 適当な場合には、救命いかだが膨張することができるよう十分な強度を有すること。

(iii) 二・二正負〇・四キロニュートンまでの範囲の張力で破断すること。

(c) 水圧式離脱装置

水圧式離脱装置は、離脱浮揚装置に使用する場合には、次の要件を満たすものとする。

(i) 水圧式離脱装置の作動不良を防止するような適切な材料で造ること。水圧式離脱装置の部品のみつきその他の金属被覆は、認めない。

(ii) 四メートルを超えない深さにおいて救命いかだを自動的に離脱すること。

(iii) 水圧式離脱装置が通常的位置にある場合に水圧室に水がたまることを防ぐドレン抜きを有すること。

(iv) 水圧式離脱装置が海水に洗われる場合に離脱することを防止するように造ること。

(v) 水圧式離脱装置の外側に型及び製造番号を恒久的に表示すること。

(vi) 製造年月日、型及び製造番号を示した文書又は証明板を備えること。

(vii) もやい綱装置に接続する部品は、もやい綱に要求される強度以上の強度を有すること。

(viii) 使い捨て式のものである場合には、使用期限の決定に関する手引書及び水圧式離脱装置にその期限

を表示するための手段を備えること。

## 第二十一規則 膨張式救命いかだ

(1) 膨張式救命いかだは、第二十規則に定める要件に適合するものとし、さらに、この規則に定める要件に適合する。

(2) 膨張式救命いかだの構造

(a) 主気室は、それぞれの逆止弁を通じて膨張する二以上の独立した気室に区画する。気室は、そのいずれか一が損傷し、又は膨張しない場合にも、他の正常な気室により膨張式救命いかだに収容することを認められる人数（一人当たりの質量を七十五キログラムとし、各人が通常の位置に着席したものとす。る。）を、膨張式救命いかだの全周に正のフリーボードを維持した状態で、支えることができるように配置する。

(b) 膨張式救命いかだの床は、防水性のものとし、また、次のいずれかの手段により冷温を十分に遮断するものとする。

(i) 一又は二以上の気室によること。その気室は、乗員によって膨張することができ、又は自動的に膨

張するものとし、かつ、乗員によって空気を抜き、及び再膨張することができるものとする。

(ii) 膨張によらない他の同等に効果的な手段

(c) 膨張式救命いかだは、毒性のないガスで膨張するものとする。膨張は、摂氏十八度から摂氏二十度までの範囲の周囲の温度で一分以内に、及び摂氏零下三十度の周囲の温度で三分以内に完了する。膨張式救命いかだは、膨張後、人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載したときにその形状を維持するものとする。

(d) 膨張可能な気室は、使用圧力の少なくとも三倍に等しい圧力に耐えることができ、かつ、安全弁又はガスの供給の制限のいずれかの方法により、使用圧力の二倍を超える圧力に達することを防ぐものとする。使用圧力を維持することができるように、(10)(a)(ii)の規定によって要求される充気ポンプ又はふいごを取り付けるための装置を備える。

(3) 膨張式救命いかだの収容能力

膨張式救命いかだに収容することを認められる人数は、次の数のうち最も小さい数とする。

(i) 膨張した主気室（支柱及びスオートを含まない。）の立方メートルで表した容積を $\circ \cdot \circ$ 九六で除して得た最大整数

(ii) 気室の最も内側までを測り、膨張式救命いかだの平方メートルで表した内部水平断面積（スオートを含む。）を〇・三七二で除して得た最大整数

(iii) 一人当たりの平均質量を七十五キログラムとし、全ての者が救命胴衣を着用したものとして、膨張式救命いかだの艀装品の操作を妨げることなく、十分な快適さ及び高さをもって着席することができる人数

(4) 膨張式救命いかだへの乗込み

(a) 少なくとも一の乗込口には、海中にいる人が膨張式救命いかだに乗り込むことができる半固定の乗込用のタラップを取り付けるものとし、また、当該乗込用のタラップには、損傷した場合に膨張式救命いかだが著しく収縮することを防ぐように措置をとる。一を超える乗込口を有するダビット進水式の膨張式救命いかだの場合には、乗込用のタラップは、引き寄せ索及び乗艇装置の反対側の乗込口に取り付ける。

(b) 乗込用のタラップを備えない乗込口は、乗込用のはしごを有するものとし、当該はしごの最下段は、膨張式救命いかだの軽喫水線から〇・四メートル以上の深さの所に設ける。

- (c) 膨張式救命いかだの内部には、人が乗込用のはしごから膨張式救命いかだに乗り込むことを助ける装置を備える。
- (5) 膨張式救命いかだの復原性
  - (a) 膨張式救命いかだは、完全に膨張して天幕を上にして浮いている場合に荒れている海面において安定性を有するように造る。
  - (b) 上下が逆さになったときの膨張式救命いかだの復原性は、荒れている海面及び静穏な水面において一人で反転させることができるものとする。
  - (c) 人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載したときの膨張式救命いかだの復原性は、静穏な水面において三ノットまでの速力でえい航することができるものとする。
- (6) 膨張式救命いかだの取付物
  - (a) 膨張式救命いかだに取り付けるための連結用具を含むもやい綱装置の破壊強度は、第二十規則(6)(b)の規定によって要求されるウィーク・リンクを除くほか、九人以上の人員を収容することを認められる膨張式救命いかだについては十キロニュートン以上、他の膨張式救命いかだについては七・五キロニュール

トン以上とする。膨張式救命いかだは、一人で膨張させることができるものとする。

- (b) 大気の澄んだ暗い夜において、十二時間以上、少なくとも二海里の距離から視認し得る手動により制御する灯を膨張式救命いかだの天幕の頂部に取り付ける。当該灯が閃光燈である場合には、十二時間の作動時間のうち最初の二時間は、毎分五十回以上の割合で閃光を発するものとする。灯は、海水電池又は乾式化学電池により給電されるものとし、膨張式救命いかだが膨張したときに自動的に照明するものとする。電池は、積み付けられた膨張式救命いかだ内の水又は湿気によって劣化しない種類のものとする。

- (c) 少なくとも十二時間継続して作動することができる手動により制御する灯を膨張式救命いかだの内部に取り付ける。当該灯は、膨張式救命いかだが膨張したときに自動的に照明するものとし、生存する方法を示す指導書及び艀装品の操作手引書を読むことができる十分な光度を有するものとする。

(7) 膨張式救命いかだの容器

- (a) 膨張式救命いかだは、次の要件を満たす容器に格納する。
- (i) 海上における激しい摩損に耐えるように造られていること。

- (ii) 漁船が沈没した際に容器の中からもやい綱を引き出し、及び膨張機構を作動させるため、膨張式救命いかだ及びその艀<sup>ぎ</sup>装品を格納した状態で十分な固有の浮力を有すること。
- (iii) 容器底部のドレン抜きを除くほか、実行可能な限り水密であること。
- (b) 膨張式救命いかだは、水上にある膨張式救命いかだが、その容器から離れた際にできる限り正常な状態で膨張するように、容器に格納する。
- (c) 容器には、次の事項について表示する。
  - (i) 製造者名又は商標
  - (ii) 製造番号
  - (iii) 承認を与えた当局の名称及び収容することを認められる人数  
S F V
  - (iv) S F V
  - (v) 格納されている非常用パックの種類
  - (vi) 最後に整備を受けた日
  - (vii) もやい綱の長さ

- (8) 膨張式救命いかだの表示
  - (ix) 進水のための指示
  - (viii) 喫水線からの最大で許容される積付けの高さ（投下試験の高さ及びもやい綱の長さによる。）
- (8) 膨張式救命いかだの表示
  - 膨張式救命いかだには、次の事項について表示する。
    - (i) 製造者名又は商標
    - (ii) 製造番号
    - (iii) 製造年月日
    - (iv) 承認を与えた当局の名称
    - (v) 最後に整備を受けた整備事業所の名称及び場所
    - (vi) 収容することを認められる人数。当該人数については、膨張式救命いかだの色とは対照的な色を用い、縦百ミリメートル以上の大きさの文字で、各乗込口の上に表示する。
- (9) ダビット進水式の膨張式救命いかだ
  - (a) 承認された進水装置を使用する膨張式救命いかだは、(1)から(8)までに定める要件に適合することに加

え、つりかぎ又はつり索によってつり下げられる場合には、次の荷重に耐えるものとする。

(i) 全ての安全弁を作動させない状態で、摂氏二十度正負三度までの範囲の周囲の温度及び膨張式救命いかだの安定した温度において、定員及び全ての艀装品の質量の四倍の荷重

(ii) 全ての安全弁を作動させた状態で、摂氏零下三十度の周囲の温度及び膨張式救命いかだの安定した温度において、定員及び全ての艀装品の質量の一・一倍の荷重

(b) 進水装置によって進水する膨張式救命いかだの固型容器は、格納された膨張式救命いかだが膨張し、かつ、進水する間及びその後において、容器又はその部品が海上に落下することを防ぐように定着させる。

(10) 膨張式救命いかだの追加の艀装品

(a) 第二十規則(5)の規定によって要求される艀装品に加え、膨張式救命いかだには、次の物を備える。

(i) 気室の破損を修理するための一式の修理用具

(ii) 一の充気ポンプ又はふいご

(b) 第二十規則(5)(a)(ii)の規定によって要求されるナイフは、安全ナイフとする。

## 第二十二規則 固型救命いかだ

- (1) 固型救命いかだは、第二十規則に定める要件に適合するものとし、さらに、この規則に定める要件に適合する。
- (2) 固型救命いかだの構造
  - (a) 固型救命いかだの浮力は、固型救命いかだの外周にできる限り近くに配置した承認された固有の浮力材により与えられるものとする。当該浮力材は、難燃性のものとし、又は難燃性の覆いによって保護する。
  - (b) 固型救命いかだの床は、水の浸入を防ぎ、乗員を水面上に有効に支え、かつ、冷温を遮断するものとする。
- (3) 固型救命いかだの収容能力  
固型救命いかだに収容することを認められる人数は、次の数のうち最も小さい数とする。
  - (i) 浮力材の立方メートルで表した容積に、一から浮力材の比重を引いた係数を乗じて、それを○・○九六で除して得た最大整数

- (ii) 固型救命いかだの床の平方メートルで表した水平断面積を〇・三七二で除して得た最大整数
  - (iii) 一人当たりの平均質量を七十五キログラムとし、全ての者が救命胴衣を着用したものととして、固型救命いかだの艀装品ぎざうひんの操作を妨げることなく、十分な快適さ及び高さをもって着席することができる
- 人数

(4) 固型救命いかだへの乗込み

- (a) 少なくとも一の乗込口には、海中にいる人が固型救命いかだに乗り込むことができる固型の乗込用のタラップを取り付ける。一を超える乗込口を有するダビット進水式の固型救命いかだの場合には、乗込用のタラップは、引き寄せ索及び乗艇装置の反対側の乗込口に取り付ける。

- (b) 乗込用のタラップを備えない乗込口は、乗込用のはしごを有するものとし、当該はしごの最下段は、固型救命いかだの軽喫水線から〇・四メートル以上の深さの所に設ける。

- (c) 固型救命いかだの内部には、人が乗込用のはしごから固型救命いかだに乗り込むことを助ける装置を備える。

(5) 固型救命いかだの復原性

(a) 固型救命いかだは、いずれの面を上にして浮いている場合においても安全に使用することができる場合を除くほか、自動的に反転し、又は荒れている海面及び静穏な水面において一人で容易に反転させることができる強度及び復原性を有するものとする。

(b) 人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載したときの固型救命いかだの復原性は、静穏な水面において三ノットまでの速力でえい航することができるものとする。

(6) 固型救命いかだの取付物

(a) 固型救命いかだには、効果的なもやい綱を取り付ける。固型救命いかだに取り付けるための連結用具を含むもやい綱装置の破壊強度は、第二十規則(6)(b)の規定によって要求されるウィーク・リンクを除くほか、九人以上の人員を収容することを認められる固型救命いかだについては十キロニュートン以上、他の固型救命いかだについては七・五キロニュートン以上とする。

(b) 大気の澄んだ暗い夜において、十二時間以上、少なくとも二海里の距離から視認し得る手動により制御する灯を固型救命いかだの天幕の頂部に取り付ける。当該灯が閃光<sup>せん</sup>灯である場合には、十二時間の作動時間のうち最初の二時間は、毎分五十回以上の割合で閃光<sup>せん</sup>を発するものとする。灯は、海水電池又は

乾式化学電池により給電されるものとし、固型救命いかだの天幕が展張したときに自動的に照明するものとする。電池は、積み付けられた固型救命いかだ内の水又は湿気によって劣化しない種類のものとする。

(c) 少なくとも十二時間継続して作動することができると手動により制御する灯を固型救命いかだの内部に取り付ける。当該灯は、固型救命いかだの天幕が展張したときに自動的に照明するものとし、生存する方法を示す指導書及び艤装品ぎざうひんの操作手引書を読むことができる十分な光度を有するものとする。

(7) 固型救命いかだの表示

固型救命いかだには、次の事項について表示する。

- (i) 固型救命いかだの属する漁船の船名及び船籍港
- (ii) 製造者名又は商標
- (iii) 製造番号
- (iv) 承認を与えた当局の名称
- (v) 收容することを認められる人数。当該人数については、固型救命いかだの色とは対照的な色を用

い、縦百ミリメートル以上の大きさの文字で、各乗込口の上に表示する。

(vi) S F V

(vii) 格納されている非常用パックの種類

(viii) もやい綱の長さ

(ix) 喫水線からの最大で許容される積付けの高さ（投下試験の高さ）

(x) 進水のための指示

(8) ダビット進水式の固型救命いかだ

承認された進水装置を使用する固型救命いかだは、(1)から(7)までに定める要件に加え、つりかぎ又はつり索によってつり下げられる場合には、定員及び全ての艀<sup>ぎ</sup>装品の質量の四倍の荷重に耐えるものとする。

### 第二十三規則 救助艇

(1) 一般要件

(a) 救助艇は、この規則の規定による場合を除くほか、第十七規則(1)から(7)(d)まで、(7)(f)、(g)、(i)及び(1)並びに(9)に定める要件に適合するものとする。

- (b) 救助艇は、固型又は膨張型のいずれか又はその双方の組合せの構造のものとし、次の要件を満たすものとする。
- (i) 長さ三・八メートル以上八・五メートル以下であること。ただし、漁船の大きさその他の理由によつてこの長さの救助艇の積載が不合理又は実行不可能である場合には、主管庁は、長さ三・八メートル未満（三・三メートルを下回つてはならない。）の救助艇を認めることができる。
- (ii) 少なくとも着席した者五名及び横臥<sup>が</sup>した者一名又は救助艇の長さが三・八メートル未満の場合には、主管庁が定めるこれより少ない人数を収容することができること。
- (c) 救助艇に収容することを認められる人数は、主管庁が決定する。
- (d) 固型及び膨張型を組み合わせた構造の救助艇は、主管庁の認めるところにより、この規則の適当な要件に適合するものとする。
- (e) 救助艇には、適当な舷弧を有する場合を除くほか、救助艇の長さの十五パーセントに相当する長さ以上及び船首カバーを設ける。
- (f) 救助艇は、六ノットまでの速力で操船することができ、かつ、六ノットの速力を少なくとも四時間維持

持することができるものとする。

(g) 救助艇は、水中から人を回収することができ、救命いかだを集結し、並びに漁船に積載する最大の救命いかだであつて人及び艀装品を満載したもの又はその同等物を少なくとも二ノットの速力でえい航するため、十分な運動性及び操縦性を荒れている海面において有する。

(h) 救助艇には、船内機又は船外機を取り付ける。船外機を取り付ける場合には、かじ及びチラーは、機関の一部を成すことができる。救助艇には、第十七規則(6)(a)に定める要件にかかわらず、承認された燃料装置付きのガソリン駆動の船外機を取り付けることができる。ただし、燃料タンクが、火災及び爆発に対し特別に保護されていることを条件とする。

(i) 救命いかだをえい航するための装置は、救助艇に恒久的に取り付けるものとし、(g)の規定により救命いかだを集結し、又はえい航するために十分な強度を有するものとする。

(j) 救助艇には、艀装品のうち小型の品目のために風雨密の収納場所を取り付ける。

(2) 救助艇の艀装品

(a) 救助艇の艀装品は、防舷に用いるために定着させないボート・フックを除くほか、縛り付け、箱又は

区画室における保管、ブラケット又は類似の取付装置による保管その他の適切な手段によって救助艇内に定着させる。艀装品は、進水又は揚収の手順を妨げることがないような方法で定着させる。救助艇の艀装品は、できる限り小型のかつ質量の小さいものとし、かさばらない適当な形にまとめる。

(b) 救助艇の標準艀装品は、次の物から成る。

(i) 静穏な水面において前進するために十分な浮揚性のオール又はかい。トール・ピン、クラッチ又はこれらと同等の装置を各オールに対して備える。トール・ピン又はクラッチは、索又は鎖によって救助艇に取り付ける。

(ii) 浮揚性の一のあかきみ

(iii) 夜光性を有し、又は適当な照明装置を備える効果的なコンパスを入れた一のビナクル

(iv) 引き綱及び長さ十メートル以上の十分な強度の一の索を取り付けた一のシー・アンカー

(v) 十分な長さ及び強度を有する一のもやい綱。当該もやい綱は、第十七規則(7)(g)に定める要件に適合する離脱装置に取り付け、救助艇の前端に配置する。

(vi) 長さ五十メートル以上の浮揚性の一の索。当該索は、(1)(g)の規定により救命いかだをえい航するた

めに十分な強度を有するものとする。

(vii) モールス符号の発信に適した一の水密電気灯並びに水密容器に収納した一組の予備電池及び一の予備電球

(viii) 一の笛又は同等の音響信号器

(ix) 使用した後に堅固に閉じることができる水密容器に収納した一式の応急医療具

(x) 長さ三十メートル以上の浮揚性の索に結び付けられた二の浮輪

(xi) 救助艇から百八十メートル離れた幅十八メートルの明るい色の物体を夜間に合計六時間有効に照明することができ、かつ、三時間以上連続して使用することができる一の探照灯

(xii) 効果的な一のレーダー反射器

(xiii) 救助艇に収容することを認められる人数の十パーセントに相当する数の人員に十分な数（少なくとも二とする。）の第二十六規則に定める要件に適合する保温具

(c) (b)の規定によって要求される艤装品ぎさうひんに加え、固型救助艇の標準艤装品ぎさうひんには、次の物を含む。

(i) 一のボート・フック

- (ii) 一のバケツ
  - (iii) 一のナイフ又は一の手おの
  - (d) (b)の規定によつて要求される艀装品ぎさくに加え、膨張型救助艇の標準艀装品ぎさくには、次の物を含む。
    - (i) 浮揚性の一の安全ナイフ
    - (ii) 二のスポンジ
    - (iii) 手動により効果的に操作することができる一のふいご又は一のポンプ
    - (iv) 適切な容器に収納した破損を修理するための一式の修理用具
    - (v) 安全な一のボート・フック
- (3) 膨張型救助艇の追加要件
- (a) 第十七規則(1)(c)及び(e)に定める要件は、膨張型救助艇については、適用しない。
  - (b) 膨張型救助艇は、つり索又はつりかぎによつてつり下げられる場合には、次の要件を満たすように造る。
    - (i) 人及び艀装品ぎさくを満載した状態で降ろし、及び揚収することができる十分な強度及び剛性を有すること

と。

- (ii) 全ての安全弁を作動させない状態で、摂氏二十度正負三度までの範囲の周囲の温度において、定員及び全ての艤装品の質量の四倍の荷重に耐える十分な強度を有すること。
- (iii) 全ての安全弁を作動させた状態で、摂氏零下三十度の周囲の温度において、定員及び全ての艤装品の質量の一・一倍の荷重に耐える十分な強度を有すること。
- (c) 膨張型救助艇は、次の場合において風雨等にさらされたときに耐えることができるように造る。
  - (i) 海上にある漁船の開放された甲板に積み付ける場合
  - (ii) あらゆる海面状態において三十日間浮かぶ場合
- (d) 第十七規則(9)に定める要件に適合することに加え、膨張型救助艇には、製造番号及び製造者名又は商標並びに製造年月日について表示する。
- (e) 膨張型救助艇の浮力は、おおむね等しい容積の少なくとも五の独立した気室に区画された一の主気室又はそれぞれの容積が気室の総容積の六十パーセントに相当する容積を超えない二の独立した気室によつて与えられる。気室は、そのいずれか一が損傷する場合にも、他の正常な気室により膨張型救助艇

に收容することを認められる人数（一人当たりの質量を七十五キログラムとし、各人が通常的位置に着席したものとす。）を、膨張型救助艇の全周に正のフリーボードを維持した状態で、支えることができるように配置する。

(f) 膨張型救助艇の外周を形成する気室は、膨張した状態で膨張型救助艇に收容することを認められる人員一人当たり〇・一七立方メートル以上の容積を有する。

(g) 気室には、手動により膨張するための逆止弁及び空気を抜くための装置を取り付ける。安全弁は、安全弁を必要としないと主管庁が認める場合を除くほか、取り付ける。

(h) 膨張型救助艇の外側の底部及び損傷を受けやすい部分には、主管庁の認めるところにより、補強材を取り付ける。

(i) 船尾板を取り付ける場合には、船尾より膨張型救助艇の全長の二十パーセントに相当する長さを超える内側に取り付けてはならない。

(j) もやい綱を膨張型救助艇の前後に定着させ、及び救命索を膨張型救助艇の内側及び外側に定着させるため、適切なパッチを備える。

(k) 膨張型救助艇は、常に、完全に膨張した状態に維持する。

#### 第二十四規則 救命胴衣

(1) 救命胴衣の一般要件

- (a) 救命胴衣は、二秒間火炎に完全に覆われた後、燃え続けず、及び溶け続けられないものとする。
- (b) 救命胴衣は、次の要件を満たすように造る。
  - (i) 着用方法につき実演した後、援助を受けることなく、一分以内に正確に着用することができること。
  - (ii) 裏返しに着用することができると又は明らかに一の方法でのみ着用することができ、かつ、誤った方法によってできる限り着用されないこと。
    - (iii) 着用して快適であること。
    - (iv) 着用者が、負傷することなく、及び救命胴衣のずれ又は損傷なしに、少なくとも四・五メートルの高さから水中に飛び込むことができること。
- (c) 救命胴衣は、静穏な淡水中において、次の要件を満たす十分な浮力及び安定性を有する。

- (i) 極度の疲労状態又は無意識状態にある者の体を垂直より後方に二十度以上五十度以下の範囲で傾けて、その口を水面から百二十ミリメートル以上持ち上げること。
  - (ii) 水中において無意識状態にある者の体をいかなる姿勢からも五秒以内にその口が水面上にある姿勢にすること。
  - (d) 救命胴衣は、淡水中に二十四時間沈めた後にその浮力が当初の浮力の五パーセントを超えて減少するものであってはならない。
  - (e) 救命胴衣は、その着用者が短い距離を泳ぐこと並びに救命用の端艇及びいかだに乗り込むことができるものとする。
  - (f) 救命胴衣には、ひもで確実に笛を取り付ける。
- (2) 膨張式救命胴衣
- 膨張によって浮力が得られる救命胴衣は、二以上の独立した気室を有し、(1)に定める要件に適合するものとし、また、次の要件を満たすものとする。
- (i) 浸水によって自動的に膨張し、手の単一の動作によって膨張する装置を備え、及び口によって膨張

することができること。

(ii) いずれか一の気室が浮力を失った場合において、(1)(b)、(c)及び(e)に定める要件に適合することができること。

(iii) 自動装置による膨張の後、(1)(d)に定める要件に適合すること。

(3) 救命胴衣灯

(a) 救命胴衣には、次の要件を満たす灯火を取り付ける。

(i) 〇・七五カンデラ以上の光度を有すること。

(ii) 少なくとも八時間〇・七五カンデラの光度を供給することができる動力源を有すること。

(iii) 救命胴衣に取り付けた場合に、上方の実行可能な限り広い範囲において視認することができること。

(b) さらに、(a)に規定する灯火が閃光灯せんである場合には、当該灯火は、次の要件を満たすものとする。

(i) 手動により操作するスイッチを備えること。

(ii) 光線を集中させるためのレンズ又は湾曲した反射鏡が取り付けられていないこと。

(iii) 少なくとも〇・七五カンデラの有効な光度で毎分五十回以上の割合で閃光せんを発すること。

第二十五規則 イマーシヨン・スーツ

(1) イマーシヨン・スーツの一般要件

(a) イマーシヨン・スーツは、防水性の材料で次の要件を満たすように造る。

(i) イマーシヨン・スーツとともに着用する衣類及びイマーシヨン・スーツが救命胴衣とともに着用するものであるときは救命胴衣を考慮した上で、援助を受けることなく、二分以内に取り出し、かつ、着用することができること。

(ii) 二秒間火炎に完全に覆われた後、燃え続けず、及び溶け続けないこと。

(iii) 顔を除くほか、体の全体を覆うこと。恒久的に取り付けた手袋が備えられている場合を除くほか、手も覆うこと。

(iv) イマーシヨン・スーツ脚部の空気を最小にし、又は減少させる装置を備えること。

(v) 四・五メートル以上の高さから水中に飛び込んだ後、イマーシヨン・スーツの中へ水が過度に浸入しないこと。

- (b) 第二十四規則に定める要件に適合するイマーシヨン・スーツは、救命胴衣として分類することができる。
- (c) イマーシヨン・スーツは、その着用者並びにイマーシヨン・スーツが救命胴衣とともに着用するものであるときはイマーシヨン・スーツ及び救命胴衣の着用者が、次のことを行うことができるものとする。
- (i) 少なくとも長さ五メートルの垂直なはしごを登ること及び降りること。
  - (ii) 船体放棄の際の通常の任務を遂行すること。
  - (iii) 負傷することなく、及びイマーシヨン・スーツのずれ又は損傷なしに、少なくとも四・五メートルの高さから水中に飛び込むこと。
  - (iv) 短い距離を泳ぐこと並びに救命用の端艇及びいかだに乗り込むこと。
- (d) 浮力を有するイマーシヨン・スーツであつて救命胴衣なしに着用するように設計されたものには、第二十四規則(3)に定める要件に適合する灯火及び同規則(1)(f)に規定する笛を取り付ける。
- (e) イマーシヨン・スーツが救命胴衣とともに着用するものであるときは、救命胴衣は、イマーシヨン・

スーツの上に着用する。当該イマーシヨン・スーツの着用者は、援助を受けることなく、救命胴衣を着用することができるものとする。

(2) イマーシヨン・スーツの保温性能要件

(a) 固有の断熱性を有しない材料で造るイマーシヨン・スーツは、次の要件を満たすものとする。

(i) 暖かい衣類とともに着用すべきことの指示について表示すること。

(ii) 暖かい衣類とともに及びイマーシヨン・スーツが救命胴衣とともに着用するものであるときは救命胴衣とともに着用して、着用者が四・五メートルの高さから水中に飛び込んだ後、摂氏五度の静穏な循環水の中で一時間着用したときに着用者の体の中心部分の温度が摂氏二度を超えて低下しないことを確保するために十分な保温性を有し続けるように造ること。

(b) 固有の断熱性を有する材料で造るイマーシヨン・スーツは、これを着用し、又はイマーシヨン・スーツが救命胴衣とともに着用するものであるときは救命胴衣とともに着用して、着用者が四・五メートルの高さから水中に飛び込んだ後、摂氏零度から摂氏二度までの範囲の温度の静穏な循環水の中で六時間着用したときに着用者の体の中心部分の温度が摂氏二度を超えて低下しないことを確保するために十分

な断熱性を有する。

(c) イマーシヨン・スーツは、その着用者が、一時間摂氏五度の水に浸った後、手を覆った状態で鉛筆を取り上げることができ、かつ、書くことができるものとする。

(3) 浮力の要件

第二十四規則に定める要件に適合するイマーシヨン・スーツ又は救命胴衣とともに着用するイマーシヨン・スーツの着用者は、淡水中において、顔を下向きにした姿勢から五秒以内に顔を上向きにした姿勢にすることができるとする。

第二十六規則 保温具

(1) 保温具は、○・二五ワット毎メートル毎ケルビン以下の熱伝導率を有する防水性の材料で造るものとし、人を包むために使用する場合には、着用者の体からの対流による熱損失及び気化による熱損失の双方を減少させるように造る。

(2) 保温具は、次の要件を満たすものとする。

(i) 顔を除くほか、救命胴衣の着用者の体の全体を覆うこと。恒久的に取り付けた手袋が備えられている

る場合を除くほか、手も覆うこと。

(ii) 救命用の端艇若しくはいかだ又は救助艇の中で、援助を受けることなく、取り出し、かつ、容易に着用することができること。

(iii) 泳ぐ能力を損なう場合には、着用者が水中で二分以内に脱ぐことができること。

(3) 保温具は、摂氏零下三十度から摂氏二十度までの範囲の気温で、適切に機能する。

#### 第二十七規則 救命浮環

(1) 救命浮環の仕様

救命浮環は、次の要件を満たすものとする。

(i) 外径八百ミリメートル以下内径四百ミリメートル以上のものであること。

(ii) 固有の浮力材で造られていること。浮力材は、灯心草、コルクくず若しくは粒状コルクその他の散粒状物質又は膨張によって浮力が得られる気室によるものであってはならない。

(iii) 十四・五キログラム以上の鉄片を淡水中において二十四時間支えることができること。

(iv) 二・五キログラム以上の質量のものであること。

- (v) 二秒間火炎に完全に覆われた後、燃え続けず、及び溶け続けないこと。
  - (vi) 救命浮環又はその附属品の作動性能を損なうことなく、最小航海状態における喫水線から救命浮環の積付位置までの高さ又は三十メートルのうちいずれか大きい方の高さからの水上への投下に耐えるように造られていること。
  - (vii) 自己発煙信号及び自己点火灯のために備える急速離脱装置を作動しようとする場合には、当該急速離脱装置を作動させるために十分な質量又は四キログラムのうちいずれか大きい方の質量のものであること。
  - (viii) 直径が九・五ミリメートル以上で、長さが救命浮環の外径の四倍以上のつかみ綱が取り付けられていること。当該つかみ綱は、救命浮環周上の等しい距離にある四の点で救命浮環に縛り付け、四の等しい弧を形成する。
- (2) 救命浮環の自己点火灯
- 第十規則(2)の規定によって要求される自己点火灯は、次の要件を満たすものとする。
- (i) 水によって消えることがないものであること。

- (ii) 上方の全ての方向に二カンデラ以上の光度で燃え続けることができ、又は少なくともこの光度に相当する有効な光度で毎分五十回以上の割合で閃光<sup>せん</sup>を発する（閃光<sup>せん</sup>発射）ことができること。
  - (iii) 少なくとも二時間、(ii)に定める要件を満たすことができる動力源を備えること。
  - (iv) (1)(vi)の規定によって要求される投下試験に耐えることができること。
- (3) 救命浮環の自己発煙信号
- 第十規則(3)の規定によって要求される自己発煙信号は、次の要件を満たすものとする。
- (i) 静穏な水面に浮かんだときに、極めて見やすい色の煙を一律の割合で少なくとも十五分間発すること。
  - (ii) 爆発的に発火せず、及び信号の煙を発する間、炎を発しないこと。
  - (iii) 荒れている海面において水没しないこと。
  - (iv) 少なくとも十秒間水中に完全に沈めても煙を発し続けること。
  - (v) (1)(vi)の規定によって要求される投下試験に耐えることができること。
- (4) 浮揚性の救命索

第十規則(4)の規定によって要求される浮揚性の救命索は、次の要件を満たすものとする。

- (i) キンクができないものであること。
- (ii) 直径が八ミリメートル以上であること。
- (iii) 破壊強度が五キロニュートン以上であること。

#### 第二十八規則 救命索発射器

(1) 救命索発射器は、次の要件を満たすものとする。

- (i) おおむね正確に索を発射することができること。
- (ii) 穏やかな天候において、索を少なくとも二百三十メートル運ぶことができる四以上の発射体を含むこと。
- (iii) 破壊強度がそれぞれ二キロニュートン以上である四以上の索を含むこと。
- (iv) 救命索発射器の使用方法を明確に説明した簡潔な指示又は図が記載されていること。

(2) ピストル発射ロケットの場合のロケット又はロケットと索とが一体を成している場合の発射体は、防水性のケーシングに収納する。さらに、ピストル発射ロケットの場合には、点火装置とともに索及びロケット

トは、風雨から保護する容器に収納する。

第二十九規則 落下傘付信号

- (1) 落下傘付信号は、次の要件を満たすものとする。
  - (i) 防水性のケーシングに収納されていること。
  - (ii) 落下傘付信号の使用方法を明確に説明した簡潔な指示又は図がケーシング上に記載されていること。
  - (iii) 自己点火手段を有していること。
  - (iv) 製造者の操作手引書に従って使用するとき、ケーシングを持つ者に対して困難を生じさせないよう設計されていること。
- (2) ロケットは、垂直に発射した場合に三百メートル以上の高度に達するものとし、その弾道の頂点又はその近くで、次の要件を満たす落下傘付信号炎を発する。
  - (i) 明るい赤色で燃えること。
  - (ii) 三万カンデラ以上の平均光度で一様に燃えること。

- (iii) 燃焼時間が四十秒間以上であること。
- (iv) 落下速度が毎秒五メートル以下であること。
- (v) 燃焼している間、落下傘及び附属品が損傷しないこと。

#### 第三十規則 手用信号炎

- (1) 手用信号炎は、次の要件を満たすものとする。
  - (i) 防水性のケーシングに収納されていること。
  - (ii) 手用信号炎の使用方法を明確に説明した簡潔な指示又は図がケーシング上に記載されていること。
  - (iii) 自己点火手段を有していること。
  - (iv) 製造者の操作手引書に従って使用するとき、ケーシングを持つ者に対して困難を生じさせないよう、かつ、燃焼し、又は赤熱している残留物により救命用の端艇及びいかだに危険を及ぼさないよう設計されていること。
- (2) 手用信号炎は、次の要件を満たすものとする。
  - (i) 明るい赤色で燃えること。

- (ii) 一万五千カンデラ以上の平均光度で一様に燃えること。
- (iii) 燃焼時間が一分間以上であること。
- (iv) 水面下百ミリメートルにおいて十秒間水に浸った後燃え続けること。

### 第三十一規則 発煙浮信号

- (1) 発煙浮信号は、次の要件を満たすものとする。
  - (i) 防水性のケーシングに収納されていること。
  - (ii) 製造者の操作手引書に従って使用するとき、爆発的に発火しないこと。
  - (iii) 発煙浮信号の使用方法を明確に説明した簡潔な指示又は図がケーシング上に記載されていること。
- (2) 発煙浮信号は、次の要件を満たすものとする。
  - (i) 静穏な水面に浮かんだときに、極めて見やすい色の煙を一律の割合で三分間以上発すること。
  - (ii) 煙を発する間、炎を発しないこと。
  - (iii) 荒れている海面において水没しないこと。
  - (iv) 水面下百ミリメートルにおいて十秒間水中に沈めても煙を発し続けること。

### 第三十二規則 進水装置及び乗艇装置

#### (1) 一般要件

(a) 進水装置（その降下及び揚収のための機構を含む。）は、漁船が十度まで縦傾斜し、かつ、いずれかの側に二十度まで横傾斜している状態において、艀<sup>ぎ</sup>装品を満載した当該進水装置によって進水する救命用の端艇若しくはいかだ又は救助艇を次の場合に安全に降ろすことができるように配置する。

(i) 定員が乗り込んだ場合

(ii) 救命用の端艇若しくはいかだ又は救助艇に人が乗り込んでいない場合

(b) 進水装置は、人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載した状態で並びに軽荷状態で当該進水装置によって進水する救命用の端艇若しくはいかだ又は救助艇を進水させるため、重力及び漁船の動力源から独立した蓄積された機械力以外の手段によるものであってはならない。

(c) 進水装置には、漁船の甲板上の位置から及び救命用の端艇若しくはいかだ内又は救助艇内の位置から、一人で操作することができるように措置をとる。救命用の端艇及びいかだは、進水装置を操作する甲板上の人が視認することができるものとする。

- (d) 進水装置は、通常の保守が最小限となるように造る。漁船の乗組員による定期的な保守を必要とする全ての部分は、容易に近づくことができ、かつ、容易に保守することができるものとする。
- (e) 進水装置のウインチの制動装置は、次の試験に耐える十分な強度を有するものとする。
  - (i) 最大使用荷重の一・五倍以上の保証荷重による静的試験
  - (ii) 最大使用荷重の一・一倍以上の保証荷重による最大降下速度での動的試験
- (f) 進水装置及びその附属品（ウインチの制動装置を除く。）は、最大使用荷重の二・二倍以上の保証荷重による静的試験に耐える十分な強度を有するものとする。
- (g) 構造部材及び進水装置とともに使用する全ての滑車、つり索、アイプレート、リンク、締め具その他の取付物は、予定される最大使用荷重及び構造材の極限強度に基づく最小安全係数以上で設計する。ダビット及びウインチの構造部材について適用する最小安全係数は四・五とし、また、つり索、つり鎖、リンク及び滑車について適用する最小安全係数は六とする。
- (h) 進水装置は、実行可能な限り、着氷状態においても有効なものとする。
- (i) 救命艇の進水装置は、救命艇を乗組員とともに揚収することができるものとする。

- (j) 進水装置は、第二十規則(4)(b)及び第十七規則(3)(a)に定める要件に従って安全に救命用の端艇及びいかだに乗り込むことができるように配置する。
- (2) つり索及びウインチを使用する進水装置
- (a) つり索は、ねじれにくい耐食性のワイヤ・ロープとする。
- (b) 複式のドラム・ウインチの場合には、効果的な補正装置が取り付けられていない限り、それぞれのつり索には、降ろす際に同一の速度でドラムから繰り出され、及び揚収する際に同一の速度で均等にドラムに巻き取られるように措置をとる。
- (c) 救助艇の進水装置には、人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載した状態で救助艇を水面から引き上げることができる動力ウインチを取り付ける。
- (d) 救命用の端艇及びいかだ並びに救助艇の揚収のために効果的な手動装置を備える。手動装置のハンドル又はホイールは、救命用の端艇若しくはいかだ又は救助艇を降ろし、又は動力によって揚収しているときに、ウインチの回転部分によって回転しないものとする。
- (e) ダビット・アームが動力によって揚収される場合には、つり索又はダビットの過応力を避けるため、

ダビット・アームが停止位置に達する前に自動的に動力を止める安全装置を取り付ける。ただし、動力装置が当該過応力を防止するように設計されている場合を除く。

- (f) 救命用の端艇若しくはいかだ又は救助艇を水上に降ろす速度は、次の式によって得られる値以上とする。

$$S = 0.4 + 0.02H$$

この場合において、

Sは、毎秒当たりメートルで表した降下速度とする。

Hは、メートルで表したダビット・ヘッドから最小航海状態における喫水線までの高さとする。

- (g) 主管庁は、救命用の端艇若しくはいかだ又は救助艇の設計、過度の力からの乗員の保護及び非常停止時の慣性力を考慮した進水装置の強度に留意して、最大降下速度を定める。進水装置には、当該速度を超えないことを確保するための装置を備える。

- (h) 救助艇の進水装置は、人及び艀<sup>び</sup>装品を満載したときの救助艇を毎秒〇・三メートル以上の速度で揚収することができるものとする。

(i) 進水装置には、人及び艀<sup>ぎ</sup>装品を満載したときの救命用の端艇若しくはいかだ又は救助艇の降下を停止し、かつ、確実に保持することができる制動装置を取り付ける。制動パッドは、必要な場合には、水及び油から保護する。

(j) 手動による制動装置には、操作者又は操作者により作動する機構が制動装置の制御を「停止」の位置にしない限り、常に制動が働くように措置をとる。

(3) 離脱浮揚進水式

救命用の端艇及びいかだが進水装置を必要とし、かつ、離脱して浮かぶように設計されている場合には、積付位置からの救命用の端艇及びいかだの離脱浮揚は、自動的に行われるものとする。

(4) 自由降下進水式

傾斜面を使用する自由降下進水装置は、(1)に定める関係要件に適合することに加え、次の要件に適合する。

(i) 自由降下進水装置には、救命用の端艇及びいかだが進水している間、過度の力が乗員にかからないように措置をとる。

(ii) 自由降下進水装置は、救命用の端艇及びいかだが効果的に漁船から離れることを確保するために十分な傾斜角及び長さを有する固定構造とする。

(iii) 自由降下進水装置は、腐食に対し効果的に保護し、かつ、救命用の端艇及びいかだが進水している間、摩擦又は衝撃によって生ずる火災を引き起こすおそれのある火花を防止するように造る。

(5) 船体放棄用の滑り台による進水及び乗込み

進水装置として用いる船体放棄用の滑り台は、(1)に定める関係要件に適合することに加え、次の要件に適合するものとする。

(i) 船体放棄用の滑り台は、乗艇場所において一人で展張することができるものとする。

(ii) 船体放棄用の滑り台は、強風において及び荒れている海面において使用することができるものとする。

(6) 救命いかだの進水装置

救命いかだの進水装置は、進水装置を振り出すための重力の利用、積付位置における乗込み及び荷重のかかっている救命いかだの揚収に関する要件を除くほか、(1)及び(2)に定める要件に適合するものとする。

当該進水装置については、救命いかだを降ろす間の尚早な離脱を防止するよう措置をとり、及び水上に浮かんだときに救命いかだを離脱させるものとする。

(7) 乗艇用はしご

(a) 甲板から乗艇用はしごの最上段への及び乗艇用はしごの最上段から甲板への安全な通行を確保するため、ハンドホールドを取り付ける。

(b) 乗艇用はしごの踏段は、次の要件を満たすものとする。

(i) 節その他の凸凹がなく滑らかに仕上げられ、かつ、鋭い角及びとげのない堅い木又はこれと同等の性質を有する適当な材料で造られていること。

(ii) 縦方向の溝又は承認された滑り止め被覆により、効果的な滑り止めの表面を備えること。

(iii) 長さ四百八十ミリメートル以上、幅百十五ミリメートル以上及び厚さ二十五ミリメートル以上（滑り止めの表面又は被覆を除く。）のものであること。

(iv) 三百ミリメートル以上三百八十ミリメートル以下の等間隔で水平状態を保持するように取り付けること。

(c) 乗艇用はしごの両側のサイド・ロープは、それぞれ、周囲六十五ミリメートル以上の被覆しない二のマニラ・ロープで構成する。サイド・ロープは、最上部の踏段の下方で接合箇所のない連続したものとす。他の材料の寸法並びに破壊強度、風化、伸長及び握りについての性質が、少なくともマニラ・ロープのそれらと同等である場合には、その材料を使用することができる。ロープの端には、ほどけないように措置をとる。

## 第八章 非常措置、招集及び操練

### 第一規則 適用

この章の規定は、長さ二十四メートル以上の新船及び現存船について適用する。

### 第二規則 一般非常警報装置、非常配置表及び非常時の指示

- (1) 一般非常警報装置は、漁船の汽笛又はサイレンによって、また、漁船の主電源及び第四章第十七規則の規定によって要求される非常電源によって駆動する電動の号鐘、クラクション又は他の同等の警報装置によって、短音七回以上及びこれに続く長音一回から成る一般警報信号を発することができるものとする。
- (2) 全ての漁船には、非常事態の際に従うべき明確な手引書を各乗組員に対して備える。

- (3) 非常配置表は、漁船内の数箇所、特に操舵室、機関室及び乗組員の居住区域に掲示するものとし、(4)から(9)までに規定する情報を含むものとする。
- (4) 非常配置表には、(1)に規定する一般警報信号及びこの警報が発せられた場合に乗組員がとるべき措置の詳細を明示する。非常配置表には、また、船体放棄の命令を発する方法を明示する。
- (5) 非常配置表には、次の事項を含む各乗組員に割り当てる任務を掲げる。
  - (a) 水密戸、防火戸、弁、排水口、船外筒、舷窓、天窓その他これらに類する漁船の開口の閉鎖
  - (b) 救命用の端艇及びいかだその他の救命設備の艤装
  - (c) 救命用の端艇及びいかだの準備及び進水
  - (d) 他の救命設備の一般的な準備
  - (e) 通信設備の使用
  - (f) 消火活動に従事する消火班の編成
- (6) 長さ四十五メートル未満の漁船については、主管庁は、乗組員の数が少ないため非常配置表を必要としないと認める場合には、(5)に定める要件の緩和を認めることができる。

- (7) 非常配置表には、救命設備及び消火設備を良好な状態に維持し、かつ、これらを直ちに使用することができることを確保するために割り当てた職員を明示する。
- (8) 非常配置表には、各種の非常事態により異なる措置が必要となり得ることを考慮して、行動不能となるおそれのある指揮者の代行者を明示する。
- (9) 非常配置表は、漁船が出港する前に作成する。非常配置表を作成した後、非常配置表の変更を必要とするような変化が乗組員に生じた場合には、船長は、非常配置表を修正し、又は新しいものを作成する。

### 第三規則 船体放棄の訓練及び操練

#### (1) 招集及び操練

- (a) 各乗組員は、毎月少なくとも一回の船体放棄の操練及び一回の防火操練に参加する。ただし、長さ四十五メートル未満の漁船については、主管庁は、少なくとも一回の船体放棄の操練及び一回の防火操練を少なくとも三箇月ごとに行うことを条件として、この要件を修正することができる。乗組員の操練は、総乗組員数の二十五パーセントを超える数の乗組員が前回の当該漁船の船上での船体放棄の操練及び防火操練に参加しなかった場合には、当該漁船が出港した後二十四時間以内に行う。主管庁は、第三

文に規定する操練を行うことが不可能な種類の漁船に対し、少なくともこれと同等の他の措置を認めることができる。

(b) 船体放棄の操練には、次のことを含める。

(i) 一般非常警報によって乗組員を招集場所に招集し、及び非常配置表に明示する船体放棄の命令をこれらの者に了知させること。

(ii) 招集場所に集合し、及び非常配置表に掲げる任務の準備を行うこと。

(iii) 乗組員が適切に着衣していることを点検すること。

(iv) 救命胴衣が正しく着用されていることを点検すること。

(v) 進水のための必要な準備の後に少なくとも一の救命艇を降ろすこと。

(vi) 救命艇の機関を始動し、及び操作すること。

(vii) 救命いかだの進水のために使用するダビットを操作すること。

(c) 防火操練には、次のことを含める。

(i) 招集場所に集合し、及び防火非常配置表に掲げる任務の準備を行うこと。

- (ii) 消火ポンプが適切な作動状態にあることを示すため、少なくとも二条の必要な射水によって消火ポンプを始動させること。
- (iii) 消防員装具及び他の個人用の救助設備を点検すること。
- (iv) 関連する通信設備を点検すること。
- (v) 水密戸、防火戸、防火ダンパー及び脱出設備の作動を点検すること。
- (vi) その後の船体放棄のために必要な措置を点検すること。
- (d) 順次行われる操練においては、実行可能な限り、異なる複数の救命艇を(b)(v)に定める要件に適合して降ろす。
- (e) 操練は、実行可能な限り、非常事態が実際に生じた場合と同様に行う。
- (f) 各救命艇は、船体放棄の操練中に、少なくとも三箇月に一回、操作のために割り当てられた乗組員が乗艇した状態で進水させ、及び水上で操船する。
- (g) 救助艇（救助艇でもある救命艇を除く。）は、合理的かつ実行可能な限り、割り当てられた乗組員が乗艇した状態で毎月進水させ、及び水上で操船する。この要件は、いかなる場合にも、少なくとも三箇

月に一回満たすものとする。

(h) 前進中の漁船において救命艇及び救助艇の進水操練が行われる場合には、当該操練は、危険が伴うため、外洋の影響から保護されている水域においてのみ、かつ、当該操練の経験を有する職員の監督の下で行う。

(i) 招集及び船体放棄のための非常照明は、船体放棄の操練ごとに試験する。

(j) 操練は、この附属書の規則によって要求される関連設備に応じて調整することができる。ただし、設備が任意に積載されている場合には、当該設備は、操練で使用するものとし、当該操練は、これに応じて調整される。

(2) 船上における訓練及び教育

(a) 漁船の救命設備（救命用の端艇及びいかだの設備を含む。）の使用に関する船上訓練は、乗組員が漁船に乗り組んだ後可能な限り速やかに、遅くとも二週間以内に行う。ただし、乗組員が定期的な交代制によって漁船に割り当てられている場合には、当該訓練は、当該乗組員が初めて乗り組んだ後二週間以内に行う。

(b) 漁船の救命設備の使用及び海上における生存に関する教育は、操練と同じ間隔で行う。個々の教育は、漁船の種々の救命設備を対象として行うことができるが、漁船の全ての救命設備は、二箇月以内に対象となるものとする。各乗組員は、少なくとも次の事項を含む教育を受ける。

- (i) 膨張式救命いかだの操作及び使用（くぎ付靴その他の鋭利な物体に関する予防措置を含む。）
  - (ii) 体温低下の問題、体温低下の応急処置その他の適当な応急手続
  - (iii) 厳しい天候状態及び海面状態における漁船の救命設備の使用に必要な特別の教育
- (c) ダビット進水式の救命いかだの使用に関する船上訓練は、当該救命いかだを取り付ける漁船においては、四箇月を超えない間隔で行う。この訓練には、実行可能な場合には、救命いかだを膨張させ、及び降ろすことを含める。訓練に用いる救命いかだは、漁船の救命設備の一部でない訓練のみを目的とする特別なものとすることができる。このような特別な救命いかだには、目につきやすく表示する。

(3) 記録

招集を行った日並びに船体放棄の操練、防火操練、他の救命設備の操練及び船上訓練の詳細は、主管庁の定める航海日誌に記録する。予定された時に招集、操練又は訓練が完全に行われなかった場合には、当

該招集、操練又は訓練が行われた状況及びその実施の程度について航海日誌に記録する。

(4) 訓練手引書

(a) 訓練手引書は、乗組員の食堂及びレクリエーション室のそれぞれ又は乗組員の各居室に備える。一冊又は数冊から成る訓練手引書には、漁船に備えられる救命設備及び生存のための最良の方法に関する指示及び情報を可能な限り図解し、理解しやすい用語を用いて記載する。当該情報は、訓練手引書の代わりに視聴覚教材によって提供することができる。訓練手引書では、次の事項について詳細に説明する。

- (i) 適当な場合には、救命胴衣及びイマーション・スーツの着用
- (ii) 指定された場所における招集
- (iii) 救命用の端艇及びいかだ並びに救助艇への乗込み並びにこれらの進水及び離船
- (iv) 救命用の端艇及びいかだ内からの進水方法
- (v) 進水装置からの離脱
- (vi) 適当な場合には、進水場所における保護の方法及び保護のための装置の使用
- (vii) 進水場所の照明

- (viii) 生存のための設備の使用
  - (ix) 探知のための設備の使用
  - (x) 説明図による無線救命設備の使用
  - (xi) シー・アンカーの使用
  - (xii) 機関及び附属品の使用
  - (xiii) 積付け及び縛り付けを含む救命用の端艇及びいかだ並びに救助艇の揚収
  - (xiv) 風雨等にさらされることの危険及び暖かい衣類の必要性
  - (xv) 救命用の端艇及びいかだにおける生存のための設備の最良の使用
  - (xvi) ヘリコプターの救助装置（スリング、バスケット、担架）、半ズボン付浮環、海岸救命設備及び漁船の救命索発射器の使用を含む回収の方法
  - (xvii) 非常配置表及び非常時の指示に含まれるその他全ての事項
  - (xviii) 救命設備の応急修理のための指示
- (b) 長さ四十五メートル未満の漁船については、主管庁は、(a)に定める要件の緩和を認めることができ

る。もつとも、適当な安全情報を船上に備えるものとする。

#### 第四規則 非常措置における訓練

主管庁は、非常事態の際に乗組員がその任務について十分に訓練を受けていることを確保するために必要と認める措置をとる。当該訓練には、適当な場合には、次の事項を含める。

- (a) 衝突、火災、沈没等の発生のおそれのある非常事態の種類
- (b) 漁船に通常積載されている救命設備の型
- (c) 生存技術の原則を遵守する必要性
- (d) 訓練及び操練の重要性
- (e) いかなる非常事態にも直ちに対応することができると及び次の事項を常に認識することの必要性
  - (i) 非常配置表における情報、特に、非常事態における各乗組員の特定の任務、各乗組員の救命部署並びに救命用の端艇及びいかだ又は消火部署へ乗組員を招集する信号
  - (ii) 各乗組員の救命胴衣及び予備の救命胴衣の備え付け場所
  - (iii) 火災警報制御の場所

- (iv) 脱出設備
- (v) パニックによる影響
- (f) 漁船並びに救命用の端艇及びいかだからのヘリコプターによる人のつり上げに関してとるべき措置
- (g) 救命用の端艇及びいかだに招集された際にとるべき措置。当該措置は、次の事項を含む。
  - (i) 適切な衣類の着用
  - (ii) 救命胴衣の着用
  - (iii) 時間が許す限り毛布等の追加の保護具を集めること。
- (h) 船体放棄の必要がある際にとるべき次のような措置
  - (i) 漁船及び水上から救命用の端艇及びいかだに乗り込む方法
  - (ii) 高所から海中に飛び込む方法及び入水の際の負傷の危険性を減少させる方法
  - (i) 水中にいる際にとるべき次のような措置
  - (i) 水面上の火災又は流出油、低温状態及び鮫さめが多い水域の状況において生存する方法
  - (ii) 転覆した救命用の端艇及びいかだを反転させる方法

- (j) 救命用の端艇及びいかだに乗り込んでいる際にとるべき次のような措置
  - (i) 救命用の端艇及びいかだを漁船から速やかに遠ざけること。
  - (ii) 低温又は極端な高温からの保護
  - (iii) シー・アンカーの使用
  - (iv) 見張りをを行うこと。
  - (v) 生存者を回復させ、及び治療すること。
  - (vi) 他の者による発見を容易にすること。
  - (vii) 救命用の端艇及びいかだにおいて使用可能な設備の点検及び当該設備の正しい使用
  - (viii) 可能な限り付近にとどまること。
- (k) 生存者に対する危険及び生存技術の一般原則。これらは、次の事項を含む。
  - (i) 寒冷気候の下でとるべき予防措置
  - (ii) 熱帯性気候の下でとるべき予防措置
  - (iii) 日光、風、雨及び海水にさらされること。

- (iv) 適当な衣類を着用する重要性
- (v) 救命用の端艇及びいかだにおける保護措置
- (vi) 浸水及び体温低下による影響
- (vii) 体液を保持する重要性
- (viii) 船酔いからの保護
- (ix) 飲料水及び食料の適切な消費
- (x) 海水を飲むことによる影響
- (xi) 他者による発見を容易にするために利用可能な手段
- (xii) 道徳を維持する重要性
- (1) 消防に関してとるべき措置
  - (i) 種々のノズルでの消火ホースの使用
  - (ii) 消火器の使用
  - (iii) 防火戸の位置に関する知識

(iv) 呼吸具の使用

## 第九章 無線通信

### A部 適用及び定義

#### 第一規則 適用

(1) この章の規定は、別段の明示の定めがない限り、長さ四十五メートル以上の新船及び現存船について適用する。ただし、現存船については、主管庁は、千九百九十九年二月一日又はこの議定書の効力発生の日のうちいずれか遅い日まで要件の適用を延期することができる。

(2) この章のいかなる規定も、遭難した漁船、救命用の端艇及びいかだ又は人が、注意を喚起し、その位置を知らせ、及び救助を求めするために用いることのできるいかなる手段を利用することも妨げるものではない。(1)の規定にかかわらず、主管庁は、この章に定める要件と同等であると認める場合に限り、現存の漁船の船上において現存の無線通信システムを引き続き利用することを許可することができる。

#### 第二規則 用語及び定義

(1) この章の規定の適用上、次の用語は、以下に定義する意味を有する。

- (a) 「船橋間通信」とは、漁船を通常操船する場所から行う漁船相互間の安全通信をいう。
- (b) 「無休聴守」とは、漁船の受信能力が自船の通信により損なわれ、若しくは妨げられるとき又は設備が定期的な保守若しくは点検を受けるときの短時間を除いて中断することのない関連する無線の聴守をいう。
- (c) 「デジタル選択呼出し(DSC)」とは、無線局が他の無線局と通信を確立して情報を移転することを可能にするデジタル符号を用いた技術であつて、関連する国際無線通信諮問委員会(CCIR)の勧告に適合したものをいう。
- (d) 「直接印刷電信」とは、関連する国際無線通信諮問委員会の勧告に適合した自動電信技術をいう。
- (e) 「一般無線通信」とは、無線で行われる運航に関する通信及び公衆通信(遭難通報、緊急通報及び安全通報を除く。)をいう。
- (f) 「インマルサット」とは、千九百七十六年九月二日に採択された国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約により設立された機構をいう。
- (g) 「国際ナブテックス業務」とは、英語を使用する狭帯域直接印刷電信によつて周波数五百十八キロヘ

ルツで行われる海上安全情報に関する調整された放送及びその自動受信をいう。

(h) 「位置の探知」とは、遭難した船舶、漁船、航空機、設備又は人を発見することをいう。

(i) 「海上安全情報」とは、漁船に向けて放送される航行警報、気象警報、気象予報その他の緊急安全関係通報をいう。

(j) 「極軌道衛星業務」とは、衛星系非常用位置指示無線標識（衛星系EPIRB）からの遭難警報を受信し、及び中継する極軌道衛星による業務であつて、当該衛星系非常用位置指示無線標識の位置を示すものをいう。

(k) 「無線通信規則」とは、その時に効力を有する最新の国際電気通信条約に附属し、又は附属するとみなされる無線通信規則をいう。

(l) 「A一海域」とは、デジタル選択呼出しの警報を継続して利用し得る少なくとも一のVHF海岸局の無線電話の通信圏内の区域であつて締約国が定めるものをいう。

(m) 「A二海域」とは、デジタル選択呼出しの警報を継続して利用し得る少なくとも一のMF海岸局の無線電話の通信圏内の区域（A一海域を除く。）であつて締約国が定めるものをいう。

- (n) 「A三海域」とは、警報を継続して利用し得るインマルサット静止衛星の通信圏内の区域（A一海域及びA二海域を除く。）をいう。
- (o) 「A四海域」とは、A一海域、A二海域及びA三海域以外の区域をいう。
- (2) この章において使用するその他の用語及び略号であつて、無線通信規則において定義するものは、無線通信規則において定義する意味を有する。

### 第三規則 免除

- (1) この議定書の締約国は、この章に定める要件から逸脱しないことは極めて望ましいと認めるが、主管庁は、次のことを条件として、個々の漁船に対し、第六規則から第十規則まで及び第十四規則(7)に定める要件からの部分的又は条件付きの免除を認めることができる。
  - (a) 当該漁船が第四規則に定める機能要件に適合していること。
  - (b) 主管庁が、当該免除が全ての船舶及び漁船の安全のための業務の一般的な実効性に及ぼす影響を考慮したこと。
- (2) この章に定める要件の適用上、(1)の規定に基づいて与えられる免除は、次のいずれかの場合にのみ与え

ることができる。

- (a) 安全に関する条件が第六規則から第十規則まで及び第十四規則(7)の規定を全面的に適用することを不  
合理とし、又は必要としない場合
  - (b) 漁船が、例外的状況において、その設備に対応する海域の外に一回限りの航海を行う場合
  - (c) 漁船が、この議定書の効力発生の日又は千九百九十九年二月一日のうちいずれか遅い日から二年以内  
に恒久的に使用されなくなる場合
- (3) 主管庁は、(1)及び(2)の規定により前暦年中に認められた免除及びその理由を示す報告書を、毎年一月一日  
後、できる限り速やかに機関に提出する。

#### 第四規則 機能要件

漁船は、海上にある間、次のことを行うことができるものとする。

- (a) 第七規則(1)(a)及び第九規則(1)(d)(iii)に定めるものを除くほか、異なる無線通信の業務を使用する少なく  
とも二の分離し、かつ、独立した設備により、船舶から陸上への遭難警報を送信すること。
- (b) 陸上から船舶への遭難警報を受信すること。

- (c) 船舶間の遭難警報を送信し、及び受信すること。
- (d) 搜索及び救助を調整するための通信を送信し、及び受信すること。
- (e) 現場の通信を送信し、及び受信すること。
- (f) 位置の探知のための信号を送信し、及び次章第三規則(6)の規定に従ってその信号を受信すること。
- (g) 海上安全情報を送信し、及び受信すること。
- (h) 第十四規則(8)の規定に従うことを条件として、陸上の無線体制又は無線通信網への及び当該無線体制又は無線通信網からの一般無線通信を送信し、及び受信すること。
- (i) 船橋間通信を送信し、及び受信すること。

B部 船舶の要件

第五規則 無線設備

- (1) 漁船には、その予定された航海を通じて第四規則に定める機能要件に適合することができる無線設備であつて、第六規則に定める要件及び当該漁船がその予定された航海において通過する海域に該当する第七規則から第十規則までに定めるいずれかの要件に適合するもの（第三規則の規定に基づいて免除される場

合を除く。)を備える。

(2) 無線設備は、次の要件を満たすものとする。

(a) その適正な使用に対し機械的、電氣的その他の原因による妨害を受けず、並びに他の設備及び装置と電磁的に両立し、及び有害な相互作用が生じないことを確保するような位置に配置すること。

(b) できる限り高度の安全性及び運用上の利用可能性を確保するような位置に配置すること。

(c) 水、極端な高温又は低温及び環境上の悪条件による有害な影響から保護すること。

(d) 無線設備を操作するための装置を十分に照明するための電気照明であつて、主電源及び非常電源から独立しており、及び確実に機能し、かつ、恒久的に取り付けられたものを備えること。

(e) 無線設備の使用に適用する呼出符号、船舶局識別その他の符号を明確に表示すること。

(3) 航行の安全のために要求されるVHF無線電話の通信路の制御器は、操舵<sup>だ</sup>を指揮する位置に近い航海船橋において直ちに使用することができるようにしておく。また、必要な場合には、航海船橋の両翼から無線通信を行うことを可能にする設備を設ける。持運び式VHF装置は、第二文の規定を履行するために使用することができる。

## 第六規則 無線設備（総則）

- (1) 第九規則(4)に定めるものを除くほか、漁船には、次のものを備える。
  - (a) 次のことを行うことができるVHF無線設備
    - (i) 周波数百五十六・五二五メガヘルツ（第七十チャンネル）によるデジタル選択呼出しを送信し、及び受信すること。漁船を通常操船する場所から第七十チャンネルによる遭難警報の送信を行うことができるものとする。
    - (ii) 周波数百五十六・三〇〇メガヘルツ（第六チャンネル）、百五十六・六五〇メガヘルツ（第十三チャンネル）及び百五十六・八〇〇メガヘルツ（第十六チャンネル）による無線電話通信を送信し、及び受信すること。
  - (b) VHF第七十チャンネルによるデジタル選択呼出しの無休聴守を維持することができる無線設備。当該無線設備は、(a)(i)の規定によって要求される設備と分離し、又はこれと組み合わせることができる。
  - (c) 九ギガヘルツの周波数帯で運用することができるレーダー・トランスポンダは、(i)容易に利用することができるよう積み付けるものとし、また、(ii)第七章第十四規則の規定により救命用の端艇及びいか

だに對して要求されるものの一とすることができる。

(d) 国際ナブテックス業務が提供される海域の航海に従事する漁船の場合には、国際ナブテックス業務による放送を受信することができる受信機

(e) インマルサットの通信圏内で国際ナブテックス業務が提供されていない海域の航海に従事する漁船の場合には、インマルサット高度集団呼出制度による海上安全情報を受信するための無線設備。ただし、HF直接印刷電信による海上安全情報の業務が提供される海域の航海にのみ従事する漁船であつて当該業務を受信することができる設備を取り付けているものは、この(e)に定める要件を免除することができる。

(f) 第七規則(3)の規定が適用される場合を除くほか、次の要件を満たす衛星系非常用位置指示無線標識

(i) 四百六メガヘルツの周波数帯で運用する極軌道衛星業務又はインマルサットの通信圏内の航海にのみ従事する漁船の場合には、一・六ギガヘルツの周波数帯で運用するインマルサット静止衛星業務のいずれかによつて遭難警報を送信することができること。

(ii) 容易に近づき得る位置に設置すること。

- (iii) 手動により取り外すことができ、かつ、救命用の端艇及びいかだの中に一人で持ち込むことができること。
  - (iv) 漁船の沈没の際に離脱して浮かび、かつ、浮かんだときに自動的に始動することができること。
  - (v) 手動により始動することができること。
- (2) 漁船には、さらに、千九百九十九年二月一日又は機関の海上安全委員会が決定する他の日まで、周波数二千百八十二キロヘルツの無線電話遭難周波数による聴守を維持することができる無線受信機を取り付ける。
- (3) この議定書が千九百九十九年二月一日より前に効力を生ずる場合には、漁船（A一海域内のみの航海に従事するものを除く。）には、同日まで、周波数二千百八十二キロヘルツの無線電話緊急信号自動発生装置を取り付ける。
- (4) 主管庁は、千九百九十七年二月一日以後に建造された漁船について、(2)及び(3)に定める要件を免除することができる。

第七規則 無線設備（A一海域）

- (1) A一海域内のみの航海に従事する漁船には、第六規則に定める要件に加え、漁船を通常操船する場所から船舶から陸上への遭難警報の送信を行うことができる無線設備であつて次のいずれかのもので運用するものを備える。
  - (a) デジタル選択呼出しを用いるVHF。この要件は、(3)に規定する非常用位置指示無線標識によって満たすことができるものとし、また、当該非常用位置指示無線標識は、漁船を通常操船する場所に近接して設置するか又は当該場所から遠隔始動することができるように設置する。
  - (b) 周波数四百メガヘルツによる極軌道衛星業務。この要件は、第六規則(1)(f)の規定によって要求される衛星系非常用位置指示無線標識によって満たすことができるものとし、また、当該衛星系非常用位置指示無線標識は、漁船を通常操船する場所に近接して設置するか又は当該場所から遠隔始動することができるように設置する。
  - (c) 漁船がデジタル選択呼出しを備えるMF海岸局の通信圏内の航海に従事する場合には、デジタル選択呼出しを用いるMF
  - (d) デジタル選択呼出しを用いるHF

- (e) インマルサット静止衛星業務。この要件は、次のいずれかのものによって満たすことができる。
  - (i) インマルサット船舶地球局
  - (ii) 第六規則(1)(f)の規定によって要求される衛星系非常用位置指示無線標識。当該衛星系非常用位置指示無線標識は、漁船を通常操船する場所に近接して設置するか又は当該場所から遠隔始動することができるように設置する。
- (2) 第六規則(1)(a)の規定によって要求されるVHF無線設備は、また、無線電話を用いる一般無線通信を送信し、及び受信することができるものとする。
- (3) A一海域内のみの航海に従事する漁船には、第六規則(1)(f)の規定によって要求される衛星系非常用位置指示無線標識に代えて、次の要件を満たす非常用位置指示無線標識を積載することができる。
  - (a) デジタル選択呼出しを用いてVHF第七十チャンネルで遭難警報を送信すること及び九ギガヘルツの周波数帯で運用するレーダー・トランスポンダによって位置の探知ができること。
  - (b) 容易に近づき得る位置に設置すること。
  - (c) 手動により取り外すことができ、かつ、救命用の端艇及びいかだの中に一人で持ち込むことができる

こと。

- (d) 漁船の沈没の際に離脱して浮かび、かつ、浮かんだときに自動的に始動することができること。
- (e) 手動により始動することができること。

第八規則 無線設備（A一海域及びA二海域）

- (1) A一海域を越える航海に従事するがA二海域内にとどまる漁船には、第六規則に定める要件に加え、次の設備を備える。

- (a) 遭難及び安全の目的のため、次の周波数で送信し、及び受信することができるMF無線設備
  - (i) デジタル選択呼出しを用いる周波数二千百八十七・五キロヘルツ
  - (ii) 無線電話を用いる周波数二千百八十二キロヘルツ
- (b) 周波数二千百八十七・五キロヘルツによるデジタル選択呼出しの無休聴守を維持することができる無線設備。当該無線設備は、(a)(i)の規定によって要求される設備と分離し、又はこれと組み合わせることができない。

- (c) 船舶から陸上への遭難警報の送信を行う設備であって、MF以外の次のいずれかの無線業務で運用す

るもの

(i) 周波数四百六メガヘルツによる極軌道衛星業務。この要件は、第六規則(1)(f)の規定によって要求される衛星系非常用位置指示無線標識によって満たすことができるものとし、また、当該衛星系非常用位置指示無線標識は、漁船を通常操船する場所に近接して設置するか又は当該場所から遠隔始動することができるように設置する。

(ii) デジタル選択呼出しを用いるHF

(iii) インマルサット静止衛星業務。この要件は、インマルサット船舶地球局又は第六規則(1)(f)の規定によって要求される衛星系非常用位置指示無線標識によって満たすことができるものとし、また、当該衛星系非常用位置指示無線標識は、漁船を通常操船する場所に近接して設置するか又は当該場所から遠隔始動することができるように設置する。

(2) (1)(a)及び(c)に規定する無線設備による遭難警報の送信は、漁船を通常操船する場所から行うことができるものとする。

(3) 漁船は、さらに、次のいずれかの設備により無線電話又は直接印刷電信を用いる一般無線通信を送信

し、及び受信することができるものとする。

(a) 千六百五キロヘルツ以上四千キロヘルツ以下又は四千キロヘルツ以上二万七千五百キロヘルツ以下の周波数帯にある周波数で運用する無線設備。この要件は、(1)(a)の規定によって要求される設備に第一文の能力を追加することによって満たすことができる。

(b) インマルサット船舶地球局

(4) 千九百九十七年二月一日前に建造された漁船であつてA二海域内のみの航海に従事するものについて、実行可能な場合において、当該漁船がVHF第十六チャンネルによる無休聴守を維持するときは、主管庁は、第六規則(1)(a)(i)及び(b)に定める要件を免除することができる。当該無休聴守は、漁船を通常操船する場所で行うものとする。

第九規則 無線設備（A一海域、A二海域及びA三海域）

(1) A一海域及びA二海域を越える航海に従事するがA三海域内にとどまる漁船であつて(2)に定める要件に適合しないものには、第六規則に定める要件に加え、次の設備を備える。

(a) 次のことを行うことができるインマルサット船舶地球局

- (i) 直接印刷電信を用いる遭難及び安全に関する通信を送信し、及び受信すること。
- (ii) 遭難優先呼出しを行い、及び受信すること。
- (iii) 陸上から船舶への遭難警報（地理的に特定された区域に向けたものを含む。）の聴守を維持すること。
- (iv) 無線電話又は直接印刷電信のいずれかを用いる一般無線通信を送信し、及び受信すること。
- (b) 遭難及び安全の目的のため、次の周波数で送信し、及び受信することができるMF無線設備
  - (i) デジタル選択呼出しを用いる周波数二千百八十七・五キロヘルツ
  - (ii) 無線電話を用いる周波数二千百八十二キロヘルツ
- (c) 周波数二千百八十七・五キロヘルツによるデジタル選択呼出しの無休聴守を維持することができる無線設備。当該無線設備は、(b)(i)の規定によって要求される設備と分離し、又はこれと組み合わせることができる。
- (d) 船舶から陸上への遭難警報の送信を行う設備であって、次のいずれかの無線業務で運用するもの
  - (i) 周波数四百六メガヘルツによる極軌道衛星業務。この要件は、第六規則(1)(f)の規定によって要求さ

れる衛星系非常用位置指示無線標識によって満たすことができるものとし、また、当該衛星系非常用位置指示無線標識は、漁船を通常操船する場所に近接して設置するか又は当該場所から遠隔始動することができるよう設置する。

(ii) デジタル選択呼出しを用いるHF

(iii) 追加の船舶地球局又は第六規則(1)(f)の規定によって要求される衛星系非常用位置指示無線標識によるインマルサット静止衛星業務。当該衛星系非常用位置指示無線標識は、漁船を通常操船する場所に近接して設置するか又は当該場所から遠隔始動することができるように設置する。

(2) A一海域及びA二海域を越える航海に従事するがA三海域内にとどまる漁船であって(1)に定める要件に適合しないものには、第六規則に定める要件に加え、次の設備を備える。

(a) 遭難及び安全の目的のため、千六百五キロヘルツ以上四千キロヘルツ以下及び四千キロヘルツ以上二万七千五百キロヘルツ以下の周波数帯にある全ての遭難安全周波数で送信し、及び受信することができるMF/HF無線設備であって次のものを用いるもの

(i) デジタル選択呼出し

- (ii) 無線電話
- (iii) 直接印刷電信
- (b) 周波数二千八百七十七・五キロヘルツ及び八千四百四十四・五キロヘルツ並びにデジタル選択呼出しの遭難安全周波数四千二百七十七・五キロヘルツ、六千三百二十二キロヘルツ、一万二千五百七十七キロヘルツ又は一万六千八百四十五キロヘルツのうち少なくとも一の周波数によるデジタル選択呼出しの聴守を維持することができる設備。当該設備は、常に、これらのデジタル選択呼出しの遭難安全周波数のうちからいずれかのものを選択することができるものとする。当該設備は、(a)の規定によって要求される設備と分離し、又はこれと組み合わせることができる。
- (c) 船舶から陸上への遭難警報の送信を行う設備であつて、HF以外の次のいずれかの無線通信の業務で運用するもの
  - (i) 周波数四百六メガヘルツによる極軌道衛星業務。この要件は、第六規則(1)(f)の規定によって要求される衛星系非常用位置指示無線標識によつて満たすことができるものとし、また、当該衛星系非常用位置指示無線標識は、漁船を通常操船する場所に近接して設置するか又は当該場所から遠隔始動する

ことができるように設置する。

(ii) インマルサット静止衛星業務。この要件は、インマルサット船舶地球局又は第六規則(1)(f)の規定によつて要求される衛星系非常用位置指示無線標識によつて満たすことができるものとし、また、当該衛星系非常用位置指示無線標識は、漁船を通常操船する場所に近接して設置するか又は当該場所から遠隔始動することができるように設置する。

(d) 漁船は、さらに、千六百五キロヘルツ以上四千キロヘルツ以下及び四千キロヘルツ以上二万七千五百キロヘルツ以下の周波数帯にある周波数で運用するMF/HF無線設備により無線電話又は直接印刷電信を用いる一般無線通信を送信し、及び受信することができるものとする。この要件は、(a)の規定によつて要求される設備に第一文の能力を追加することによつて満たすことができる。

(3) (1)(a)、(b)及び(d)並びに(2)(a)及び(c)に規定する無線設備による遭難警報の送信は、漁船を通常操船する場所から行うことができるものとする。

(4) 千九百九十七年二月一日前に建造された漁船であつて、A二海域内及びA三海域内のみの航海に従事するものについて、実行可能な場合において、当該漁船がVHF第十六チャンネルによる無休聴守を維持す

るときは、主管庁は、第六規則(1)(a)(i)及び(b)に定める要件を免除することができる。当該無休聴守は、漁船を通常操船する場所で行うものとする。

第十規則 無線設備（A一海域、A二海域、A三海域及びA四海域）

- (1) 全ての海域の航海に従事する漁船には、第六規則に定める要件に加え、第九規則(2)の規定によって要求される無線設備を備える。ただし、同規則(2)(c)(i)の規定によって要求される設備は、常に備えるものとし、同規則(2)(c)(ii)の規定によって要求される設備に代えることはできない。さらに、全ての海域の航海に従事する漁船は、同規則(3)に定める要件に適合するものとする。

- (2) 千九百九十七年二月一日前に建造された漁船であつて、A二海域内、A三海域内及びA四海域内のみの航海に従事するものについて、実行可能な場合において、当該漁船がVHF第十六チャンネルによる無休聴守を維持するときは、主管庁は、第六規則(1)(a)(i)及び(b)に定める要件を免除することができる。当該無休聴守は、漁船を通常操船する場所で行うものとする。

第十一規則 聴守

- (1) 漁船は、海上にある間、次に定めるところにより無休聴守を維持する。

- (a) 漁船が第六規則(1)(b)に定める要件によりVHF無線設備を取り付けている場合には、デジタル選択呼出しを用いるVHF第七十チャンネル
  - (b) 漁船が第八規則(1)(b)又は第九規則(1)(c)に定める要件によりMF無線設備を取り付けている場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数二千百八十七・五キロヘルツ
  - (c) 漁船が第九規則(2)(b)又は第十規則(1)に定める要件によりMF/HF無線設備を取り付けている場合には、デジタル選択呼出しの遭難安全周波数二千百八十七・五キロヘルツ及び八千四百十四・五キロヘルツ並びにデジタル選択呼出しの遭難安全周波数四千二百七・五キロヘルツ、六千三百十二キロヘルツ、一万二千五百七十七キロヘルツ又は一万六千八百四・五キロヘルツのうち、時間及び漁船の地理的位置に適した少なくとも一の周波数。この無休聴守は、走査受信機により行うことができる。
  - (d) 漁船が第九規則(1)(a)に定める要件によりインマルサット船舶地球局を取り付けている場合には、衛星を経由する陸上から船舶への遭難警報
- (2) 漁船は、海上にある間、当該漁船の航行する海域に向け海上安全情報が放送される適当な周波数による当該海上安全情報の放送について無線の聴守を維持する。

- (3) 漁船は、千九百九十九年二月一日又は機関の海上安全委員会が決定する他の日まで、実行可能な場合には、海上にある間、VHF第十六チャンネルによる無休聴守を維持する。当該無休聴守は、漁船を通常操船する場所で行うものとする。
- (4) 漁船は、千九百九十九年二月一日又は機関の海上安全委員会が決定する他の日まで、実行可能な場合には、海上にある間、周波数二千百八十二キロヘルツの無線電話遭難周波数による無休聴守を維持する。当該無休聴守は、漁船を通常操船する場所で行うものとする。

#### 第十二規則 電源

- (1) 漁船が海上にある間、無線設備を操作するため及び無線設備の補助電源の一部として使用する電池に充電するために十分な電力を常に供給することができるようにしておく。
- (2) 漁船には、その主電源及び非常電源が故障した場合に、遭難及び安全に関する無線通信を行うために無線設備に給電する補助電源を備える。補助電源は、第六規則(1)(a)の規定によって要求されるVHF無線設備並びに当該漁船の設備に対応する海域に応じ、第八規則(1)(a)の規定によって要求されるMF無線設備、第九規則(2)(a)若しくは第十規則(1)の規定によって要求されるMF/HF無線設備又は第九規則(1)(a)の規定

によつて要求されるインマルサット船舶地球局のうちいずれかの設備並びに(4)、(5)及び(8)に規定する追加の負荷に対し、少なくとも次の時間、同時に給電することができるものとする。

(a) 新船については、

(i) 三時間

(ii) 非常電源が第四章第十七規則に定める全ての関連する要件（無線設備に給電するとの要件を含む。）

に完全に適合し、かつ、少なくとも六時間給電することができるものである場合については、一時間

(b) 現存船については、

(i) 非常電源が備えられていない漁船又は非常電源が第四章第十七規則に定める全ての関連する要件

（無線設備に給電するとの要件を含む。）に完全に適合しない場合には、六時間

(ii) 非常電源が第四章第十七規則に定める全ての関連する要件（無線設備に給電するとの要件を含む。）

に完全に適合する場合には、三時間

(iii) 非常電源が第四章第十七規則に定める全ての関連する要件（無線設備に給電するとの要件を含む。）

に完全に適合し、かつ、少なくとも六時間給電することができる場合には、一時間

- 補助電源は、独立したH F無線設備及びM F無線設備に対して、同時に給電する必要はない。
- (3) 補助電源は、漁船の推進動力及び漁船の電気系統から独立したものとする。
- (4) V H F無線設備のほかに、(2)に規定するその他の無線設備の二以上を補助電源に接続することができる場合には、当該補助電源は、V H F無線設備及び次のいずれかの無線設備に、場合に応じて(2)(a)又は(b)に規定する時間同時に給電することができるものとする。
- (a) 同時に補助電源に接続することができる当該その他の無線設備の全て
- (b) 当該その他の無線設備のうち一のみがV H F無線設備と同時に補助電源に接続することができる場合には、当該その他の無線設備のうち最も消費電力の大きいもの
- (5) 補助電源は、第五規則(2)(d)の規定によって要求される電気照明に給電するために使用することができる。
- (6) 補助電源が、再充電し得る蓄電池で構成される場合には、
- (a) 当該蓄電池の最小要求容量まで十時間以内に再充電し得る自動的な充電装置を備える。
- (b) 十二箇月を超えない間隔で、漁船が海上にないときに適当な方法を用いて当該蓄電池の容量を点検す

る。

(7) 補助電源の蓄電池の設置場所及びその設置については、次の条件を確保する。

- (a) 最高度の供給
- (b) 適当な長さの使用期間
- (c) 適当な安全性
- (d) 充電中であるか使用中でないかを問わず、当該蓄電池の温度が製造者の仕様範囲内にあること。
- (e) 当該蓄電池が、満充電時に、あらゆる天候状態において、少なくとも最小限の要求される作動時間の給電をすること。

(8) この章の規定によって要求される無線設備が、その適切な性能を確保するために漁船の航行設備その他の設備からの情報の不断の入力を必要とする場合には、漁船の主電源又は非常電源が故障したときに当該情報を引き続き供給することを確保するための設備を備えるものとする。

### 第十三規則 性能基準

(1) この章の規定が適用される全ての設備は、主管庁によって承認された型のものとする。(2)の規定が適用

される場合を除くほか、これらの設備は、機関が採択した性能基準を下回らない適当なものとする。

- (2) 第一規則に規定する適用の日前に設置された設備については、主管庁の裁量により適当な性能基準の完全な遵守を免除することができる。ただし、機関がその性能基準との関連で採択する基準に十分に留意して、これらの設備が性能基準と適合する設備と両立することを条件とする。

#### 第十四規則 保守要件

- (1) 設備は、微細な再較正<sup>こう</sup>又は再調整なしに、その主要な単位を容易に交換することができるように設計する。
- (2) 設備は、可能な場合には、検査及び船上保守を行うために容易に近づき得るように造り、及び設置する。
- (3) 機関の勧告を考慮した上で、設備を適正に運用し、及び維持するため、適切な情報を提供する。
- (4) 設備を維持するため、適当な工具及び予備品を備える。
- (5) 主管庁は、この章の規定によって要求される無線設備が、第四規則に定める機能要件を満たし、かつ、当該無線設備に関する勧告された性能基準に適合するように保守されることを確保する。

(6) A一海域内及びA二海域内の航海に従事する漁船については、主管庁が承認するところに従って、設備を二重にすること、陸上保守若しくは海上における電子的保守能力又はこれらを組み合わせることにより設備の利用可能性を確保する。

(7) A三海域内及びA四海域内の航海に従事する漁船については、機関の勧告を考慮して主管庁が承認するところに従って、設備を二重にすること、陸上保守又は海上における電子的保守能力のうち少なくとも二の方法を組み合わせることにより設備の利用可能性を確保する。ただし、主管庁は、漁船の種類及びその運航形態を考慮して、二の方法を用いるとの要件を免除し、一の方法を用いることを許可することができる。

(8) 第四規則に定める全ての機能要件に適合することを確保して、設備を良好な作動状態に維持するため、あらゆる合理的な措置をとる。もつとも、遭難及び安全に関するあらゆる機能が働く限り、同規則(h)の規定によって要求される一般無線通信のための設備が十分に機能しないことをもって、漁船に堪航性がないものとしてはならず、及び修繕のための施設を容易に利用することができない港に停泊中の漁船の出港を遅らせる理由としてはならない。

## 第十五規則 無線通信要員

漁船には、主管庁の認めるところにより、遭難及び安全に関する無線通信について資格を有する要員を乗り組ませる。当該要員は、無線通信規則に定める証明書を有し、場合に応じ、そのうちの一名は、遭難した際に無線通信について第一義的な責任を有する者として指名される。

## 第十六規則 無線通信の記録

主管庁の認めるところにより、かつ、無線通信規則によって要求されるところにより、無線通信の業務に関連する全ての事件であつて海上における人命の安全にとって重要であると認められるものについて記録する。

## 第十章 船舶搭載航行設備及び措置

### 第一規則 適用

この章の規定は、別段の明示の定めがない限り、新船及び現存船について適用する。

### 第二規則 免除

主管庁は、航海の性質又は漁船の陸地への近接がこの章に定める要件を必要としないと認める場合には、

いかなる漁船についても、当該要件を免除することができる。

### 第三規則 船舶搭載航行設備

(1)(a) 長さ二十四メートル以上の漁船には、次のものを取り付ける。

(i) 基準磁気コンパス (d) に定める場合を除く。)

(ii) 操舵<sup>だ</sup>磁気コンパス。ただし、(i)の規定によって要求される基準磁気コンパスが提供する船首方位に関する情報が利用可能とされ、かつ、これを操舵員<sup>だ</sup>が主操舵位置<sup>だ</sup>において明確に読み取ることができる場合は、この限りでない。

(iii) 基準磁気コンパスの位置と通常の航行制御の位置との間の連絡のための主管庁の認める適当な装置

(iv) 実行可能な限り三百六十度にわたる水平の弧について方位を測定するための装置

(b) (a)に規定する各磁気コンパスは、正しく調整されるものとし、当該コンパスの残留自差表又は残留自差曲線は、常に利用可能なものとする。

(c) (a)(ii)に規定する操舵<sup>だ</sup>磁気コンパス又はジャイロ・コンパスが取り付けられている場合を除くほか、基準磁気コンパスと交換することができる予備の磁気コンパスを積載する。

- (d) 主管庁は、航海の性質、漁船の陸地への近接又は漁船の種類が基準磁気コンパスを必要としない場合において、基準磁気コンパスを要求することを不合理とし、又は必要としないと認めるときは、個々の漁船又は漁船の種類について、これらの要件を免除することができる。ただし、適当な操舵磁気コンパスがいかなる場合にも積載されていることを条件とする。
- (2) 長さ二十四メートル未満の漁船には、主管庁が合理的かつ実行可能と認める限り、操舵磁気コンパスを取り付け、及び方位を測定するための装置を備える。
- (3) 千九百八十四年九月一日以後に建造された長さ四十五メートル以上の漁船には、次の要件に適合するジャイロ・コンパスを取り付ける。
- (a) マスター・ジャイロ・コンパス又はジャイロ・レピータは、操舵員が主操舵位置において明確に読み取ることができるものであること。
- (b) 長さ七十五メートル以上の漁船には、実行可能な限り三百六十度にわたる水平の弧について方位を測定するため、一又は二以上のジャイロ・レピータを備えるものとし、これを適当な場所に設けること。
- (4) 千九百八十四年九月一日前に建造された長さ七十五メートル以上の漁船には、(3)に定める要件に適合す

るジャイロ・コンパスを取り付ける。

- (5) 非常事態の際の操舵位置を備える漁船には、少なくとも、船首方位に関する情報を当該操舵位置に中継して送信するための電話その他の設備を備える。さらに、千九百九十二年二月一日以後に建造された長さ四十五メートル以上の漁船には、非常事態の際の操舵位置に可視コンパス表示を提供するための設備を備える。

- (6) 千九百八十四年九月一日以後に建造された長さ四十五メートル以上の漁船及び千九百八十四年九月一日前に建造された長さ七十五メートル以上の漁船には、レーダー装置を取り付ける。当該レーダー装置は、千九百九十五年二月一日からは、九ギガヘルツの周波数帯で運用することができるものとする。さらに、千九百九十五年二月一日後は、長さ三十五メートル以上の漁船には、九ギガヘルツの周波数帯で運用することができるレーダー装置を取り付ける。長さ三十五メートル以上四十五メートル未満の漁船については、主管庁の裁量により、(16)に定める要件に適合することを免除することができる。ただし、当該レーダー装置が搜索及び救助のためのレーダー・トランスポンダと完全に両立することを条件とする。

- (7) 長さ三十五メートル未満の漁船については、レーダーを取り付ける場合には、その設置は、主管庁の認

めるところによるものとする。

(8) (6)の規定によりレーダー装置を取り付けることが要求される漁船の航海船橋には、レーダーの表示のプロットティングをするための設備を備える。千九百八十四年九月一日以後に建造された長さ七十五メートル以上の漁船については、プロットティング設備は、少なくとも反射プロッタと同等に有効なものとする。

(9) 千九百八十年五月二十五日前に建造された長さ七十五メートル以上の漁船及び千九百九十年五月二十五日以後に建造された長さ四十五メートル以上の漁船には、音響測深装置を取り付ける。

(10) 長さ四十五メートル未満の漁船には、漁船の下方の水深を測定するための主管庁の認める適当な装置を備える。

(11) 千九百八十四年九月一日以後に建造された長さ四十五メートル以上の漁船には、船速距離計を取り付ける。

(12) 千九百八十四年九月一日前に建造された長さ七十五メートル以上の漁船及び千九百八十四年九月一日以後に建造された長さ四十五メートル以上の漁船には、舵角及び各プロペラの回転数を示す表示器を取り付けるものとし、さらに、可変ピッチ・プロペラ又は横方向推進プロペラを取り付けている場合には、これ

らのプロペラのピッチ及び操作モードを示す表示器を取り付ける。これらの表示器は、操舵<sup>だ</sup>を指揮する位置から読み取ることが出来るものとする。

- (13) (1)から(12)までに規定する装置を良好な作動状態に維持するため、あらゆる合理的な措置をとる。もつとも、第一章第六規則に定める場合を除くほか、当該装置が十分に機能しないことをもって、漁船に堪航性が無いものとしてはならず、及び修繕のための施設を容易に利用することができない港に停泊中の漁船の出港を遅らせる理由としてはならない。

- (14) 長さ七十五メートル以上の漁船には、無線方向探知機を取り付ける。主管庁は、当該探知機を取り付けることを不合理とし、若しくは必要としないと認める場合又は漁船がその予定された航海を通じて使用に適した他の無線航行設備を備えている場合には、この要件を免除することができる。

- (15) 千九百八十年五月二十五日以後千九百九十五年二月一日前に建造された長さ七十五メートル以上の漁船には、千九百九十九年二月一日まで、無線電話遭難周波数でホーミングをするための無線設備を取り付ける。

- (16) この規則の規定に適合して取り付ける全ての設備は、主管庁の承認する型のものとする。千九百八十四

年九月一日以後に漁船の船上に設置する設備は、機関が採択した性能基準を下回らない適当なものとする。機関による関連する性能基準の採択の前に取り付けられた設備については、関係する性能基準との関連で機関が採択する勧告的な基準に十分留意して、主管庁の裁量により、当該性能基準に完全に適合することを免除することができる。

#### 第四規則 航海用文書及び刊行物

主管庁の認めるところにより、適当な航海用文書、適当なかつ最新の海図、水路誌、灯台表、水路通報、潮汐表その他予定された航海に必要な全ての航海用刊行物を船上に備える。

#### 第五規則 信号装置

- (1) その作動が主電源にのみ依存しない昼間信号灯を備える。電力供給には、いかなる場合にも、持運び式電池を含める。
- (2) 長さ四十五メートル以上の漁船には、国際信号書を用いて通信することができるようにするため、一組の旗を備える。
- (3) この議定書に従って無線設備を設置することを要求される全ての漁船には、国際信号書を備える。当該

信号書は、使用の必要があると主管庁が認める他の漁船にも備える。

#### 第六規則 航海船橋の視界

- (1) 長さ四十五メートル以上の新船は、次の要件を満たすものとする。
  - (a) 操舵<sup>だ</sup>を指揮する位置からの海面の視界は、漁船の喫水及びトリムにかかわらず、船首の前方から各舷十度の範囲で漁船の長さの二倍又は五百メートルのいずれか小さい方の長さより遠くが妨げられてはならない。
  - (b) 操舵室<sup>だ</sup>の外側の正横より前方にある漁具その他の障害物による死角であつて操舵<sup>だ</sup>を指揮する位置からの海面の視界を妨げるものは、十度を超えてはならない。死角の弧の合計は、二十度を超えてはならない。死角と死角との間の視界は、五度以上とする。ただし、(a)に規定する操舵<sup>だ</sup>を指揮する位置からの海面の視界については、各死角は、五度を超えてはならない。
  - (c) 航海船橋の前方の窓の下縁の船橋甲板からの高さは、可能な限り低くするものとし、当該下縁は、いかなる場合にも、この規則に定める前方の視界の障害となつてはならない。
  - (d) 航海船橋の前方の窓の上縁は、漁船が荒海において縦揺れをしている場合において、船橋甲板からの

眼高が千八百ミリメートルである者に対して操舵<sup>だ</sup>を指揮する位置における前方の水平視界を確保するものとする。ただし、主管庁は、千八百ミリメートルの眼高が不合理かつ実行不可能であると認める場合には、千六百ミリメートルを下回らない高さに眼高を減ずることを認めることができる。

(e) 操舵<sup>だ</sup>を指揮する位置からの水平視界は、二百二十五度以上にわたる弧に広がり、かつ、正船首方向から各舷正横後二十二・五度以上にわたるものとする。

(f) 船橋の各翼からの水平視界は、二百二十五度以上にわたる弧に広がり、かつ、正船首方向を通過して反対舷側へ四十五度以上及び同一舷の正船首方向から正船尾方向へ百八十度以上にわたるものとする。

(g) 主操舵<sup>だ</sup>位置からの水平視界は、正船首方向から各舷六十度以上にわたる弧に広がるものとする。

(h) 舷側は、船橋翼から視認することができるものとする。

(i) 窓は、次の要件を満たすものとする。

(i) 航海船橋の窓枠は、最小限のものとし、いかなる作業場のすぐ前方にも設置してはならない。

(ii) 船橋の前方の窓は、反射の回避に資するため、上端が垂直面から外側に十度以上二十五度以下の角度で傾斜するものとする。

- (iii) 偏光加工をした窓及び着色した窓は、取り付けてはならない。
- (iv) 航海船橋の前方の少なくとも二の窓及び船橋の形状により追加の窓を通じた明瞭な視界が、天候状態のいかんを問わず常に確保されるものとする。
- (2) 現存船は、実行可能な場合には、(1)(a)及び(b)に定める要件を満たすものとする。もつとも、構造の変更又は追加の設備は、要求されない。
- (3) この規則の規定に適合することができないと主管庁が認める特殊な設計の漁船には、この規則に定める視界の水準と実行可能な限り近い水準の視界が得られるように措置をとる。

付録 証書及び設備の記録

1 漁船に対する安全証書の様式

国際漁船安全証書

この証書は、設備の記録によって補足される。

(公の印章)

(国名)

1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する

1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定に基づき、

.....の政府の権限の下に、.....が発給する。

(国の名称)

(権限を与えられた者又は団体)

漁船の要目 (注1)

船名.....

船舶番号又は信号符字.....

船籍港.....

長さ(L) (第 I 章第 2 規則(5)) / 総トン数 (第 I 章第 2 規則(22)) (注 2) .....

認められた航行海域 (第 IX 章第 2 規則) .....

建造契約又は主要な改造の契約が結ばれた日 .....

キールが据え付けられた日又は第 I 章第 2 規則(1) (c) (ii) 若しくは (iii) に従ってこれと同様の建造段階に達した日 .....

引渡しが行われた日又は主要な改造が完了した日 .....

この証書は、次のことを証明する。

1.1 この漁船が上記の議定書第 I 章第 7 規則から第 9 規則までに定める要件に従って検査されたこと。

1.2 この漁船が上記の議定書第 I 章第 7 規則(1) (d) 及び第 9 規則(1) (d) の規定により要求される年次検査を受ける / 受けない (注 2) こと。

2 検査の結果、次のことが明らかになったこと。

2.1 上記の議定書第 I 章第 9 規則に規定する船体、機関及び設備の状態が満足なものであること並びに

この漁船が同議定書第II章から第VI章までに定める関係要件（消防設備及び火災制御図に関する要件を除く。）に適合していること。

- 2.2 最近の二回の船底の外部の検査が.....及び.....に行われたこと。  
(日) (日)
- 2.3 この漁船が消防設備及び火災制御図について上記の議定書に定める要件に適合していること。
- 2.4 救命設備並びに救命艇、救命いかだ及び救助艇の艤装品きが上記の議定書に定める要件に従って備えられていること。
- 2.5 この漁船が救命索発射器及び救命設備において使用する無線設備を上記の議定書に定める要件に従って備えていること。
- 2.6 この漁船が無線設備について上記の議定書に定める要件に適合していること。
- 2.7 救命設備において使用する無線設備の機能が上記の議定書に定める要件に適合していること。
- 2.8 この漁船が船舶搭載航行設備、水先人用乗船設備及び航海用刊行物について上記の議定書に定める要件に適合していること。

2.9 この漁船が灯火、形象物並びに音響信号及び遭難信号の装置を上記の議定書及び現行の海上における衝突の予防のための国際規則に定める要件に従って備えていること。

2.10 他の全ての事項について、この漁船が上記の議定書に定める関係要件に適合していること。

3 国際漁船免除証書が発給されている／発給されていない(注2) こと。

この証書は、上記の議定書第1章第7規則から第9規則までの規定に基づく年次検査、中間検査、定期的検査及び船底の外部の検査が行われることを条件として、.....(注3) まで効力を有する。

.....において発給した。  
(証書の発給の場所)

.....  
(発給の日)

.....  
(証書の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

この証書の2.1の船体、機関及び設備に関する年次検査及び中間検査に係る裏書

上記の議定書第1章第9規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

年次検査

署名.....  
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査／中間検査 (注2)

署名.....  
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査／中間検査 (注2)

署名

.....  
(権限を与えられた職員の署名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査

署名

.....  
(権限を与えられた職員の署名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第13規則 (7) (c) の規定に基づく年次検査又は中間検査

上記の議定書第 I 章第 9 規則及び第13規則 (7) (c) の規定に基づく年次検査／中間検査 (注2) において、こ

の漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

署名

.....  
(権限を与えられた職員の署名)

場所

.....

日

.....

(必要に応じて、当局の印章)

船底の外部の検査に係る裏書 (注4)

上記の議定書第1章第9規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

一回目の検査

署名

.....  
(権限を与えられた職員の署名)

場所

.....

日

.....

(必要に応じて、当局の印章)

## 二回目の検査

署名

.....  
(権限を与えられた職員の署名)

場所

日

(必要に応じて、当局の印章)

この証書の2.3から2.5まで、2.8及び2.9の救命設備その他の設備に関する年次検査及び定期的検査に係る裏書

上記の議定書第1章第7規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

## 年次検査

署名

.....  
(権限を与えられた職員の署名)

場所

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査／定期的検査 (注2)

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査／定期的検査 (注2)

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則 (7) (c) の規定に基づく年次検査又は定期的検査

上記の議定書第 I 章第 7 規則及び第 13 規則 (7) (c) の規定に基づく年次検査 / 定期的検査 (注 2) において、

この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

署名.....  
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

この証書の 2.6 及び 2.7 の無線設備に関する定期的検査に係る裏書

上記の議定書第1章第8規則の規定により要求される検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

定期的検査

署名.....  
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名.....  
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

定期的検査

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則 (7) (c) の規定に基づき定期的検査

上記の議定書第 I 章第 8 規則及び第 13 規則 (7) (c) の規定に基づき定期的検査において、この漁船が同議定書の関係要件に適合していると認められたことを証明する。

署名.....

|||||

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第13規則(3)の規定を適用する場合における5年未満の期間について発給された証書の有効期間を延長するための裏書

この漁船は、上記の議定書の関係要件に適合していると認められる。よって、この証書は、同議定書第 I 章第13規則(3)の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

署名.....  
(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

更新検査が完了し、上記の議定書第 I 章第 13 規則 (4) の規定を適用する場合における裏書

この漁船は、上記の議定書の関係要件に適合していると認められる。よって、この証書は、同議定書第 I 章第 13 規則 (4) の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

署名.....

(権限を与えられた職員の名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則 (5) の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の議定書第 I 章第 13 規則 (5) の規定に従って.....まで効力を有するものとする。

署名.....

111111

三三三

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則 (7) の規定を適用する場合における検査基準日を繰り上げるための裏書

上記の議定書第 I 章第 13 規則 (7) の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則 (7) の規定に従い、新たな検査基準日は、.....とする。

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

注 1 漁船の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注 2 該当しないものを抹消すること。

注 3 上記の議定書第 1 章第 13 規則 (1) の規定に従って主管庁が定める有効期間の満了の日を記入する。当該日に対応する各年の日は、同規則 (7) の規定に従って改められる場合を除くほか、同章第 2 規則 (23) に規定する検査基準日となる。

注 4 追加的な検査のための欄を設けることができる。

2 免除証書の様式

国際漁船免除証書

(公の印章)

(国名)

1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する

1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定に基づき、

.....の政府の権限の下に、.....が発給する。  
(国の名称) (権限を与えられた者又は団体)

漁船の要目 (注1)

船名.....

船舶番号又は信号符字.....

船籍港.....

長さ(L) (第1章第2規則(5)) / 総トン数 (第1章第2規則(22)) (注2) .....

この証書は、次のことを証明する。

上記の議定書第.....章第.....規則の規定により与えられた権限に基づき、この漁船が同議定書.....の要件を免除されたこと。

この免除証書を条件付きで発給する場合のその条件

この証書は、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有する。

.....において発給した。  
(証書の発給の場所)

.....  
(発給の日)

.....  
(証書の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、証書を発給する当局の印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則 (3) の規定を適用する場合における 5 年未満の期間について発給された証書の

有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の議定書第 I 章第 13 規則 (3) の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有するものとする。

署名.....

(権限を与えられた職員の名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

更新検査が完了し、上記の議定書第 I 章第 13 規則 (4) の規定を適用する場合における裏書

この証書は、上記の議定書第 I 章第 13 規則 (4) の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有するものとする。

署名.....

(権限を与えられた職員の名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

上記の議定書第 I 章第 13 規則 (5) の規定を適用する場合における検査港に到着するまでの期間又は猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書

この証書は、上記の議定書第 I 章第 13 規則 (5) の規定に従い、この証書を添付する国際漁船安全証書が効力を有していることを条件として、.....まで効力を有するものとする。

署名.....

(権限を与えられた職員の署名)

場所.....

日.....

(必要に応じて、当局の印章)

注 1 漁船の要目は、これに代えて、枠内に横に並べて記載することができる。

注 2 該当しないものを抹消すること。

### 3 国際漁船安全証書の追補の様式

#### 国際漁船安全証書のための設備の記録

この記録は、常に国際漁船安全証書に添付するものとする。

#### 1977年の漁船の安全のためのトレモリノス国際条約に関する

#### 1993年のトレモリノス議定書の規定の実施に関する2012年のケープタウン協定に係る設備の記録

#### 1 漁船の要目

船名.....

船舶番号又は信号符字.....

船籍港.....

長さ(L) (第1章第2規則(5)) / 総トン数 (第1章第2規則(22)) (注1) .....

#### 2 救命設備の詳細

1 備えている救命設備	総計		人分
	左舷	右舷	
2 救命艇の総数	.....	.....	.....
2.1 救命艇に収容される人数の総計	.....	.....	.....
2.2 部分閉囲型の救命艇（第VII章第18規則）の数	.....	.....	.....
2.3 全閉囲型の救命艇（第VII章第19規則）の数	.....	.....	.....
3 救助艇の数	.....	.....	.....
3.1 2の救命艇の総数に含まれる救助艇の数	.....	.....	.....
4 救命いかだ	.....	.....	.....
4.1 承認された進水装置を必要とする救命いかだ	.....	.....	.....
4.1.1 救命いかだの数	.....	.....	.....
4.1.2 救命いかだに収容される人数	.....	.....	.....
4.2 承認された進水装置を必要としない救命いかだ	.....	.....	.....
4.2.1 救命いかだの数	.....	.....	.....
4.2.2 救命いかだに収容される人数	.....	.....	.....
5 救命浮環の数	.....	.....	.....
6 救命胴衣の数	.....	.....	.....

<p>7 イマージョン・スーツ</p> <p>7.1 総数</p> <p>7.2 救命胴衣の要件に適合するイマージョン・スーツの数</p> <p>8 保温具 (注2) の数</p> <p>9 救命設備において使用する無線設備</p> <p>9.1 レーダー・トランスポンダの数</p> <p>9.2 双方向VHF無線電話装置の数</p>	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
--	--

3 無線設備の詳細

項 目	実際の措置
<p>1 主な設備</p> <p>1.1 VHF無線設備</p> <p>1.1.1 デジタル選択呼出装置</p> <p>1.1.2 デジタル選択呼出聴守装置</p> <p>1.1.3 無線電話</p> <p>1.2 MF無線設備</p> <p>1.2.1 デジタル選択呼出装置</p> <p>1.2.2 デジタル選択呼出聴守装置</p> <p>1.2.3 無線電話</p> <p>1.3 MF/HF無線設備</p>	<p>.....</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>1.3.1 デジタル選択呼出装置</li> <li>1.3.2 デジタル選択呼出聴守装置</li> <li>1.3.3 無線電話</li> <li>1.3.4 直接印刷電信</li> <li>1.4 インマルサット船舶地球局</li> <li>2 警報のための補助手段</li> <li>3 海上安全情報の受信設備             <ul style="list-style-type: none"> <li>3.1 ナズテックス受信機</li> <li>3.2 高度集団呼出受信機</li> <li>3.3 HF直接印刷電信受信機</li> </ul> </li> <li>4 衛星系非常用位置指示無線標識             <ul style="list-style-type: none"> <li>4.1 コスパス・サーサット</li> <li>4.2 インマルサット</li> </ul> </li> <li>5 VHF非常用位置指示無線標識</li> <li>6 漁船のレーダー・トランスポンダ</li> </ul>	<p>.....</p>
<p>4 無線設備の利用可能性を確保するための方法 (第IX章第14規則)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>4.1 設備の二重化</li> <li>4.2 陸上保守</li> <li>4.3 海上における保守能力</li> </ul>	<p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

この記録が全ての点において正しいことを証明する。

.....において発給した。

(記録の発給の場所)

.....  
(発給の日)

.....  
(記録の発給について権限を与えられた職員の署名)

(必要に応じて、記録を発給する当局の印章)

注 1 該当しないものを抹消すること。

注 2 上記の議定書第七章第17規則(8) (xxx)、第20規則(5) (a) (xvii)及び第23規則(2) (b) (xiii)の規定により要求されるものを除く。

